



## はじめに

現在わが国では、平成 25 年 4 月に施行した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」により、障がい者福祉施策の充実が図られ、障がいのある方も住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう「地域共生社会の実現」を促進してきました。



しかしながら、少子高齢化が進行し人口減少の局面をむかえ、本村においても例外なく障がいのある方の高齢化も進んでおり、障害者手帳の取得も増えています。そんな中、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合うことがますます重要となってきます。

本村では「誰もが住み続けられる障がい者にやさしいむらづくり」を基本理念とした障がい者福祉施策を展開するため、平成 27 年 3 月に「第 3 次障害者福祉計画」、令和 3 年 3 月に「第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」を策定しました。

本年はこれら 3 計画期間の最終年となることから、「第 4 次障害者福祉計画」では、基本理念を新たに「住み慣れた地域で自立した生活ができる持続可能なむらづくり」と改め、見直しを行いました。その実現に向け、8 本の柱を軸とした施策を展開します。またこれと合わせ、障害福祉サービス等の基盤整備の目標等を掲げる「第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

本計画を推進するにあたり、当事者の自助、当事者団体の互助、地域住民の理解や配慮の共助、行政・事業所・専門機関等が連携・協働し支援する公助が重要となります。また、生活習慣病等の進行により障がいになる場合も少なくありません。本村における糖尿病患者の割合は愛知県内でも上位に位置しており、福祉分野だけでなく、分野を超えた連携も必要となります。計画の実現に向け、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画策定にあたり、ご協力いただきました飛島村障害者福祉計画策定委員の皆様並びに関係団体の皆様に心からお礼を申し上げます。今後とも皆様のご協力とご支援をよろしくお願いいたします。

令和 6 年 3 月

飛島村長 加藤 光彦

# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨・背景 .....	1
2 関連法等にかかる年表 .....	2
3 障害福祉サービスの体系 .....	3
4 計画の位置づけ .....	5
(1) 計画の性格 .....	5
(2) 根拠法令 .....	5
(3) 上位・関連計画について .....	6
5 計画の期間 .....	7
6 計画の対象者 .....	8
7 計画策定に向けた体制と取組 .....	9
(1) 策定委員会の設置 .....	9
(2) 障がい者（児）の実態把握 .....	9
(3) フォーカスグループインタビュー・訪問調査の実施 .....	9
(4) パブリックコメントの実施 .....	10
<b>第2章 障がいのある人を取り巻く状況</b> .....	<b>11</b>
1 障害者手帳所持者の動向 .....	11
(1) 人口等の状況 .....	11
(2) 身体障害者手帳所持者の状況 .....	12
(3) 療育手帳所持者の状況 .....	14
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 .....	15
(5) 難病者の状況 .....	16
(6) サービスの利用者数 .....	17
(7) 就学の状況 .....	20
2 アンケート調査からみる現状 .....	21
(1) 回答者の基礎情報の結果 .....	21
(2) 日常生活上の支援及び支援者について .....	27
(3) 福祉サービスなどの利用について .....	29
(4) 住まいのこについて .....	36
(5) 外出のこについて .....	38
(6) 通院のこについて .....	44
(7) 就労のこについて .....	45
(8) あなたの日頃の生活や相談等のこについて .....	52
(9) 生活全般のこについて .....	59
(10) 村の施設の今後について .....	65
3 フォーカスグループインタビュー及び訪問調査 .....	66
(1) フォーカスグループインタビュー .....	66
(2) 訪問調査 .....	67
<b>第3章 第4次障害者福祉計画</b> .....	<b>68</b>
1 基本理念 .....	68
2 施策体系 .....	69
3 具体的施策 .....	70
(1) 啓発・広報 .....	70
(2) 福祉サービスの充実 .....	71

(3)	保健・医療の充実	72
(4)	生活環境の整備	73
(5)	生活の安定と自立支援	74
(6)	保育・教育の充実	75
(7)	文化・スポーツ活動の推進	76
(8)	安心・安全	77

#### 第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画..... 78

1	サービスの提供について	78
(1)	障害福祉計画・障害児福祉計画について	78
(2)	国の基本指針	78
2	成果目標と活動指標の設定	79
(1)	施設入所者の地域生活への移行	79
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	80
(3)	地域生活支援の充実	81
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	83
(5)	障害児通所支援の提供体制の整備等	84
(6)	相談支援体制の充実・強化等	87
(7)	障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築	89
(8)	発達障がい者等に対する支援	90
3	障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込量	91
(1)	訪問系サービス	91
(2)	日中活動系サービス	93
(3)	居住系サービス	104
(4)	相談支援等	107
4	地域生活支援事業の見込量	109
(1)	必須事業	109
(2)	任意事業	117
5	障害児通所支援等の見込量	120
(1)	障害児通所支援	120
(2)	障害児相談支援等	125
(3)	障がいのある児童の子ども・子育て支援等	126

#### 第5章 計画の推進に向けて..... 128

1	推進体制	128
(1)	総合的な推進体制	128
(2)	関係機関等との連携支援体制	128
2	進捗管理	128
(1)	進捗の把握と分析・評価	128
(2)	計画や方策の見直し	128

#### 第6章 資料..... 129

1	計画策定の経緯	129
2	飛島村障害者福祉計画策定委員会設置要綱	130
3	飛島村障害者福祉計画策定委員会委員名簿	132
4	アンケート調査票	133

# 第1章

# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨・背景

我が国では、平成18年に国際連合が採択した『障害者の権利に関する条約』（以下『障害者権利条約』）の批准に向けた国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には『障害者基本法』の改正、平成25年には障害者自立支援法に代わる『障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）』が制定されました。

また、障がい者の人権に関しては、平成24年の『障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）』に続き、平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした『障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）』（平成28年施行）が制定されました。

こうした国内法の整備を経て、平成26年1月に国際連合の『障害者権利条約』が正式に国内で批准されました。

その後も障がい者に係る法律・制度の改正が進められていく中で、平成30年に『第4次障害者基本計画』が策定され、ノーマライゼーションの理念の下で、障がい者の社会への参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るための施策が展開されています。

また、『第4次障害者基本計画』では、平成30年に一部改正された『社会福祉法』における「地域共生社会」という考え方の下で、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指していくことが方針として掲げられています。

加えて、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）』が令和4年に施行されました。

本村では、平成27（2015）年に「第3次障害者福祉計画」を、令和3（2021）年に「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障がい者が住みやすい村づくりや障害福祉サービス、障害児通所支援等の円滑な実施を図ってきました。

令和5年度をもって、計画期間が満了します。計画期間中には、相談支援体制、療育支援体制等の充実を進めてきました。そして、新たに『飛島村第4次障害者福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』（以下、「本計画」という。）では、「第5次飛島村総合計画」にも掲げている、障がい者が住み慣れた地域で生活できる環境づくりを進めるため、就労機会の場の確保等の就労支援に重点を置き、策定します。

## 2 関連法等にかかる年表

図表 1-1 関連法等の施行・改正にかかる年表

年	内容
昭和45年	心身障害者対策基本法 公布・施行
平成5年	心身障害者対策基本法を改正し、障害者基本法に改題
平成16年	障害者基本法 一部改正 (障がいを理由とした差別の禁止、障がいの理解を深める施策)
平成17年	発達障害者支援法 施行
平成18年	障害者自立支援法 施行
平成19年	重点施策実施5か年計画(後期分) 策定
平成20年	障害者雇用促進法 公布
平成23年	障害者基本法 一部改正(障害者の定義の見直し、合理的配慮の追加など)
平成24年	障害者優先調達推進法 成立
	障害者虐待防止法 施行
	児童福祉法 改正
平成25年	障害者差別解消法 成立
	障害者総合支援法 施行(一部、平成26年に施行)
	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律制定・施行
	障害者雇用促進法 一部改正(障がい者雇用の機会均等、不当な差別の禁止など)
平成26年	障害者権利に関する条約(障害者権利条約) 批准
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行 (一部、平成28年に施行)
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成28年	障害者差別解消法 施行
	障害者総合支援法 一部改正(地域生活の支援、障がい児支援への対応など)
	児童福祉法 一部改正
	成年後見制度利用促進法 公布
	発達障害者支援法 一部改正(発達障害の定義、基本理念の新設など)
平成30年	第4次障害者基本計画 策定
	障害者総合支援法 改正
	児童福祉法 改正
	社会福祉法 一部改正(地域福祉推進の理念、包括的な支援体制づくりなど)
令和元年	社会福祉法 一部改正
令和2年	社会福祉法 一部改正(市町村の包括的な支援体制の構築など)
令和3年	障害者差別解消法 改正
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行
	児童福祉法 改正
	障害者総合支援法等 一部改正(地域生活の支援体制の充実など)

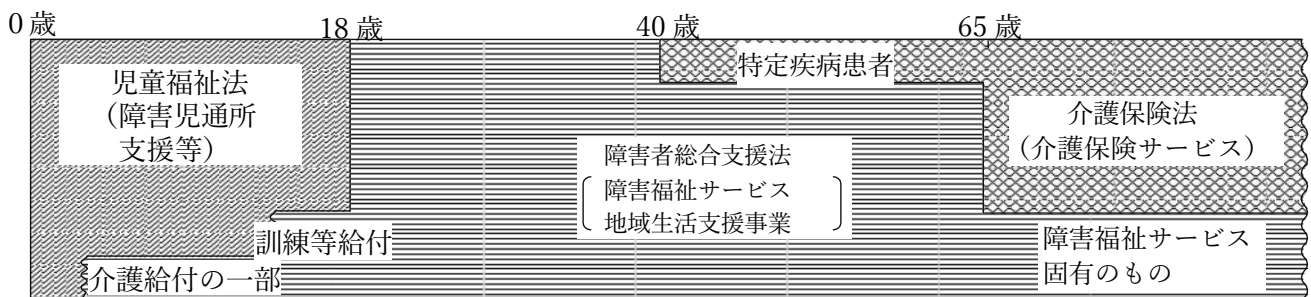
### 3 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、自立支援給付の「介護給付」には、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「生活介護」「療養介護」「短期入所」「施設入所支援」、訓練等給付には、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」があり、「障害福祉サービス」はこれら15のサービスの総称です。

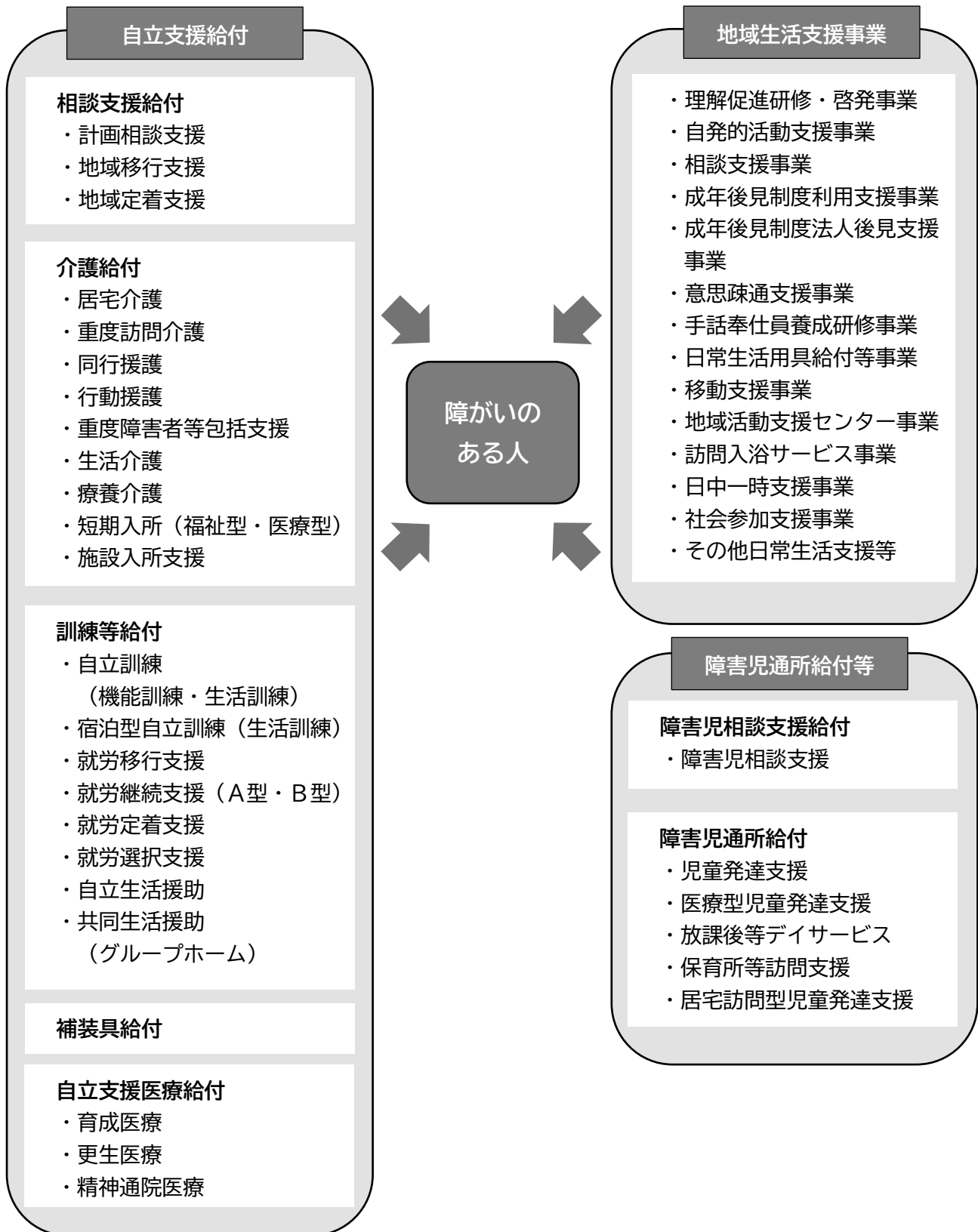
障害福祉サービスは、18歳から64歳までの障がいのある人に適用されるのはもちろんですが、「居宅介護」「短期入所」などの介護給付の一部や「就労移行支援」などの訓練等給付は、18歳未満の障がいのある児童にも適用されます。また、「同行援護」などの障害福祉サービス固有のものは、65歳以上の人にも適用されます。なお、要介護認定者には、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は介護保険サービスが適用されますが、「施設入所支援」など、65歳に至るまで相当の期間にわたり障害福祉サービスを利用している場合などは、65歳以上も引き続き適用されます。

児童福祉法には、「障害児通所給付」として、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」の5つのサービス、「障害児入所給付」として、「福祉型」と「医療型」があり、原則として、18歳未満に適用されます。なお、「障害児入所給付」は、都道府県が実施します。

図表 1-2 サービスの適用年齢区分



図表 1-3 市町村障害福祉サービス等・障害児通所支援等の体系図





## 4 計画の位置づけ

### 1 計画の性格

「障害者福祉計画」は、本村の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、村民、関係機関・団体、事業者、村が、それぞれに活動を行うための指針となります。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障がい児者福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和8年度を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策を定める計画となります。

### 2 根拠法令

本計画は、法定計画である障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」の3計画を一体の計画として策定します。

図表 1-4 計画について

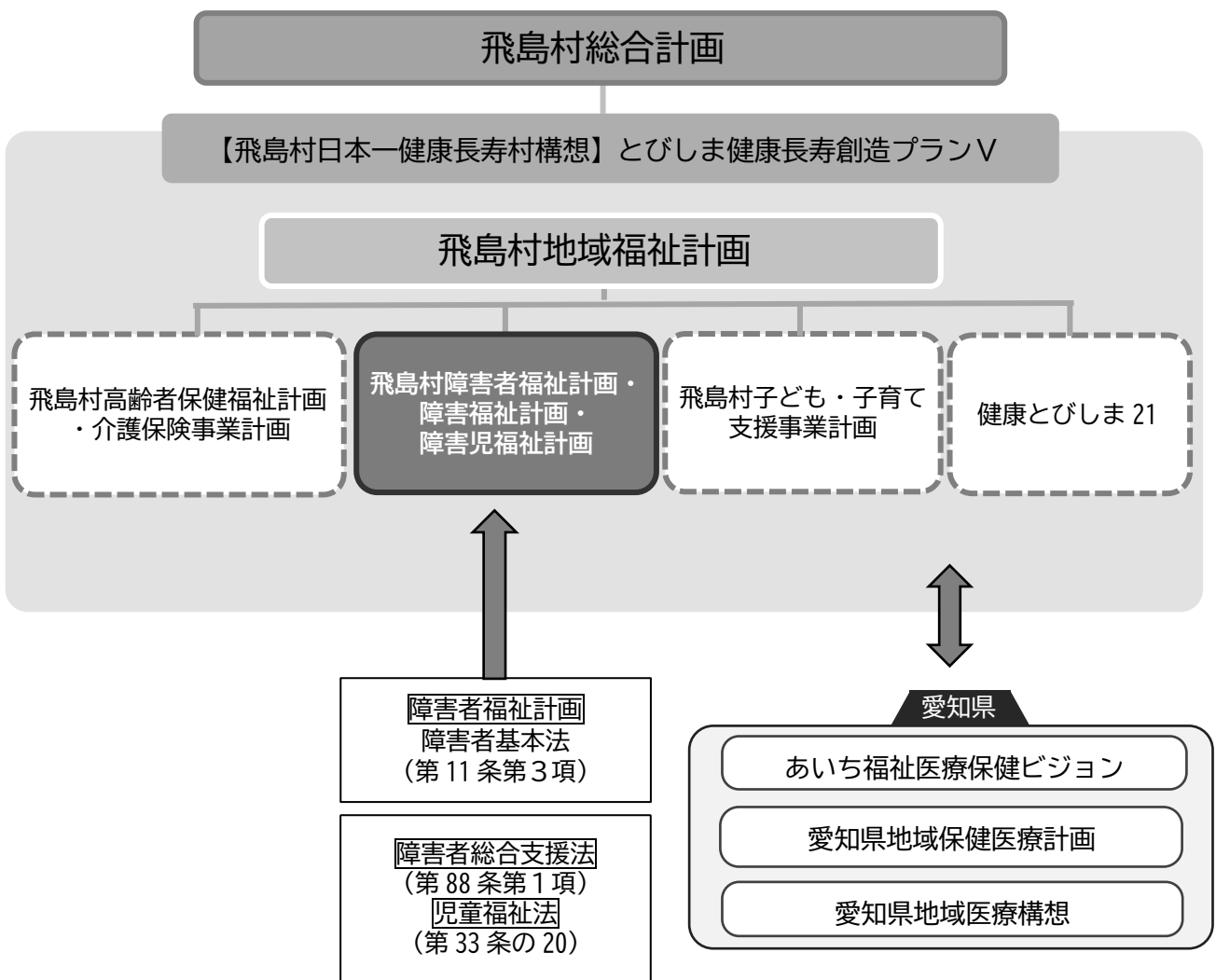
項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)
計画期間	中長期 (おおむね5～10年程度)	短期(3年)	短期(3年)
計画的な考え方	国の障害者基本計画(第5次計画)の内容と、本村の現行計画の進捗状況を確認し、見直し	国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえ、第6期(令和3年度～令和5年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し	障がいのある児童の健全な育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期(令和3年度～令和5年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し

### 3 上位・関連計画について

本計画は「飛島村総合計画」を上位計画とし、「飛島村日本一健康長寿村構想」のもと、「飛島村地域福祉計画」「飛島村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「健康とびしま21」「飛島村子ども・子育て支援事業計画」など村の関連計画との調和を図るとともに、「あいち福祉医療保健ビジョン」「愛知県地域保健医療計画」「愛知県地域医療構想」といった県の関連計画等との整合性を図り策定しました。

また、国の基本指針や愛知県の計画とも整合を図り、方向性を示すものとします。

図表 1-5 上位計画・関連計画



## 5 計画の期間

本計画のうち、第4次障害者福祉計画は、令和6（2024）年度から令和15（2023）年度までの10年間を計画期間とします。第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。ただし、計画の進捗を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 1-6 計画の期間

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度
障害者福祉計画	第3次障害者福祉計画						第4次障害者福祉計画									
障害児福祉計画・ 障害福祉計画	第5期 障害福祉計画		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画										
	第1期 障害児福祉計画		第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画										



## 6 計画の対象者

本計画の主な対象者は、障害者基本法に定める障がいのある人としています。

### 《障害者基本法における定義》

第2条において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義しています。

本計画における「障がい者」とは、手帳の有無に関わらず

- ・身体に障がいがある者【18歳以上】
- ・知的障がいがある者【18歳以上】
- ・精神に障がいがある者【18歳以上】（発達障がいがある者、高次脳機能障がいがある者を含み、知的障がいがある者を除く。）
- ・難病等がある者【18歳以上】

を指します。

また「障がい児」とは、

- ・身体に障がいがある児童【18歳未満】
- ・知的障がいがある児童【18歳未満】
- ・精神に障がいがある児童【18歳未満】（発達障がいがある児童、高次脳機能障がいがある児童を含み、知的障がいがある児童を除く。）
- ・難病等がある児童【18歳未満】

を指します。

### 「障がい」の表記について

本村では、障がいのある人やその家族、関係団体の皆様のお気持ちを尊重し、「害」という漢字の表記を、法令の名称や団体・施設等の固有名詞を除き、「がい」とひらがなで表記しています。

## 7 計画策定に向けた体制と取組

### 1 策定委員会の設置

本計画の策定においては、地域の特性に応じた包括的な取組が展開できるよう、保健・医療・福祉関係者、住民、行政等で構成する飛島村障害者福祉計画策定委員会を設置し、幅広い分野の関係者の参画を得て策定しました。

### 2 障がい者（児）の実態把握

計画の策定にあたって、障がいのある人からの意見を定量的に把握するため、福祉サービスの利用実態や意識に関するアンケート調査を実施しました。

図表 1-7 障がい者(児)の実態把握調査 概要

調査対象者	村内在住の障害者手帳等所持者（難病者含む）211名
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年6月17日（土）～令和5年6月30日（金）
配布数	211件
有効回答数	95件
有効回答率	約45%

### 3 フォーカスグループインタビュー・訪問調査の実施

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活ができるむらづくりを実現するための方向性を検討しました。

図表 1-8 フォーカスグループインタビュー 概要

調査対象者	飛島村心身障害児（者）保護者会（あゆみ会）、飛島村身体障害者福祉協議会、障がい支援者
調査方法	フォーカスグループインタビュー法を用いて実施。インタビュー時間は1時間で、対象者に事前に承諾を得た上で、ICレコーダー及びビデオ動画で記録し、内容を分析。
調査日	令和5年7月18日（火）、7月19日（水）

図表 1-9 訪問調査 概要

調査対象者	さくら作業所作業生（家族を含む）、作業所職員、就労系サービス利用者、一般就労者、放課後等デイサービス利用者
調査方法	質問紙調査で実施。調査員が対象者の自宅または対象者が日常的に利用している施設（すこやかセンター、ふれあいの郷、子育て支援センター）を訪問し、聞き取りにより調査を実施。
調査日	令和5年7月13日（木）～7月20日（木）

## 4 パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く村民の意見を求めることを目的として、令和6年1月4日（木）から2月2日（金）までパブリックコメントを実施しました。

意見募集した結果、提出件数は0件（参考意見1件）でした。



## 第2章

## 障がいのある人を取り巻く状況

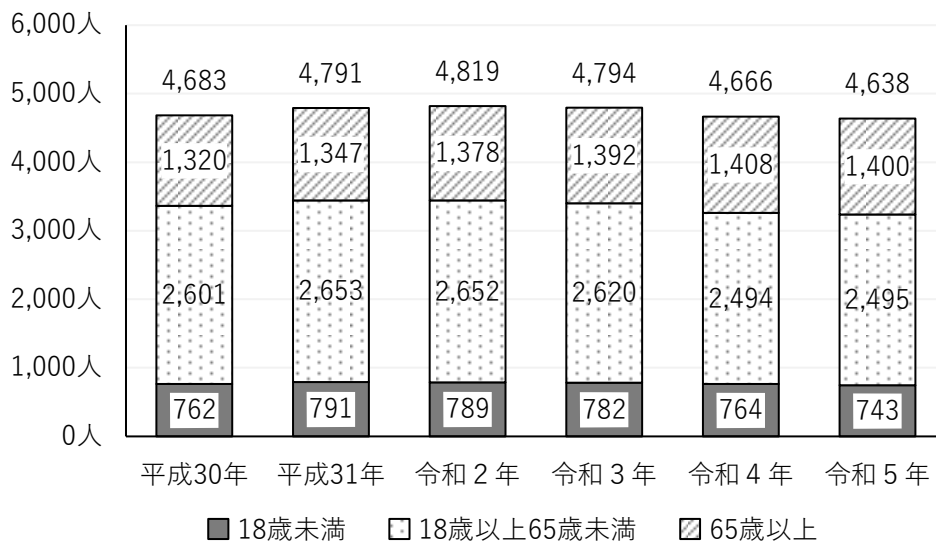
## 1 障害者手帳所持者の動向

## 1 人口等の状況

令和5年4月1日現在、本村の人口は4,638人であり、やや減少傾向にあります。

これを年齢階層別にみると、18歳未満は743人(16.0%)、18歳以上65歳未満は2,495人(53.8%)、65歳以上は1,400人(30.2%)です。18歳未満及び18歳以上65歳未満は減少傾向、65歳以上は増加傾向にあります。

図表 2-1 人口の推移(各年4月1日現在)

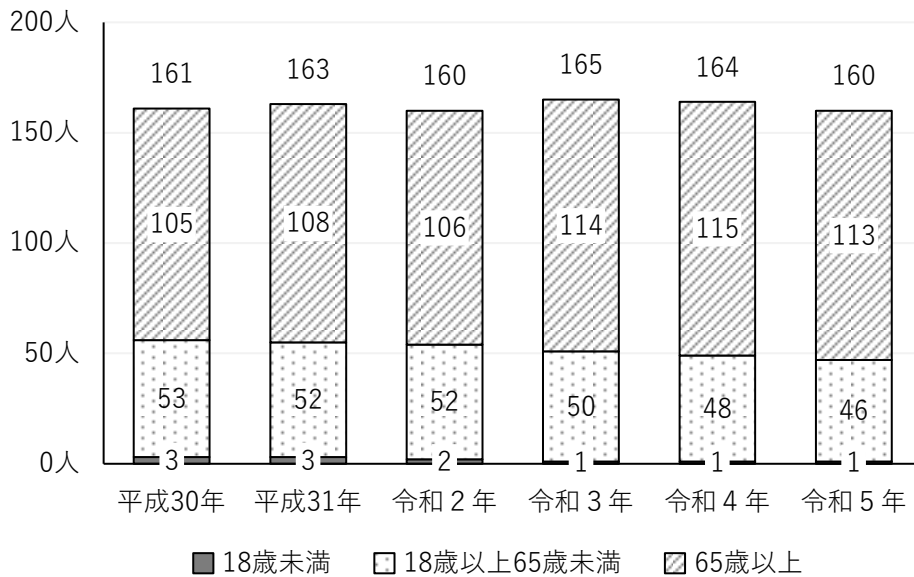


資料：飛島村住民基本台帳

## 2 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能に障がいのある人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県より交付されます。令和5年3月31日現在、本村の身体障害者手帳所持者は160人であり、ほぼ横ばい傾向にあります。年齢階層別にみると、18歳未満は1人(0.6%)、18歳以上65歳未満は46人(28.8%)、65歳以上は113人(70.6%)となっています。

図表 2-2 身体障害者手帳所持者の推移(各年3月31日現在)

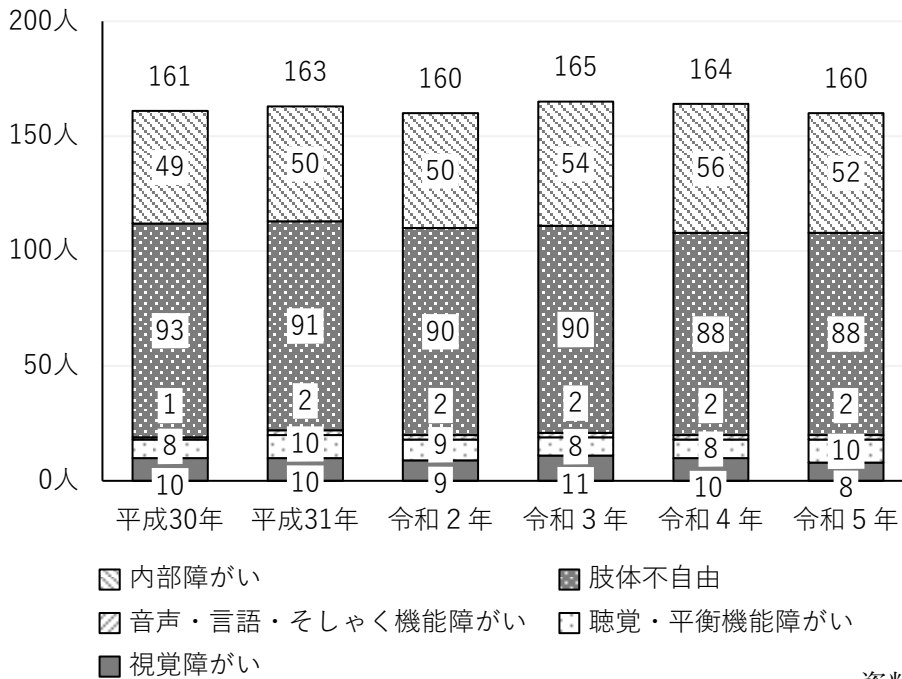


資料：飛島村福祉課



障がいの種類別にみると、肢体不自由が88人（55.0%）と最も多く、次いで内部障がいが52人（32.5%）となっています。

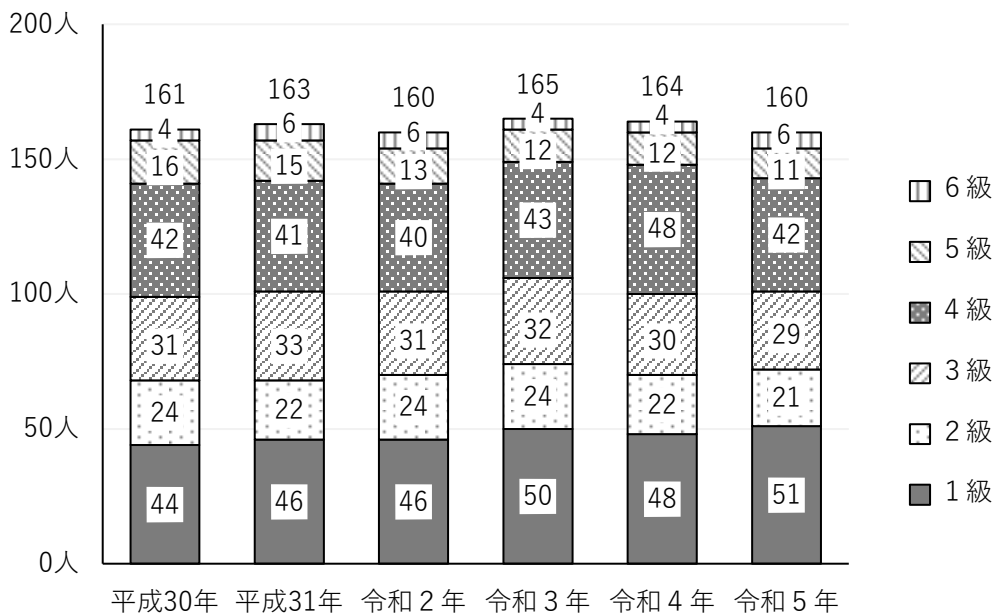
図表 2-3 身体障がい者の種類別構成の推移(各年3月31日現在)



資料：飛島村福祉課

障がいの等級別にみると、1級が51人（31.9%）と最も多く、2級の21人（13.1%）と合わせた重度は45.0%を占めています。

図表 2-4 身体障がい者の等級別構成の推移(各年3月31日現在)

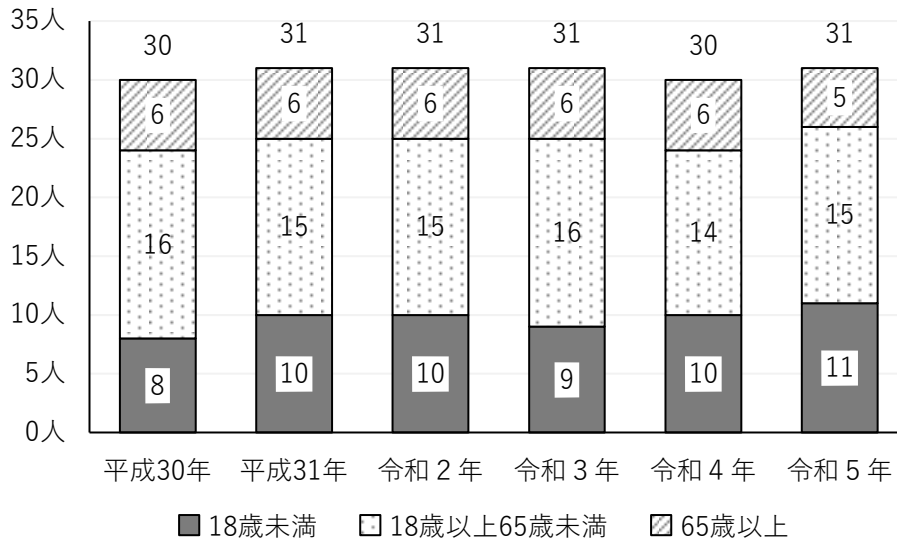


資料：飛島村福祉課

### 3 療育手帳所持者の状況

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県より交付されます。令和5年3月31日現在、本村の療育手帳所持者は31人であり、横ばい傾向にあります。年齢階層別にみると、18歳未満は11人（35.5%）、18歳以上65歳未満は15人（48.4%）、65歳以上は5人（16.1%）となっています。

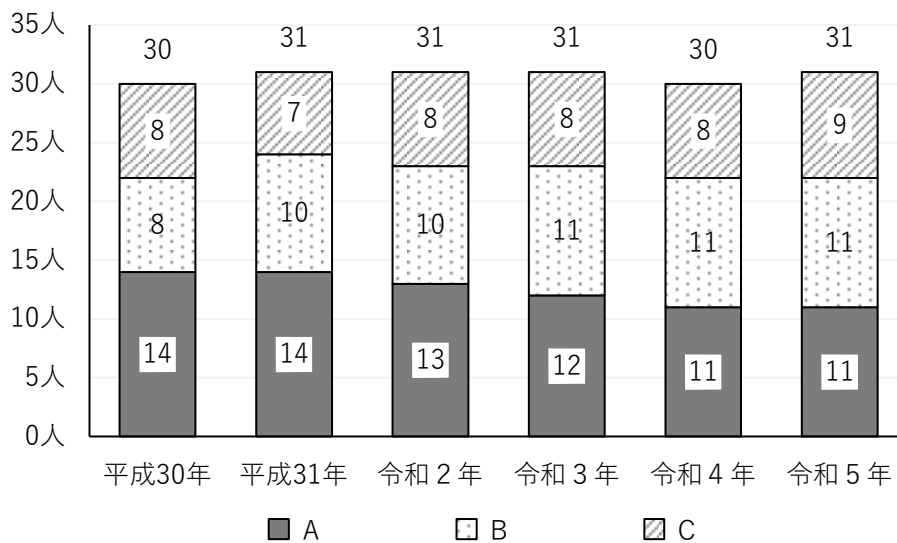
図表 2-5 療育手帳所持者の推移(各年3月31日現在)



資料：飛島村福祉課

障がいの等級別にみると、重度のAと中度のBが11人（35.5%）、軽度のCが9人（29.0%）となっています。

図表 2-6 療育手帳所持者の等級別構成の推移(各年3月31日現在)

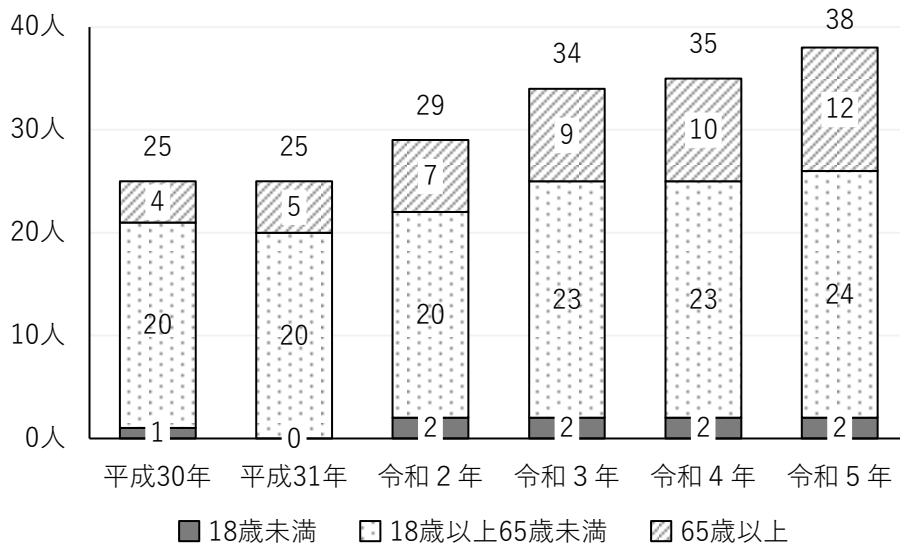


資料：飛島村福祉課

## 4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県より交付されます。令和5年3月31日現在、本村の精神障害者保健福祉手帳所持者は38人に増加しました。年齢階層別にみると、18歳未満は2人（5.2%）、18歳以上65歳未満は24人（63.2%）、65歳以上は12人（31.6%）となっています。

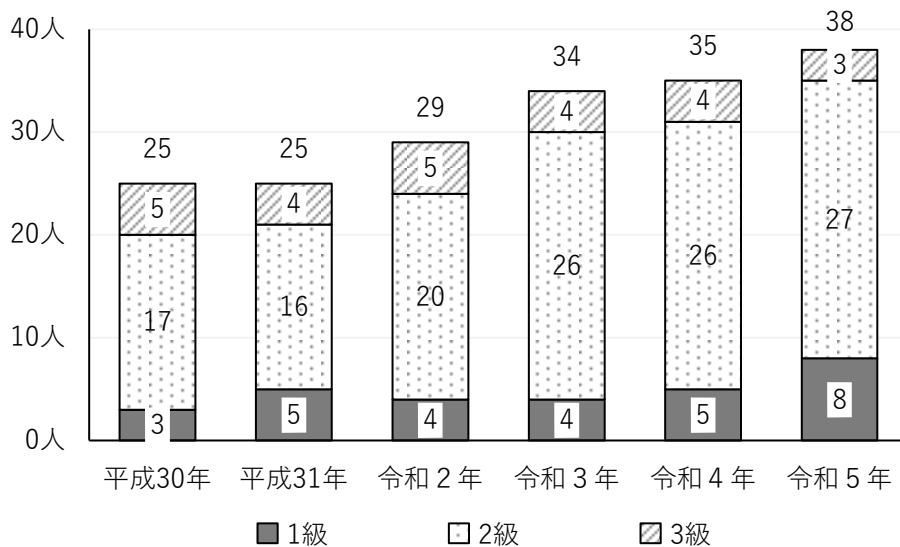
図表 2-7 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(各年3月31日現在)



資料：飛島村福祉課

障がいの等級別にみると、2級が27人（71.1%）と最も多くなっています。

図表 2-8 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別構成の推移(各年3月31日現在)



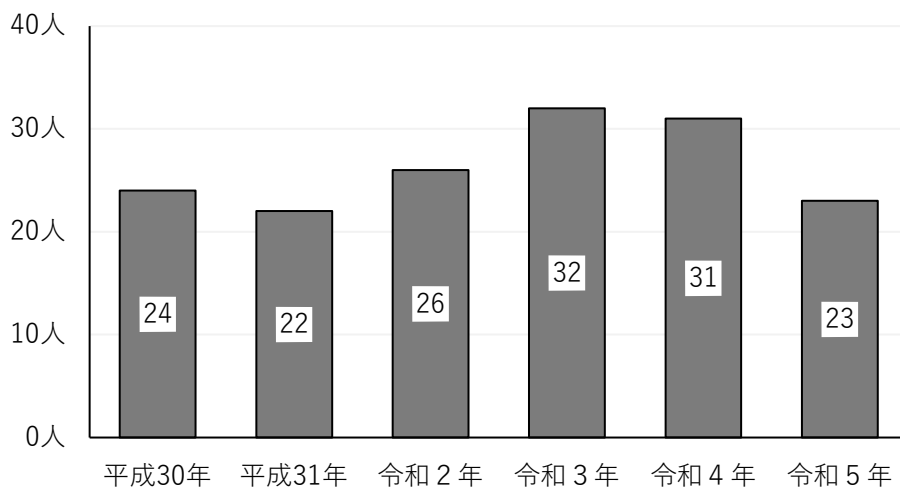
資料：飛島村福祉課

## 5 難病者の状況

難病は原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち厚生労働省が指定する特定の疾病の患者に対して、医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

令和5年4月1日現在、本村の特定医療費（指定難病）の受給者は23人であり、減少傾向にあります。なお、特定医療費（指定難病）は338の疾病が対象となっていますが、障害者総合支援法では366の疾病が対象となっています。

図表 2-9 特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の推移(各年4月1日現在)



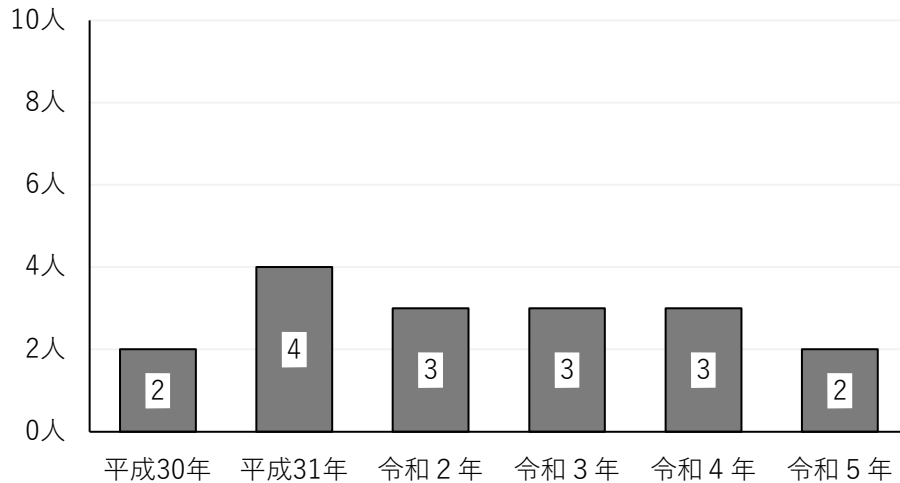
資料：愛知県津島保健所



治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。

令和5年4月1日現在、本村の小児慢性特定疾病医療費の受給者は2人であり、横ばいで推移しています。

図表 2-10 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移(各年4月1日現在)



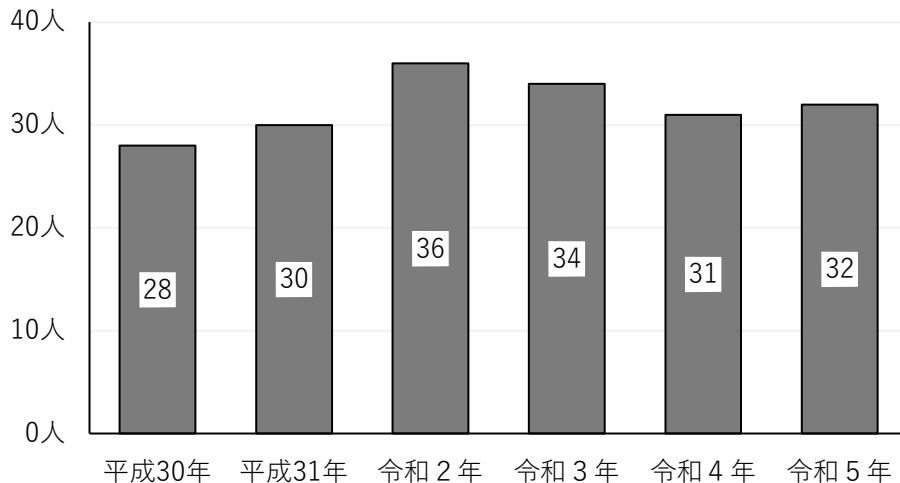
資料：愛知県津島保健所

## 6 サービスの利用者数

### ① 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年4月1日現在、本村の障害福祉サービス支給決定者は32人であり、横ばいで推移しています。

図表 2-11 障害福祉サービス支給決定者数の推移(各年4月1日現在)



資料：飛島村福祉課

② 障害支援区分認定者

障害福祉サービスのうち、図表2-12のサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要となります。障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1から6までとなっています。令和5年4月1日現在、本村の障害支援区分認定者は24人であり、障害福祉サービス支給決定者数の75.0%を占めています（図表2-13）。

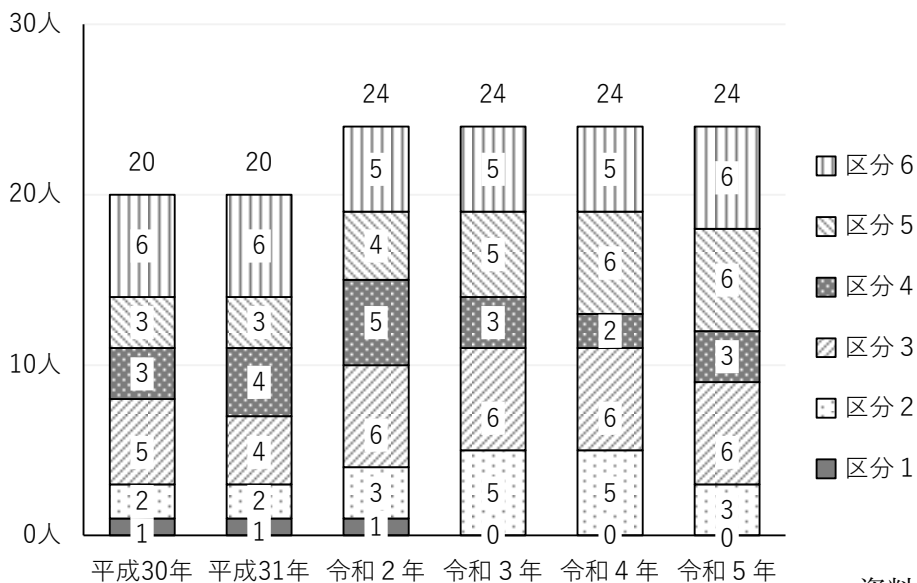
障害支援区分認定者は、18歳以上の障がいのある人です。18歳未満の障がいのある児童は、発達段階にあり、時間の経過とともに障がいの状態が変化すること、乳児期は通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど、検討課題が多く、現段階では使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていません。

図表 2-12 障害支援区分の認定が必要なサービス

サービス名	該当区分
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上
同行援護	支援の度合いに応じて、区分認定が必要
行動援護	区分3以上
重度障害者等包括支援	区分6
生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
療養介護	区分5以上
短期入所	区分1以上
施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）

※サービスの利用にあたっては、区分の認定に加え、該当条件がある場合もあります。

図表 2-13 障害支援区分認定者数の推移(各年4月1日現在)

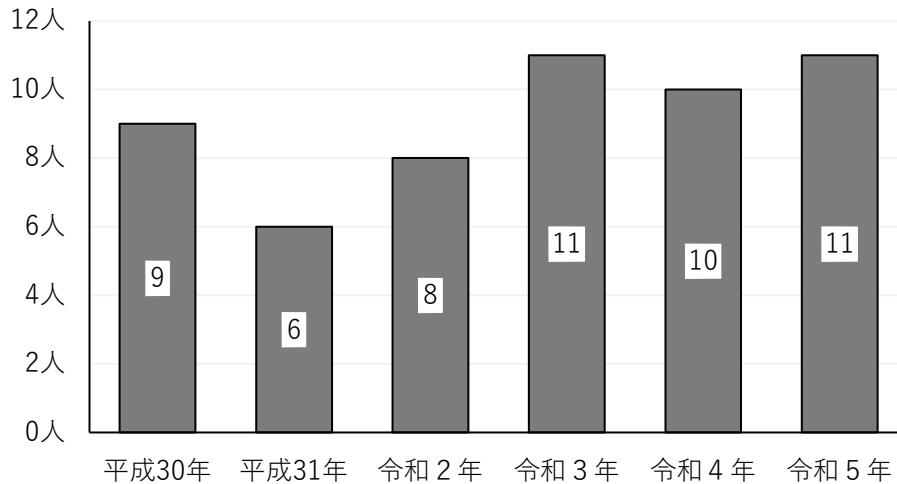


資料：飛島村福祉課

### ③ 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業や地域活動支援センター事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業を利用するためには、サービスの利用決定と受給者証の交付を受けなければなりません。令和5年4月1日現在、本村の地域生活支援事業利用決定者は11人であり、障害福祉サービス支給決定者数の34.4%となっています。

図表 2-14 地域生活支援事業利用決定者数の推移(各年4月1日現在)



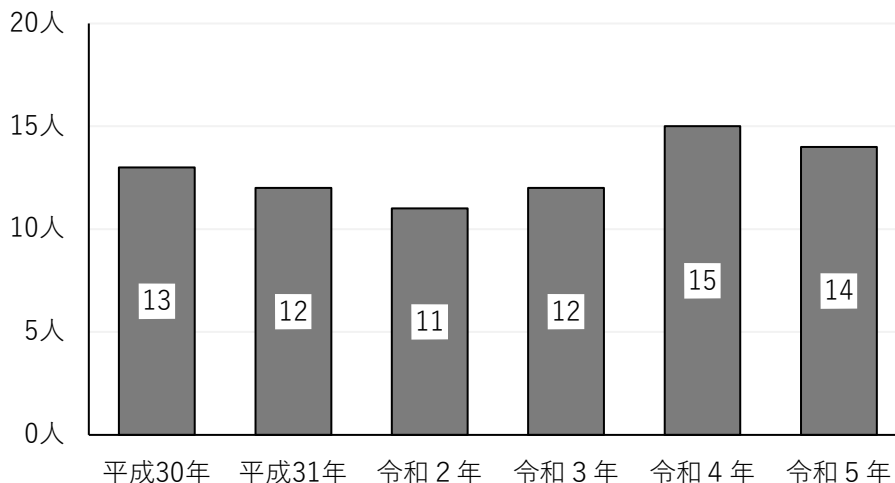
資料：飛島村福祉課

### ④ 障害児通所支援支給決定者

障害児通所支援を利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年4月1日現在、本村の障害児通所支援支給決定者は14人であり、ほぼ横ばい傾向にあります。

障害者手帳等を所持していない児童については、医師の診断書等を参考に支給決定を行っています。

図表 2-15 障害児通所支援支給決定者数の推移(各年4月1日現在)



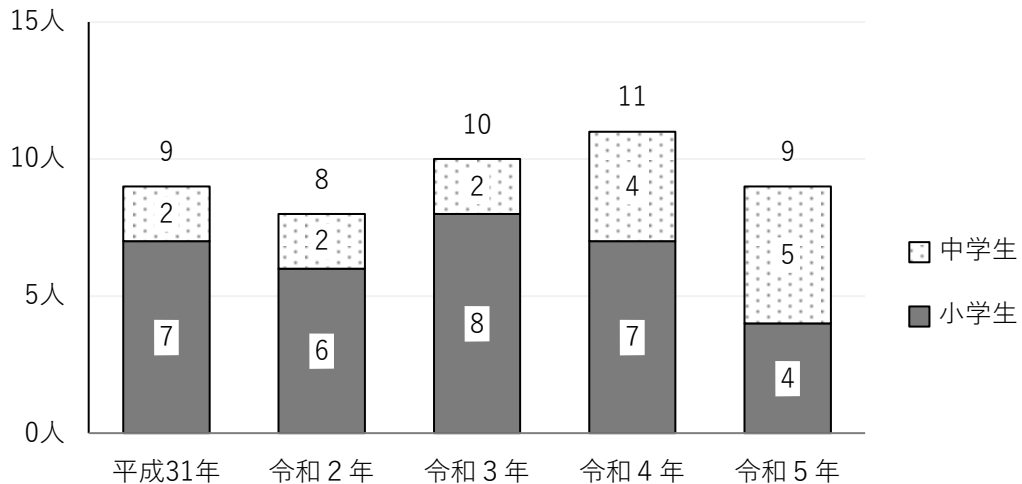
資料：飛島村福祉課

## 7 就学の状況

### ① 特別支援学級在籍者数の推移

令和5年4月1日現在、本村の特別支援学級在籍者数は9人で、中学生は5人、小学生は4人となっています。平成31年以降では、9人前後の推移となっています。

図表 2-16 特別支援学級在籍者数の推移(各年4月1日現在)

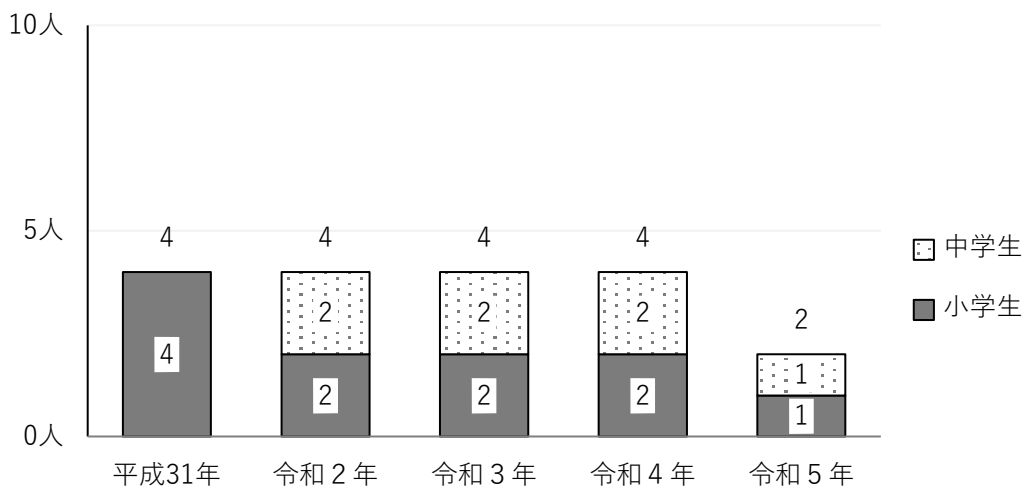


資料：飛島村福祉課

### ② 特別支援学校在籍者数の推移

令和5年4月1日現在、本村在住の特別支援学校（佐織特別支援学校）在籍者数は2人となっています。平成31年以降では小学生と中学生の合計は4人で推移していましたが、令和5年に2人に減少しました。

図表 2-17 特別支援学校在籍者数の推移(各年4月1日現在)



資料：飛島村福祉課



## 2 アンケート調査からみる現状

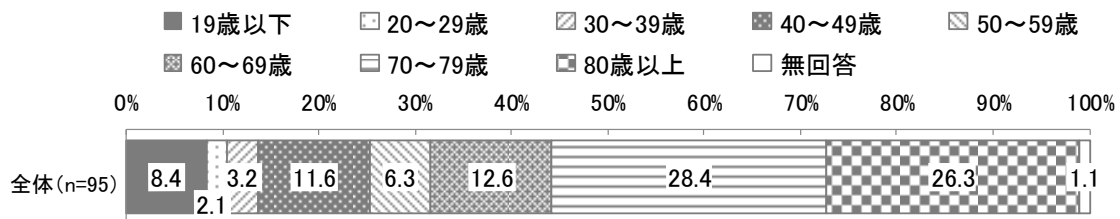
### ■ 集計方法について

- ・ 比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないことがあります。
- ・ 基数となるべき実数は、「件数 (n)」として掲載しました。比率は、この件数を100%として算出しています。
- ・ 複数回答が可能な質問では、比率算出の基数は回答者数(票数)とし、その項目を選び○印をつけた人が全体からみて何%なのかという見方をします。そのため、各項目の比率の合計は100%を超える場合があります。
- ・ クロス集計結果において、回答者数が少ない設問については、回答比率が大きく変動するため、コメントをしていません。

## 1 回答者の基礎情報の結果

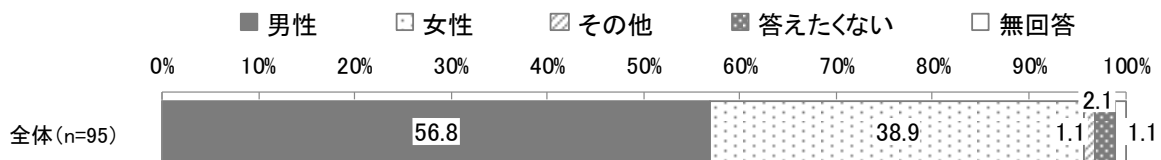
### ① 回答者の属性

図表 2-18 年齢



- 「70~79歳」(28.4%) が最も多く、次いで「80歳以上」(26.3%)、「60~69歳」(12.6%) となっています。

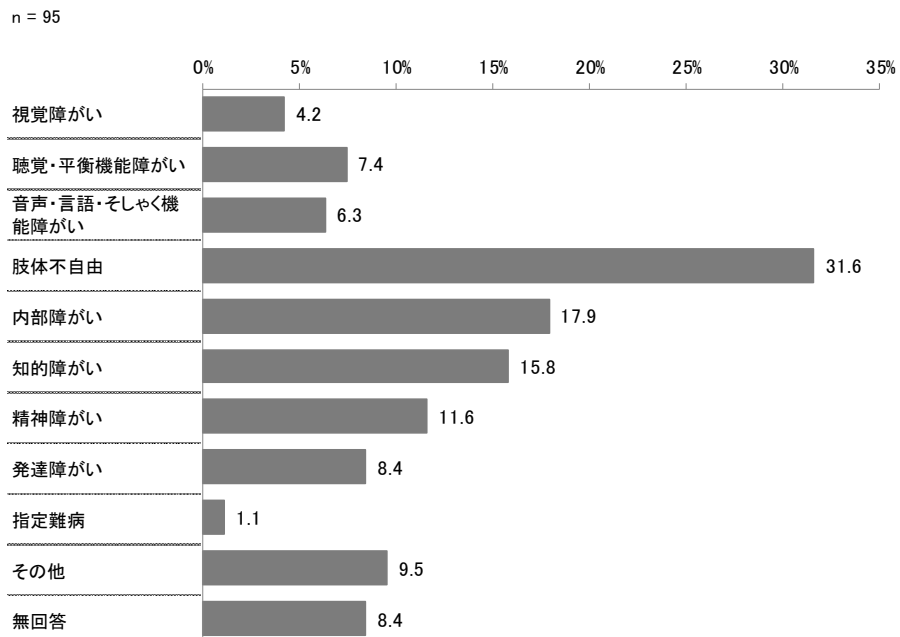
図表 2-19 性別



- 「男性」(56.8%) が最も多く、次いで「女性」(38.9%) となっています。

## ② 障がいの状況

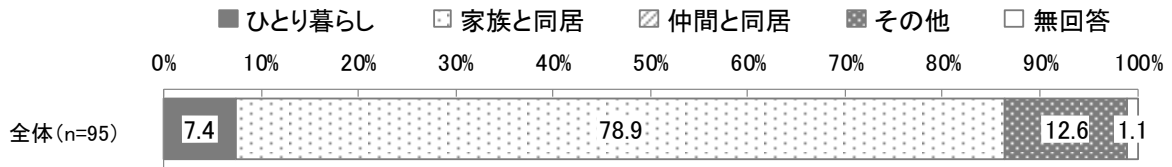
図表2-20 障がいの状況(複数回答)



- 「肢体不自由」(31.6%) が最も多く、次いで「内部障がい」(17.9%)、「知的障がい」(15.8%) となっています。

問4. あなたは、現在誰と暮らしていますか。(〇は1つ)

図表2-21 同居人

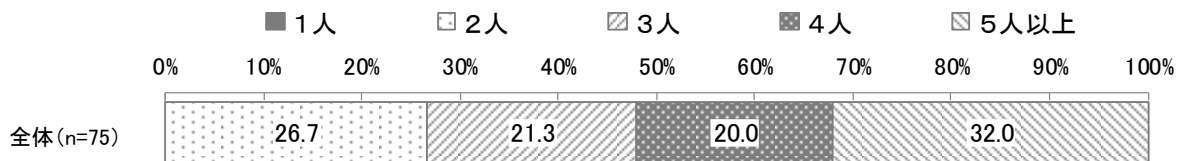


- 「家族と同居」(78.9%)が最も多く、次いで「その他」(12.6%)、「ひとり暮らし」(7.4%)となっています。

【問4で「2. 家族と同居」を選択された方におたずねします】

問4-1 一緒に住んでいる家族は、あなたを含めて何人ですか。

図表2-22 同居人数

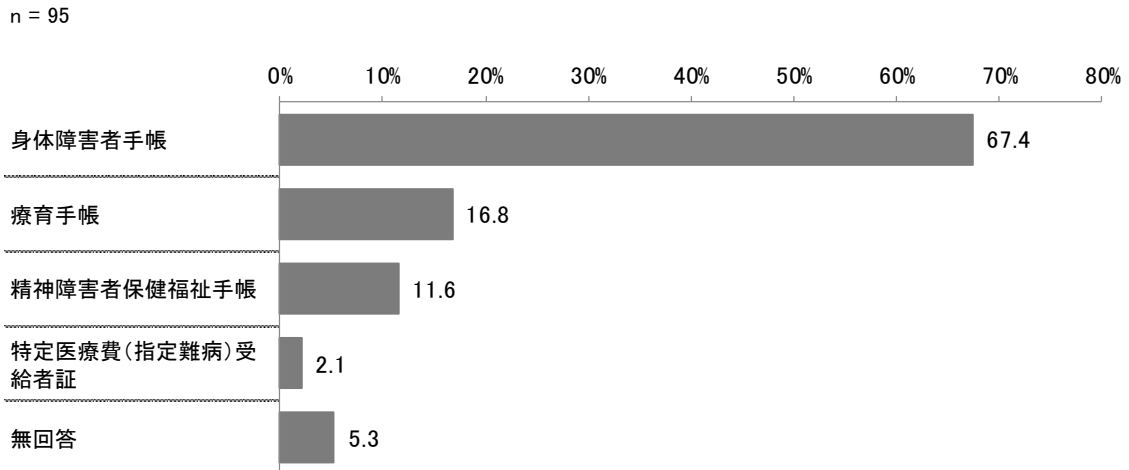


- 「5人以上」(32.0%)が最も多く、次いで「2人」(26.7%)、「3人」(21.3%)となっています。

問6. あなたがお持ちの手帳や受給者証はどれですか。該当するものに○つけて、括弧に数字かアルファベットを記入してください。(○はいくつでも)

■ 全体

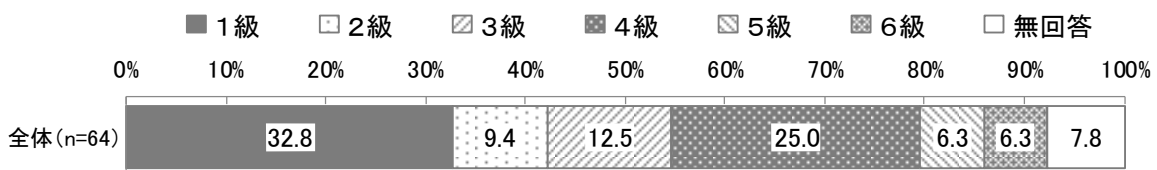
図表2-23 手帳・受給者証の種類(複数回答)



➤ 「身体障害者手帳」(67.4%) が最も多く、次いで「療育手帳」(16.8%)、「精神障害者保健福祉手帳」(11.6%) となっています。

■ 身体障害者手帳

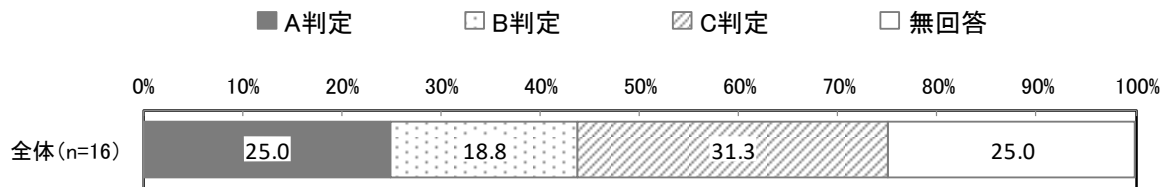
図表2-24 身体障害者手帳の等級



➤ 「1級」(32.8%) が最も多く、次いで「4級」(25.0%)、「3級」(12.5%) となっています。

## 療育手帳

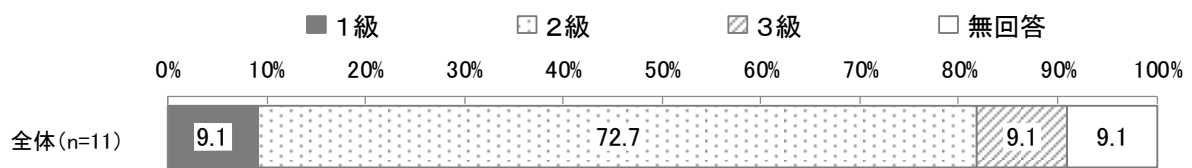
図表2-25 療育手帳の判定



- 「C判定」(31.3%) が最も多く、次いで「A判定」(25.0%)、「B判定」(18.8%) となっています。

## 精神障害者保健福祉手帳

図表2-26 精神障害者保健福祉手帳の等級

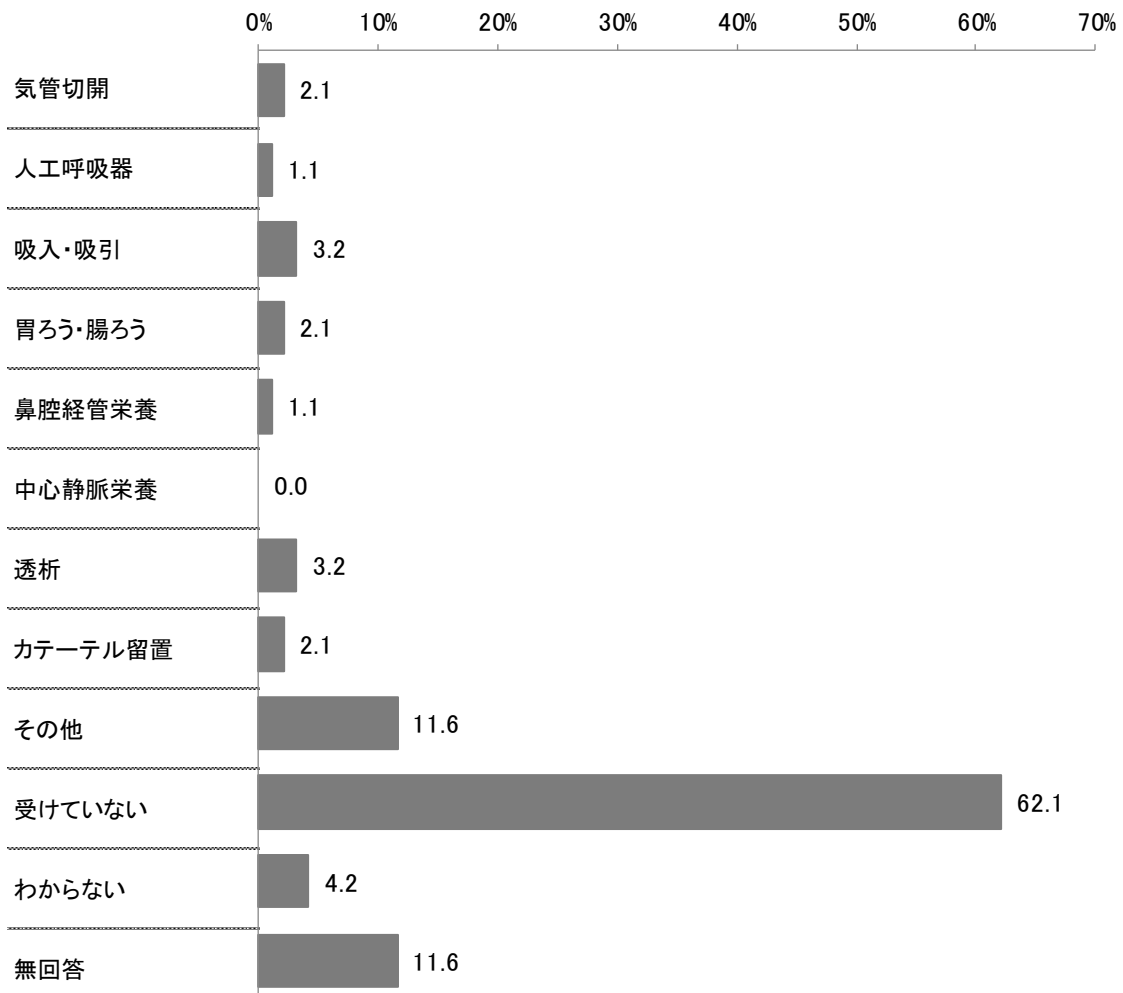


- 「2級」(72.7%) が最も多く、次いで「1級」「3級」(9.1%) となっています。

問7. あなたは現在医療的ケアを受けていますか。(〇はいくつでも)

図表 2-27 現在受けている医療的ケア(複数回答)

n = 95

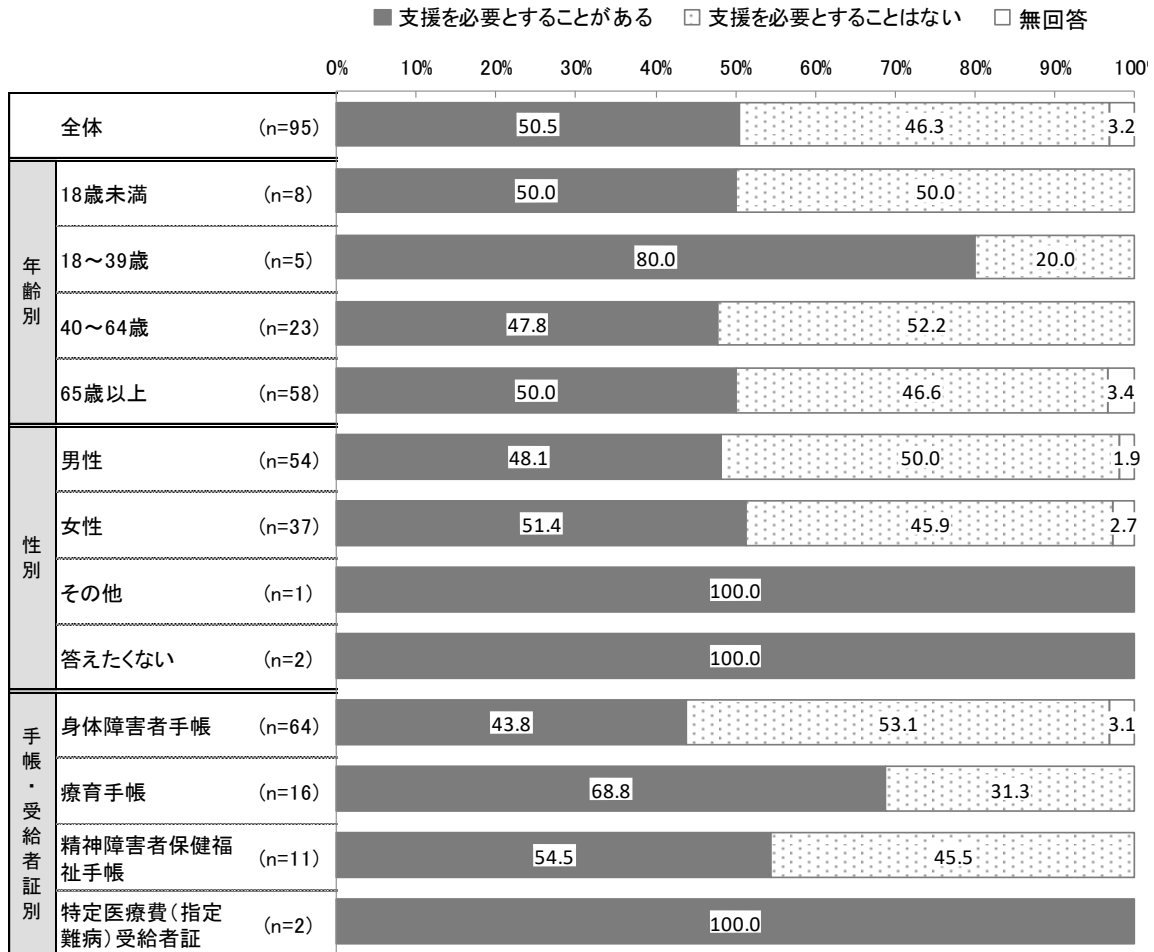


- 「受けていない」(62.1%) が最も多く、次いで「その他」(11.6%)、「わからない」(4.2%) となっています。

## 2 日常生活上の支援及び支援者について

問8. あなたは、日常生活（お住まい等での普段の生活）で支援を必要とすることがありますか。  
（○は1つ）

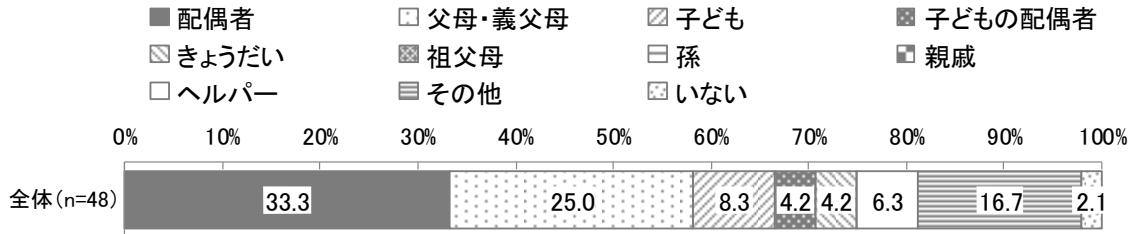
図表2-28 日常生活での支援の必要有無



- 全体で見ると、「支援を必要とすることがある」が50.5%、「支援を必要とすることはない」が46.3%となっています。
- 手帳・受給者証別で見ると、「支援を必要とすることがある」は療育手帳所持者で割合が高くなっていますが、回答数が少ないため参考程度とします。

【問8で「1. 支援を必要とすることがある」を選択された方におたずねします。】  
 問9. あなたをいつも支援してくれる方は、次のうちどなたですか。(○は1つ)

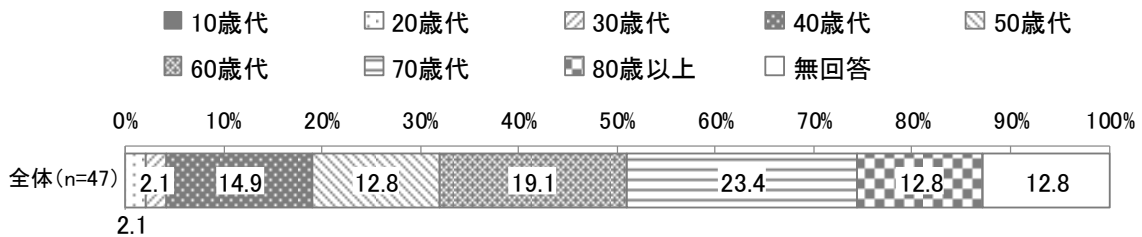
図表2-29 主な支援者



➤ 「配偶者」(33.3%)が最も多く、次いで「父母・義父母」(25.0%)となっています。

問10. いつも支援してくれる方の年齢は、次のどれにあてはまりますか。(○は1つ)

図表2-30 主な支援者の年齢

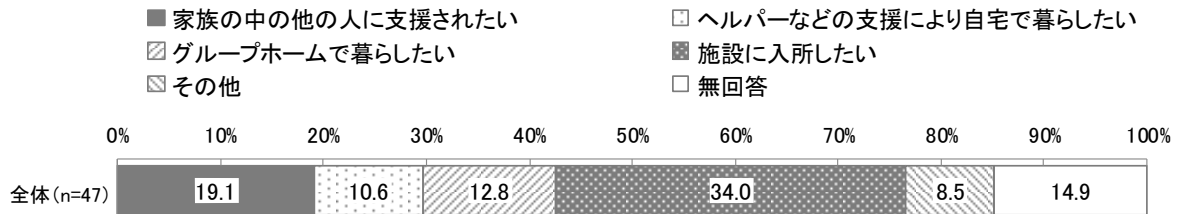


➤ 「70歳代」(23.4%)が最も多く、次いで「60歳代」(19.1%)、「40歳代」(14.9%)となっています。



問11. いつも支援してくれる方が病気などで、将来支援してもらえなくなった場合、あなたは  
どうしたいと思いますか。(○は1つ)

図表2-31 支援してもらえなくなった場合

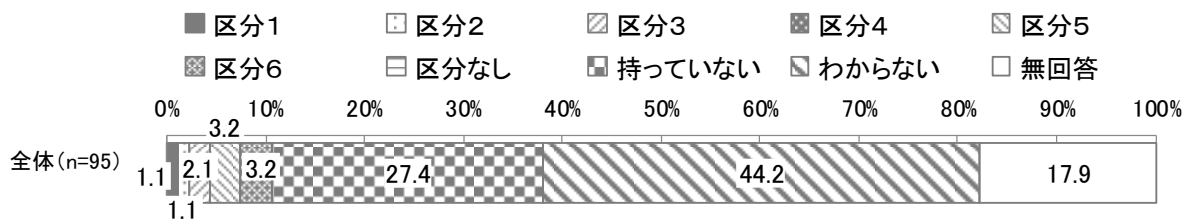


➤ 「施設に入所したい」(34.0%) が最も多く、次いで「家族の中の他の人に支援されたい」(19.1%)、「グループホームで暮らしたい」(12.8%) となっています。

### 3 福祉サービスなどの利用について

問12. あなたは、どの区分の福祉サービス受給者証を持っていますか。(○は1つ)

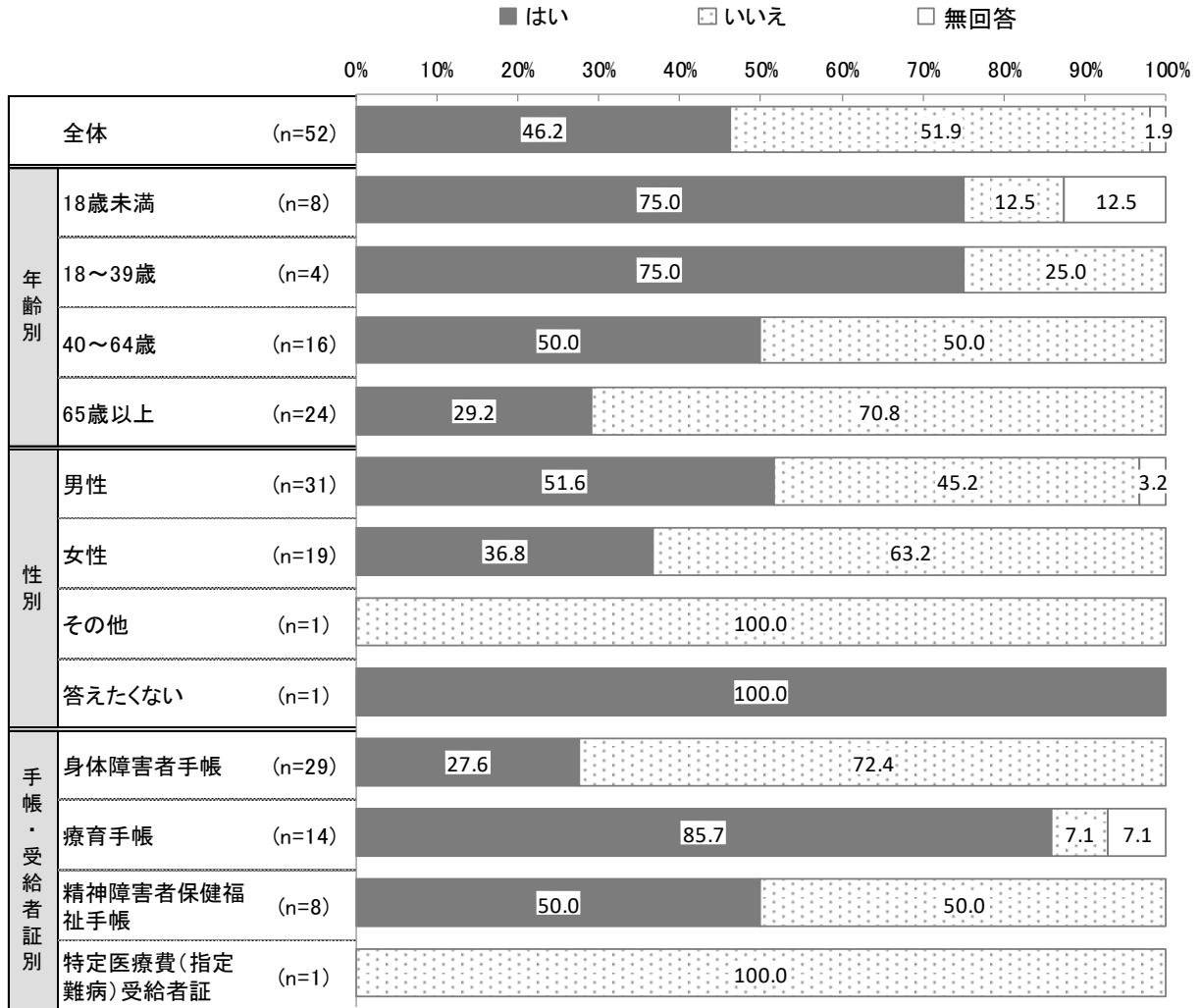
図表2-32 福祉サービス受給者証の区分



➤ 「わからない」(44.2%) が最も多く、次いで「持っていない」(27.4%)、「区分5」「区分6」(3.2%) となっています。

問13. あなたは、現在、障害福祉サービス（介護保険制度での利用は除きます。）などを利用していますか。（〇は1つ）

図表2-33 障害福祉サービス利用の有無

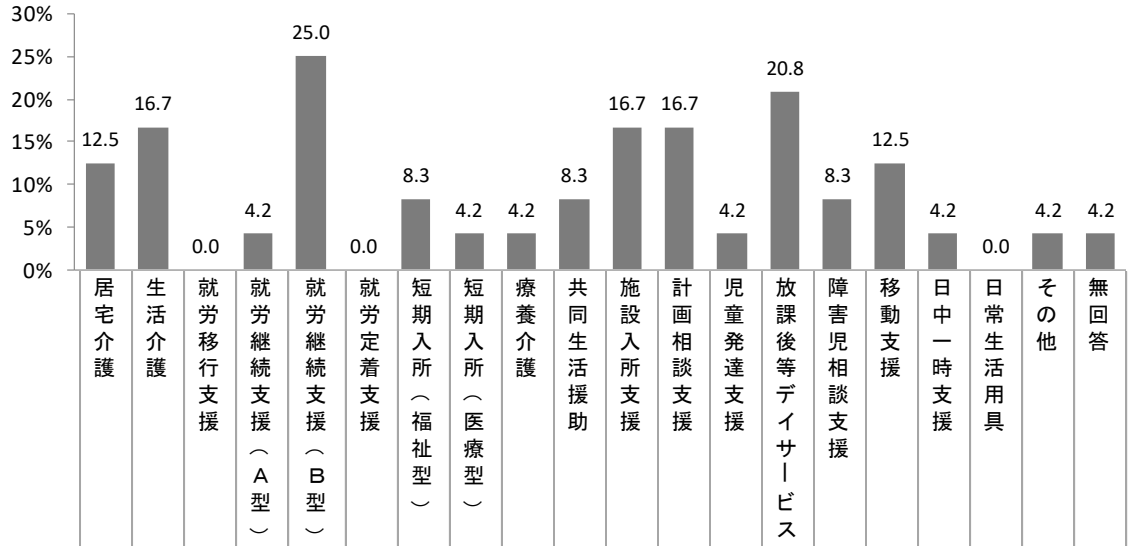


- 全体で見ると、「はい」は46.2%、「いいえ」は51.9%となっています。
- 性別で見ると、「いいえ」は女性で割合が高くなっていますが、回答数が少ないため参考程度とします。
- 手帳・受給者証別で見ると、「いいえ」は身体障害者手帳所持者で割合が高くなっています。

【問13で「1. はい」を選択された方におたずねします。】

問13-1. 次のうちどのサービスを利用していますか。(〇はいくつでも)

図表2-34 サービスの利用状況(複数回答)



		(n)	居宅介護	生活介護	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	就労定着支援	短期入所(福祉型)	短期入所(医療型)	療養介護	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援	移動支援	日中一時支援	日常生活用具	その他	無回答	
全体		(24)	12.5	16.7	-	4.2	25.0	-	8.3	4.2	4.2	8.3	16.7	16.7	4.2	20.8	8.3	12.5	4.2	-	4.2	4.2	
年代	18歳未満	(6)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	16.7	83.3	33.3	-	-	-	-	-	-
	18~39歳	(3)	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66.7	33.3	-	-	-	-
	40~64歳	(8)	25.0	25.0	-	12.5	37.5	-	12.5	-	-	25.0	12.5	25.0	-	-	-	12.5	-	-	-	-	-
	65歳以上	(7)	14.3	28.6	-	-	-	-	14.3	14.3	14.3	-	42.9	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3	14.3
性別	男性	(16)	18.8	18.8	-	6.3	18.8	-	12.5	6.3	-	12.5	12.5	12.5	6.3	25.0	12.5	6.3	-	-	-	-	6.3
	女性	(7)	-	14.3	-	-	28.6	-	-	-	14.3	-	28.6	28.6	-	14.3	-	28.6	14.3	-	14.3	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	答えたくない	(1)	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
受給者証・手帳別	身体障害者手帳	(8)	37.5	25.0	-	-	25.0	-	25.0	12.5	12.5	-	25.0	-	-	-	-	12.5	-	-	-	-	-
	療育手帳	(12)	-	16.7	-	-	33.3	-	-	-	-	16.7	16.7	25.0	8.3	41.7	16.7	16.7	8.3	-	-	-	-
	精神障害者保健福祉手帳	(4)	-	-	-	25.0	25.0	-	-	-	-	-	-	25.0	-	-	-	-	-	-	-	25.0	-
	特定医療費(指定難病)受給者証	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

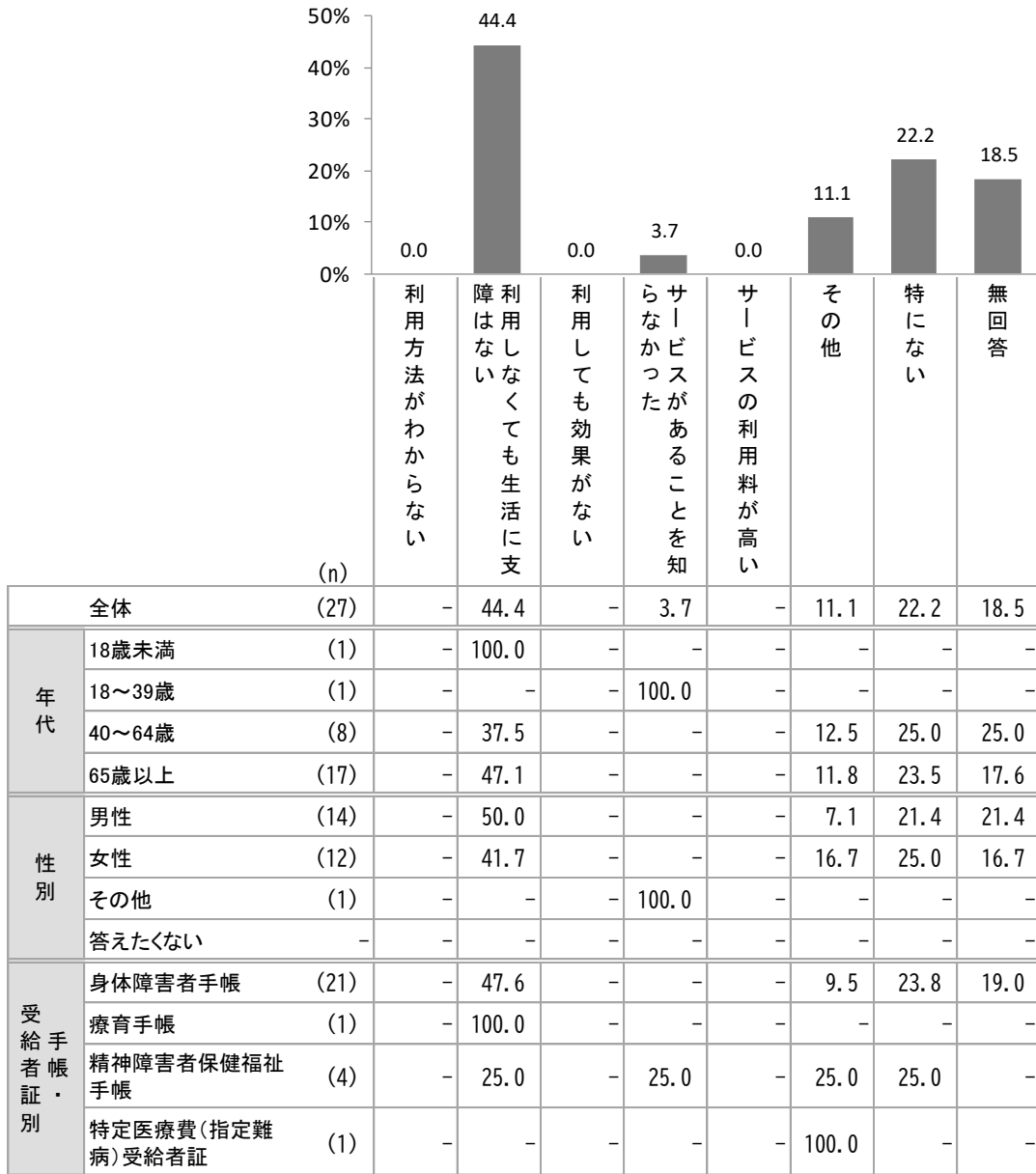
- ▶ 全体で見ると、「就労継続支援(B型)」(25.0%)が最も多く、次いで「放課後等デイサービス」(20.8%)、「生活介護」「施設入所支援」「計画相談支援」(16.7%)となっています。



【問13で「2. いいえ」を選択された方におたずねします。】

問13-3. 障害福祉サービスなどを利用していない理由は何ですか。(○は1つ)

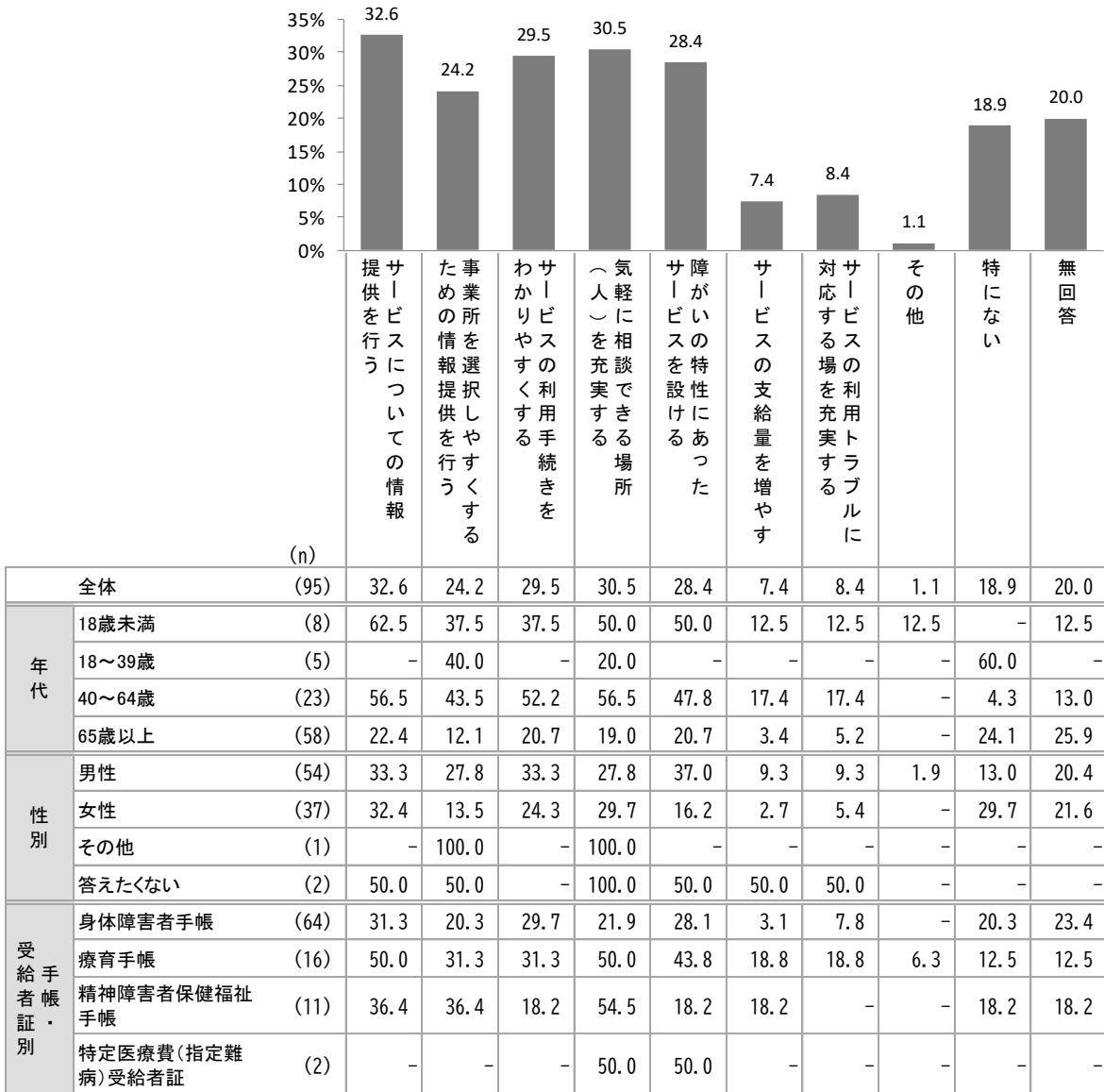
図表2-36 サービスを利用していない理由



- 全体で見ると、「利用しなくても生活に支障はない」(44.4%)が最も多く、次いで「特にない」(22.2%)、「その他」(11.1%)となっています。

問14. 福祉サービスをより利用しやすくするために、あなたは何が必要だと思いますか。  
(〇はいくつでも)

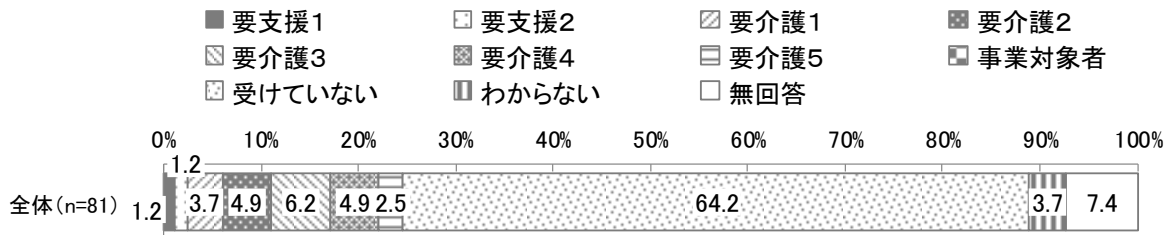
図表2-37 サービスをより利用しやすくするために必要なこと(複数回答)



- 全体で見ると、「サービスについての情報提供を行う」(32.6%) が最も多く、次いで「気軽に相談できる場所(人)を充実する」(30.5%)、「サービスの利用手続きをわかりやすくする」(29.5%) となっています。
- 年齢別で見ると、「サービスについての情報提供を行う」「気軽に相談できる場所(人)を充実する」は40~64歳で割合が高くなっています。

問 15. 40 歳以上の方におたずねします。あなたは、介護保険の要介護認定を受けていますか。  
(○は1つ)

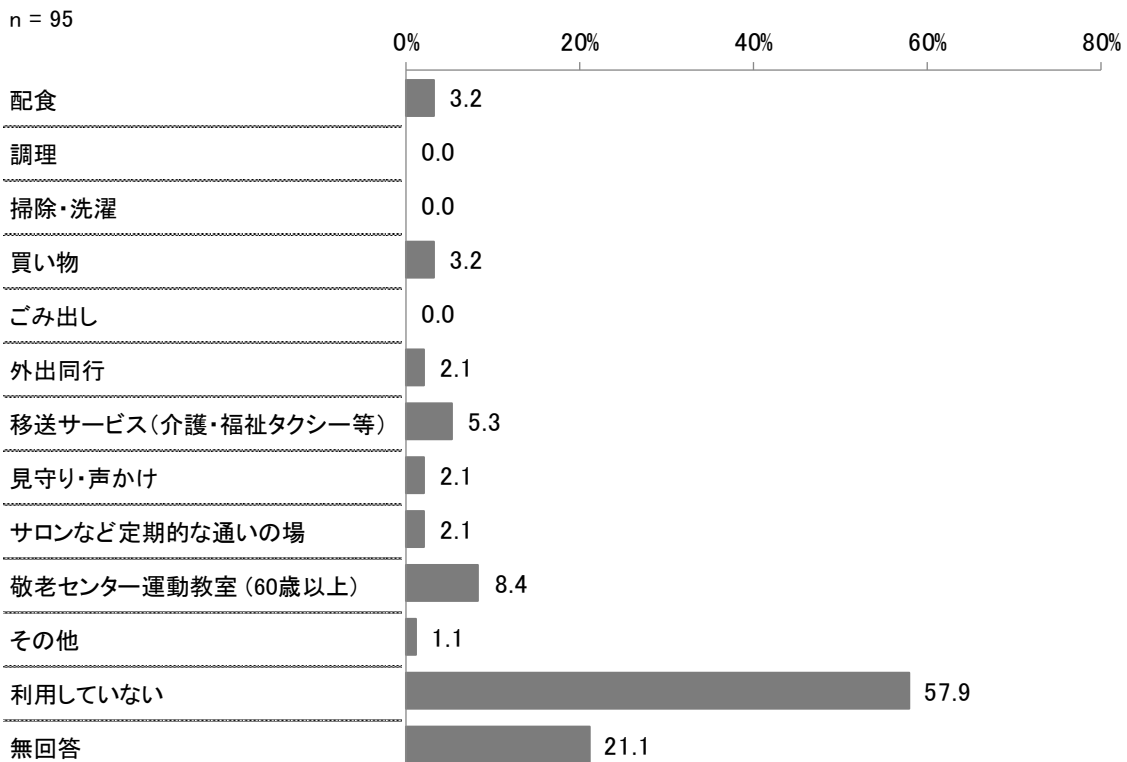
図表2-38 要介護認定(40 歳以上の方)



- 「受けていない」(64.2%) が最も多く、次いで「要介護3」(6.2%)、「要介護2」「要介護4」(4.9%) となっています。

問 16. 障害福祉サービスや介護保険サービス以外に、あなたは次のうちのどのサービスを利用していますか。(○はいくつでも)

図表2-39 障害福祉サービスや介護保険サービス以外のサービス利用(複数回答)

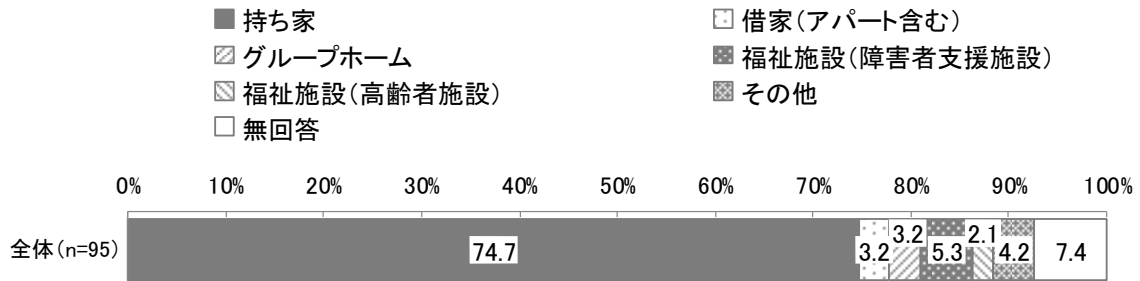


- 「利用していない」(57.9%) が最も多く、次いで「敬老センター運動教室(60歳以上)」(8.4%)、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」(5.3%) となっています。

## 4 住まいのことについて

問 17. あなたの現在の住まいは、次のうちどれですか。(〇は1つ)

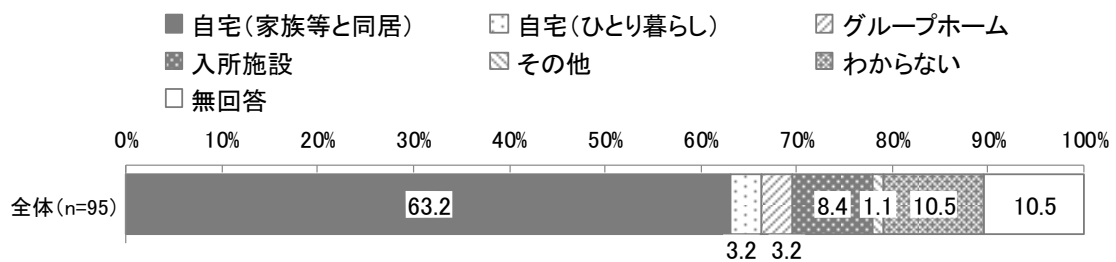
図表2-40 現在の住まい



- 「持ち家」(74.7%) が最も多く、次いで「福祉施設(障害者支援施設)」(5.3%)、「その他」(4.2%) となっています。

問 18. あなたは、これからの生活をどこで送りたいですか。(〇は1つ)

図表2-41 これから生活したい場所

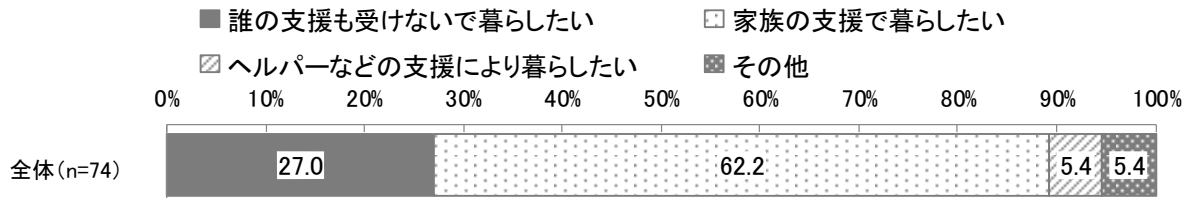


- 「自宅(家族等と同居)」(63.2%) が最も多く、次いで「わからない」(10.5%)、「入所施設」(8.4%) となっています。



【問17で「1. 持ち家」または「2. 借家（アパート含む）」を選択された方におたずねします。  
問18-1. これからの生活をどのように送りたいですか。（○は1つ）

図表2-42 これからの生活方法について



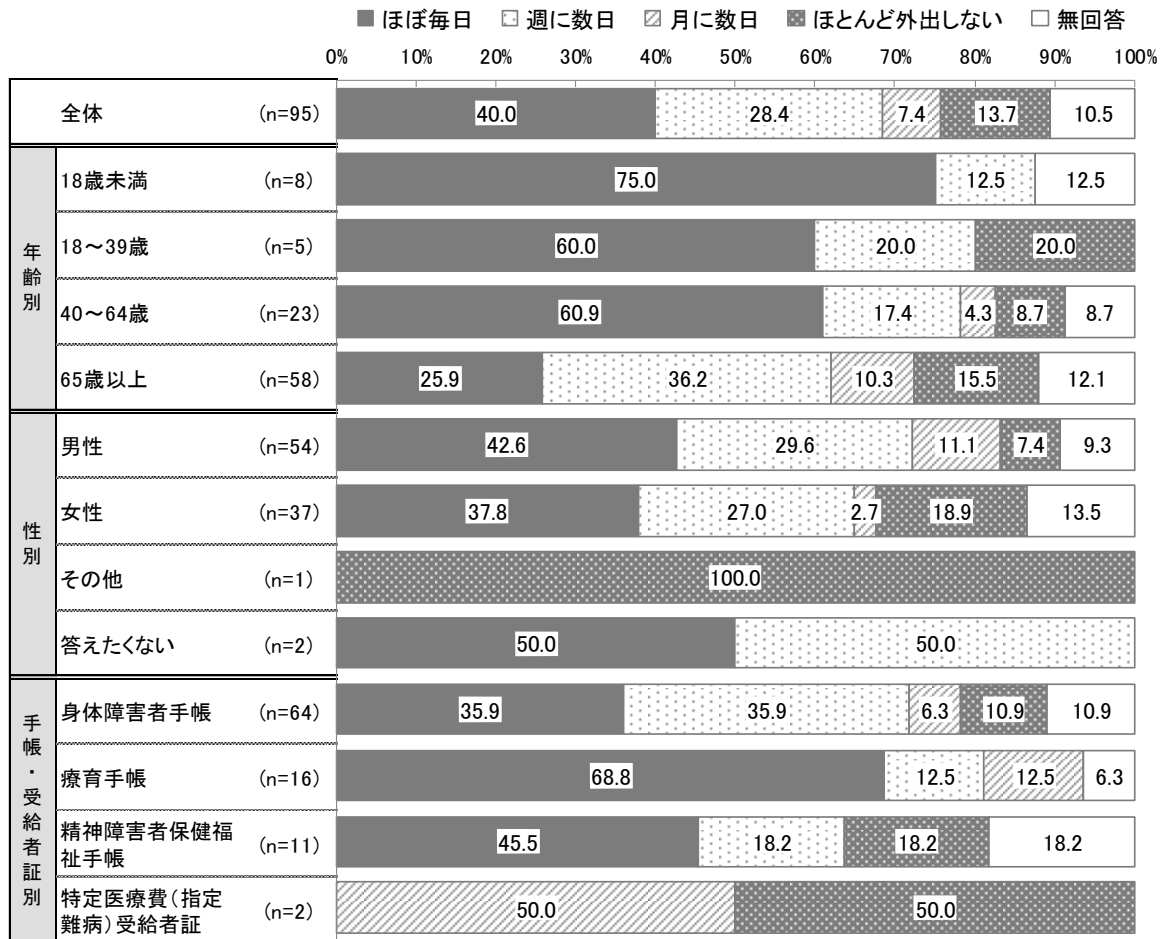
- 「家族の支援で暮らしたい」（62.2%）が最も多く、次いで「誰の支援も受けなくて暮らしたい」（27.0%）、「ヘルパーなどの支援により暮らしたい」（5.4%）となっています。



## 5 外出のことについて

問19. あなたは、どの程度外出していますか。(〇は1つ)

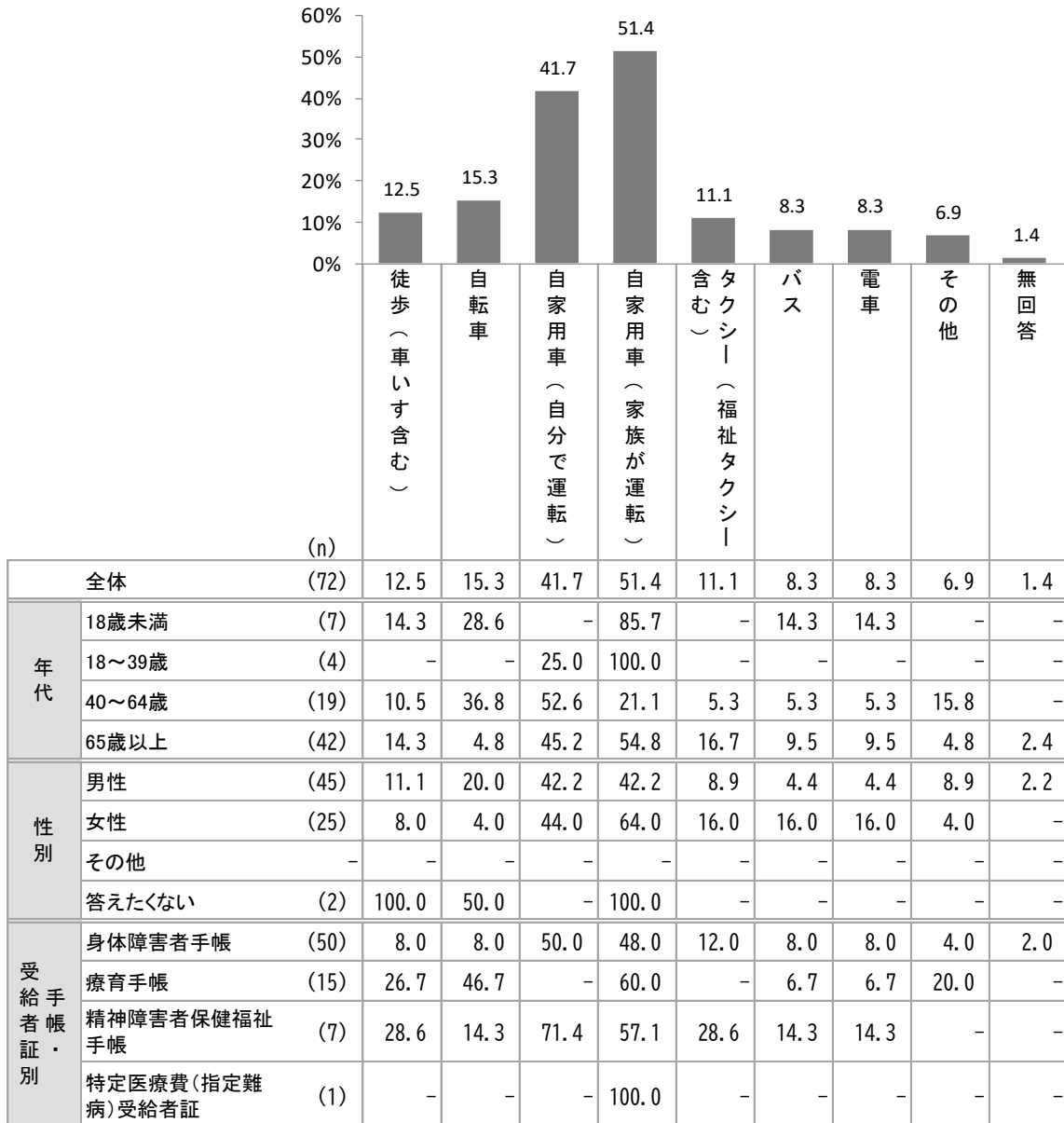
図表2-43 外出頻度



- 全体で見ると、「ほぼ毎日」(40.0%)が最も多く、次いで「週に数日」(28.4%)、「ほとんど外出しない」(13.7%)となっています。
- 年齢別で見ると、「ほぼ毎日」は40～64歳で割合が高くなっています。
- 手帳・受給者証別で見ると、「ほぼ毎日」は療育手帳所持者で割合が高くなっていますが、回答数が少ないため参考程度とします。

【問19で「1. ほぼ毎日」～「3. 月に数日」と答えた方】  
 問19-1. 外出するときの移動手段は何ですか。(〇はいくつでも)

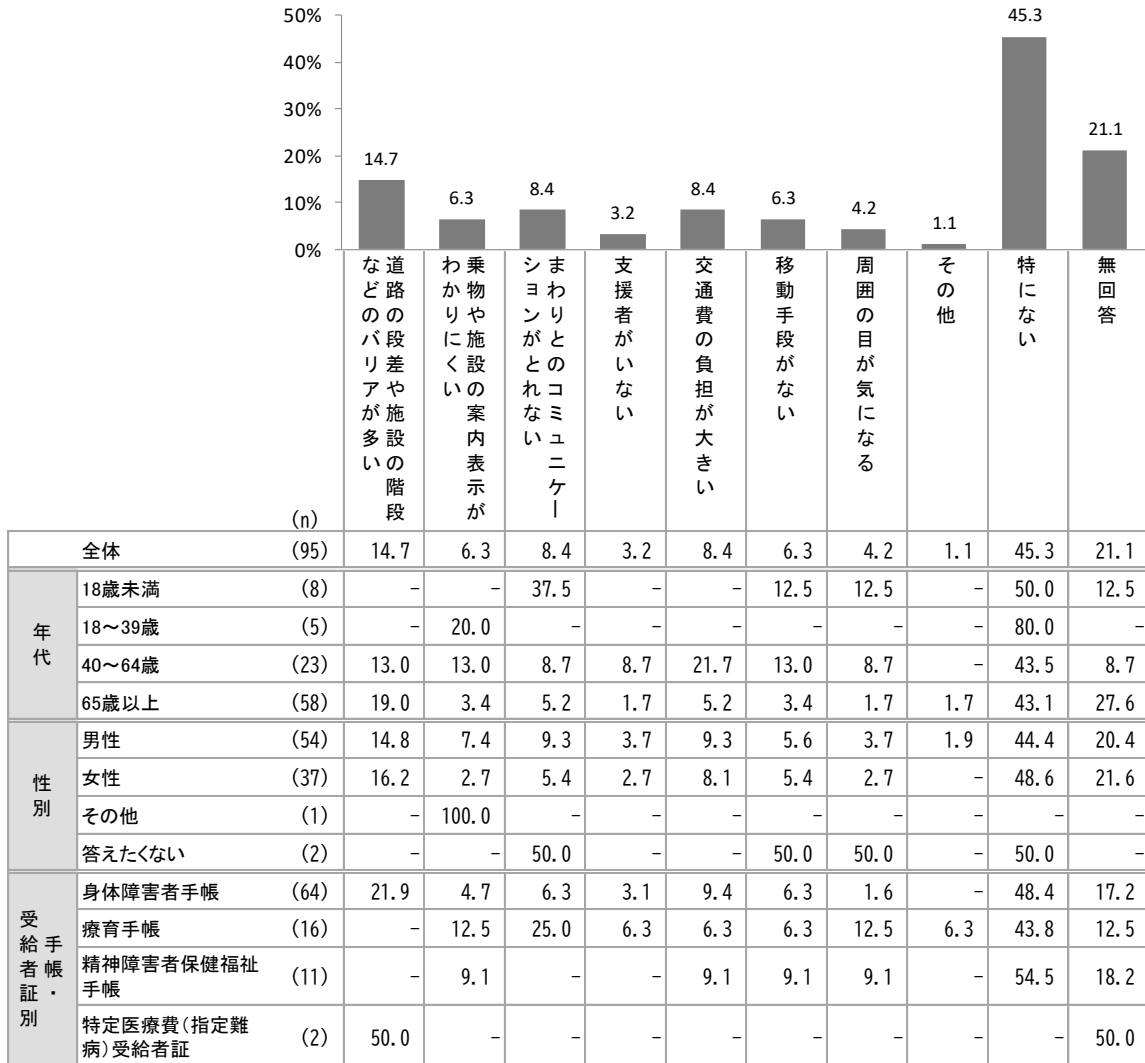
図表2-44 外出時の移動手段(複数回答)



➤ 全体で見ると、「自家用車(家族が運転)」(51.4%)が最も多く、次いで「自家用車(自分で運転)」(41.7%)、「自転車」(15.3%)となっています。

問 20. 外出する上で困っていることはありますか。(〇はいくつでも)

図表2-45 外出する上での困りごと(複数回答)

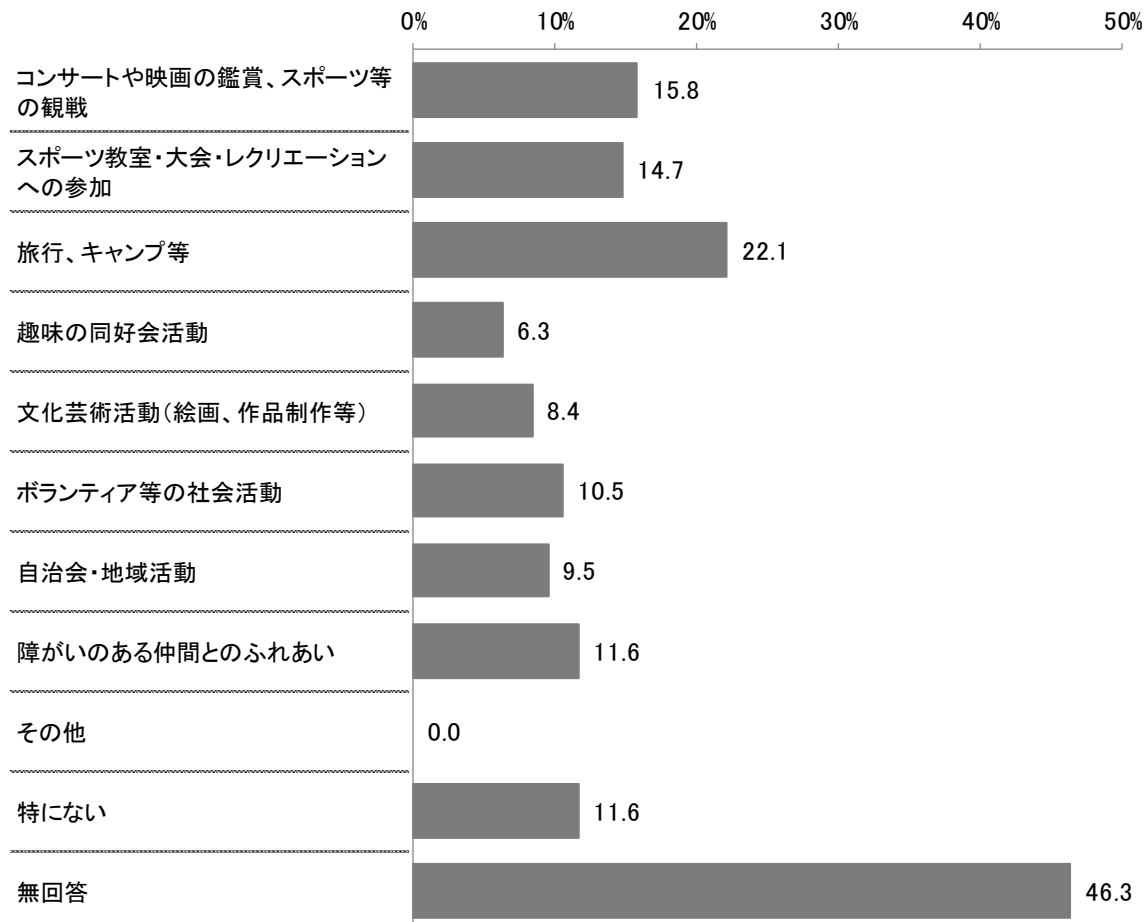


- 全体で見ると、「特にない」(45.3%)が最も多く、次いで「道路の段差や施設の階段などのバリアが多い」(14.7%)、「まわりとのコミュニケーションがとれない」「交通費の負担が大きい」(8.4%)となっています。
- 手帳・受給者証別で見ると、「まわりとのコミュニケーションがとれない」は療育手帳所持者で割合が高くなっていますが、回答数が少ないため参考程度とします。

問 21-1. あなたは、この1年間にどのような活動をしましたか。あてはまるものすべての欄に○をつけてください。

図表2-46 この1年間の活動内容(複数回答)

n = 95

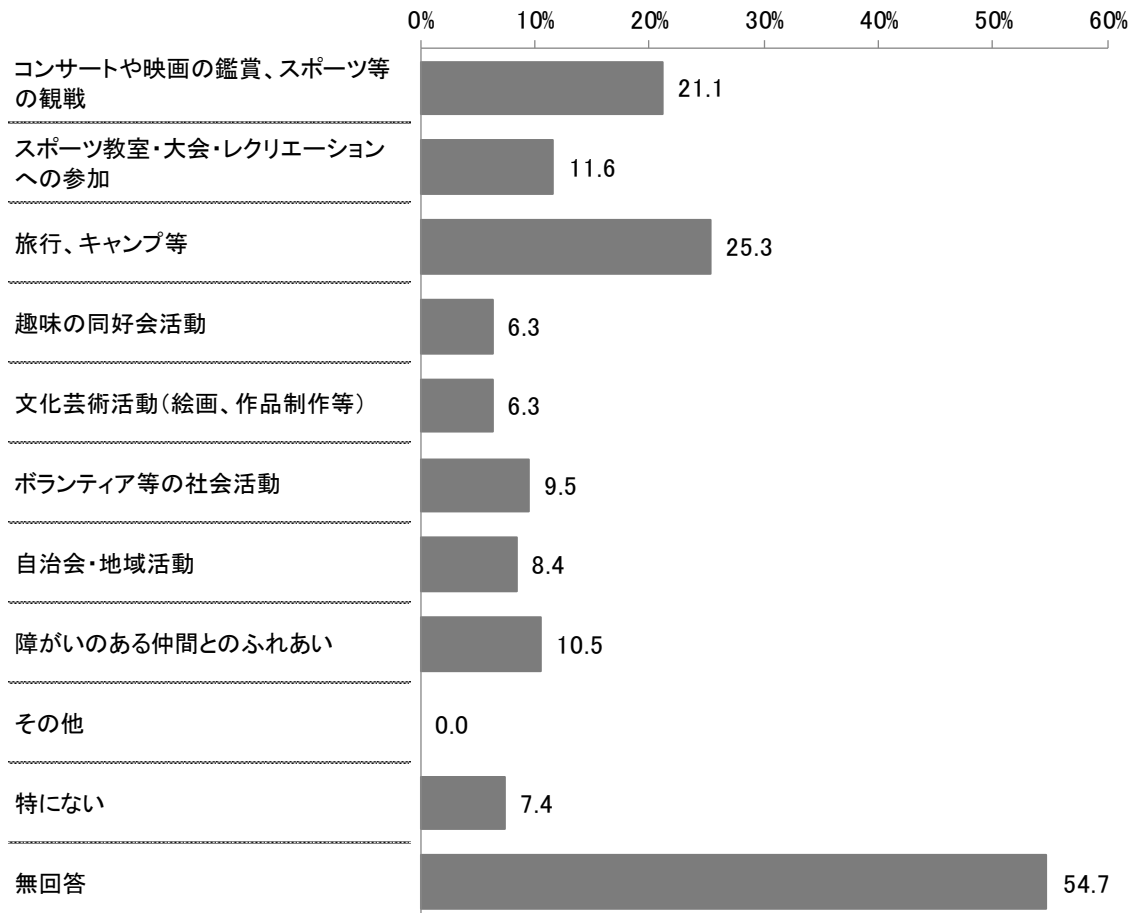


- 「旅行、キャンプ等」(22.1%) が最も多く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツ等の観戦」(15.8%)、「スポーツ教室・大会・レクリエーションへの参加」(14.7%) となっています。

問 21-2. あなたは、今後どのような活動をしたいですか。あてはまるものすべての欄に○をつけてください。

図表2-47 今後の活動希望(複数回答)

n = 95

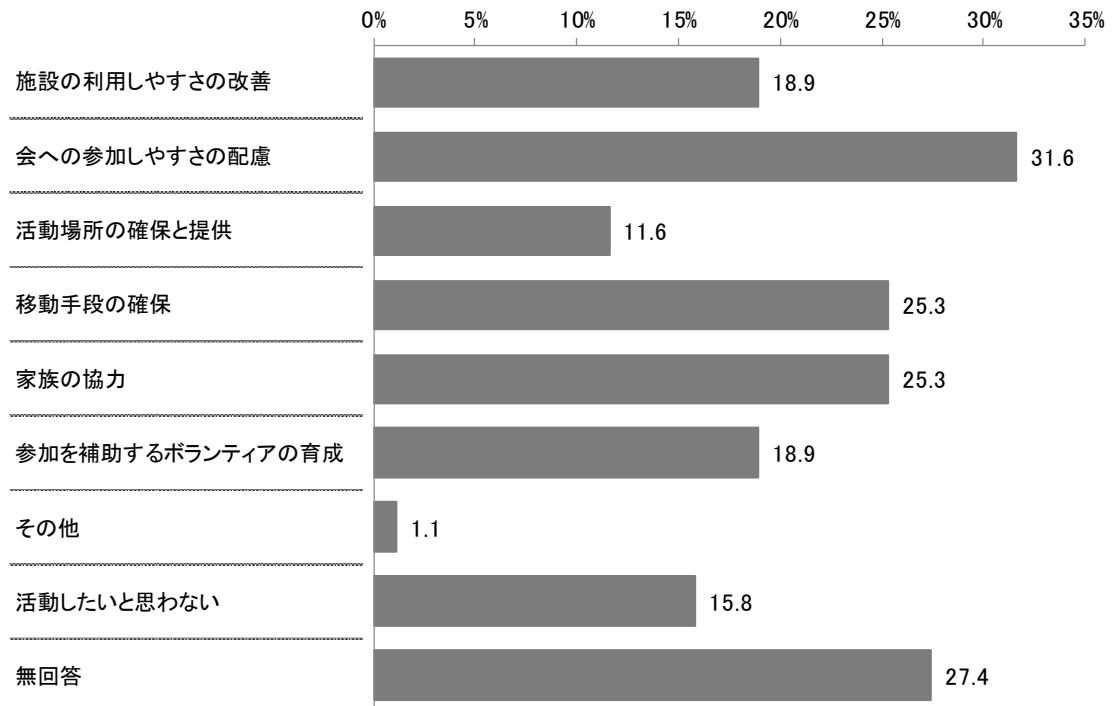


- 「旅行、キャンプ等」(25.3%)が最も多く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツ等の観戦」(21.1%)、「スポーツ教室・大会・レクリエーションへの参加」(11.6%)となっています。

問 22. スポーツやレクリエーション、文化芸術活動、社会活動などに障がいのある方が参加するために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

図表2-48 障がい者が活動に参加するために必要なこと(複数回答)

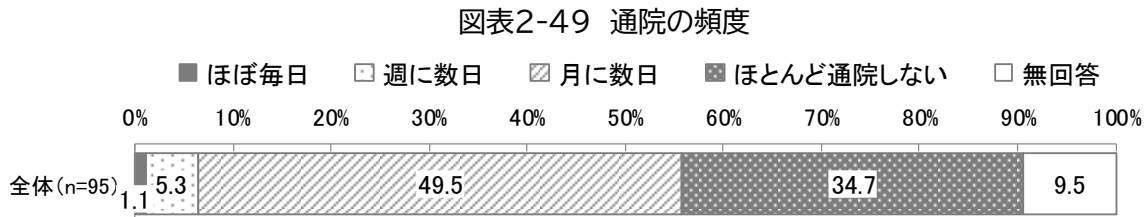
n = 95



- 「会への参加しやすさの配慮」(31.6%) が最も多く、次いで「移動手段の確保」「家族の協力」(25.3%) となっています。

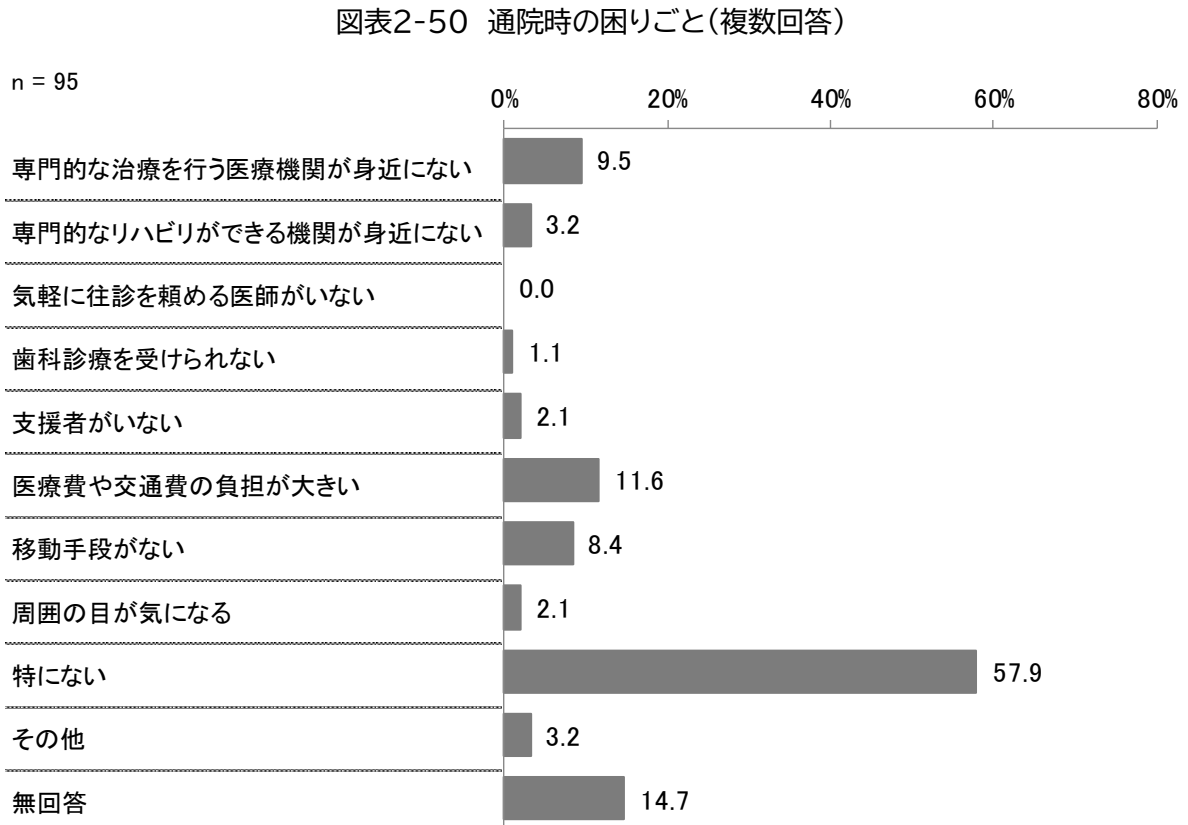
## 6 通院のことについて

問 23. あなたは、どのくらいの頻度で通院していますか。(○は1つ)



- 「月に数日」(49.5%)が最も多く、次いで「ほとんど通院しない」(34.7%)、「週に数日」(5.3%)となっています。

問 24. 通院する上で困っていることはありますか。(○はいくつでも)



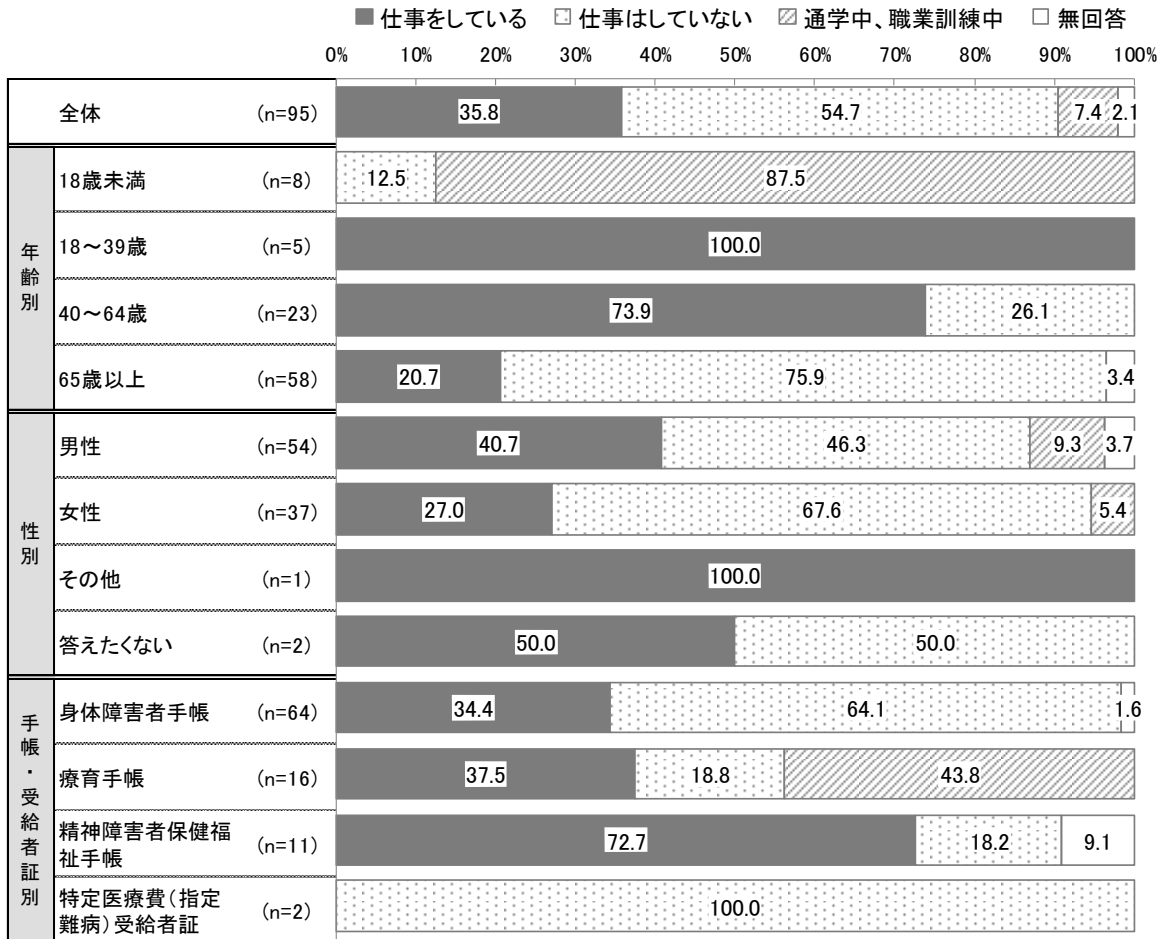
- 「特になし」(57.9%)が最も多く、次いで「医療費や交通費の負担が大きい」(11.6%)、「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」(9.5%)となっています。



7 就労のことについて

問 25. あなたの就労や就学の状況は、次のうちどれにあたりますか。(○は1つ)

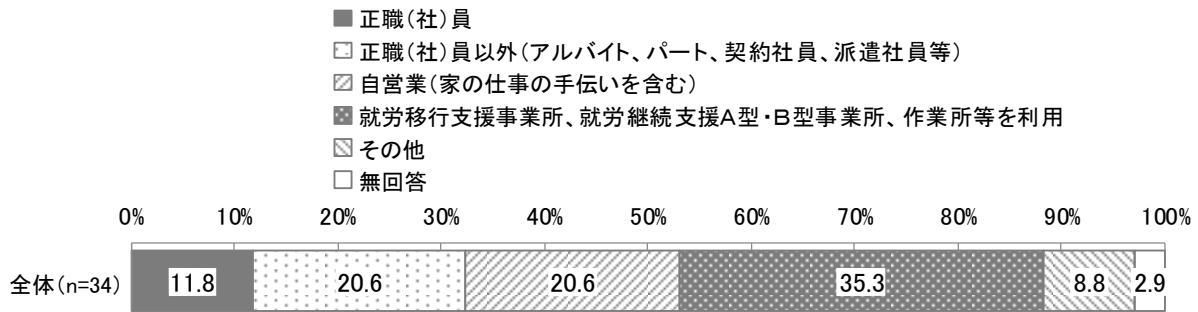
図表2-51 就労・就学状況



- 全体で見ると、「仕事はしていない」(54.7%)が最も多く、次いで「仕事をしている」(35.8%)、「通学中、職業訓練中」(7.4%)となっています。
- 年齢別で見ると、「仕事をしている」は40～64歳で割合が高くなっています。
- 性別で見ると、「仕事はしていない」は女性で割合が高くなっています。
- 手帳・受給者証別で見ると、「仕事をしている」は精神障害者保健福祉手帳所持者で割合が高くなっていますが、回答数が少ないため参考程度とします。

【仕事をしている方（問25で「1. 仕事をしている」を選択された方）におたずねします。  
問26-1. どのような形で働いていますか。（○は1つ）

図表2-52 雇用形態

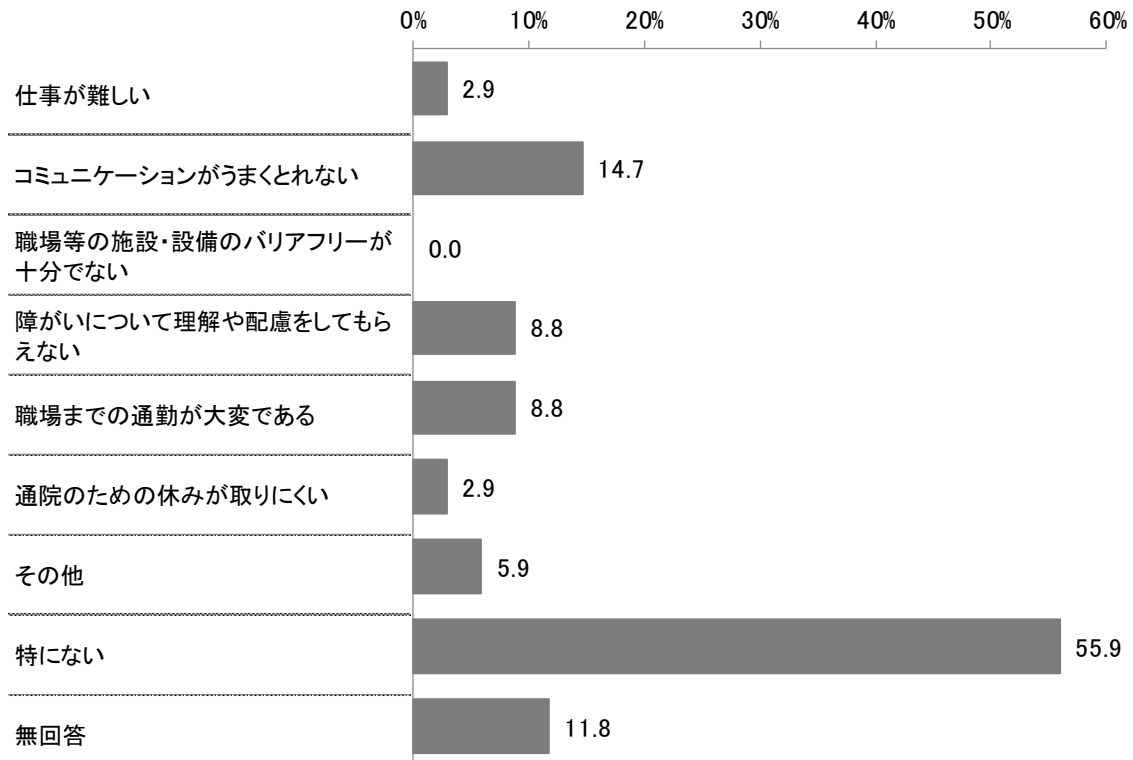


- 「就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、作業所等を利用」(35.3%) が最も多く、次いで「正職(社員)以外(アルバイト、パート、契約社員、派遣社員等)」「自営業(家の仕事の手伝いを含む)」(20.6%) となっています。

【仕事をしている方（問25で「1. 仕事をしている」を選択された方）におたずねします。】  
 問26-2. 仕事の悩みや困っていることはありますか。（〇はいくつでも）

図表2-53 仕事の悩みや困りごと(複数回答)

n = 34

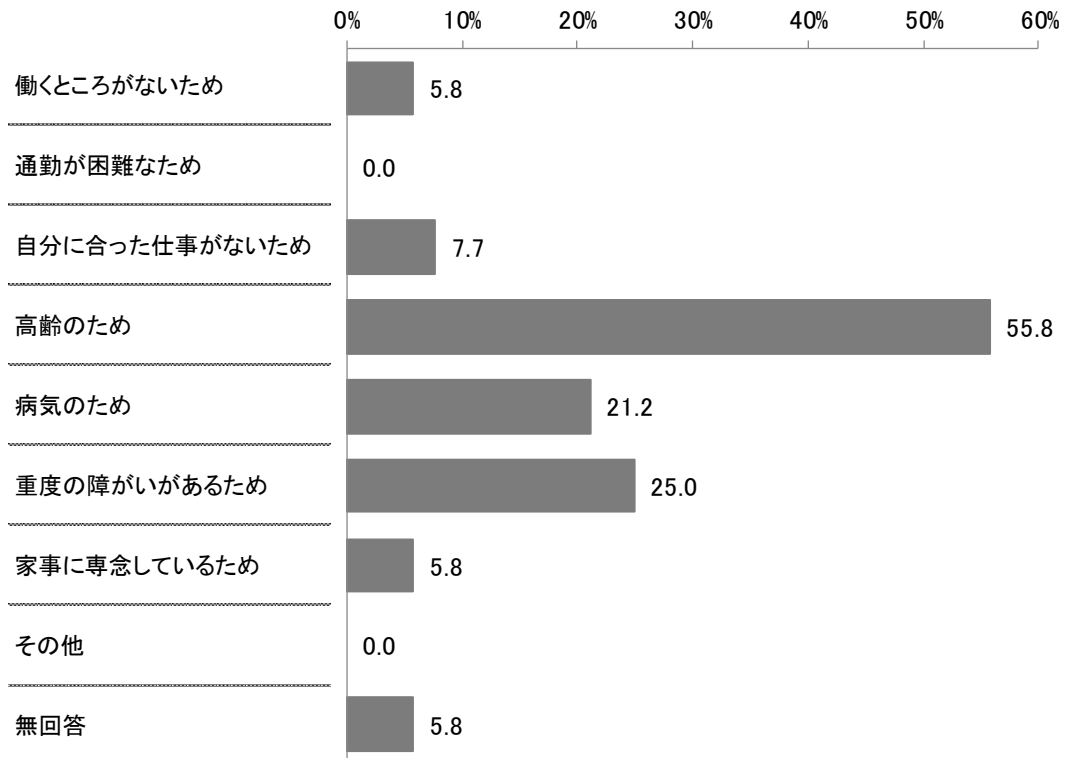


- 「特にない」(55.9%)が最も多く、次いで「コミュニケーションがうまくとれない」(14.7%)、「障がいについて理解や配慮をしてもらえない」「職場までの通勤が大変である」(8.8%)となっています。

【仕事をしていない方（問25で「2. 仕事はしていない」を選択された方）におたずねします。】  
問27-1. 働いていない理由は、次のうちどれにあたりますか。（〇はいくつでも）

図表2-54 働いていない理由(複数回答)

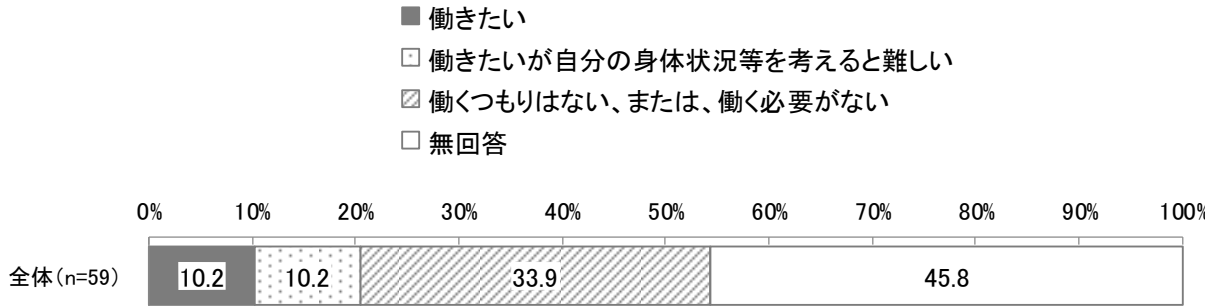
n = 52



- 「高齢のため」(55.8%) が最も多く、次いで「重度の障がいがあるため」(25.0%)、「病気のため」(21.2%) となっています。

【問25で「2. 仕事はしていない」「3. 通学中、職業訓練中」を選択された方におたずねします。】  
 問27-2. 今後（学校等卒業後を含む）、働きたいと思いますか。（○は1つ）

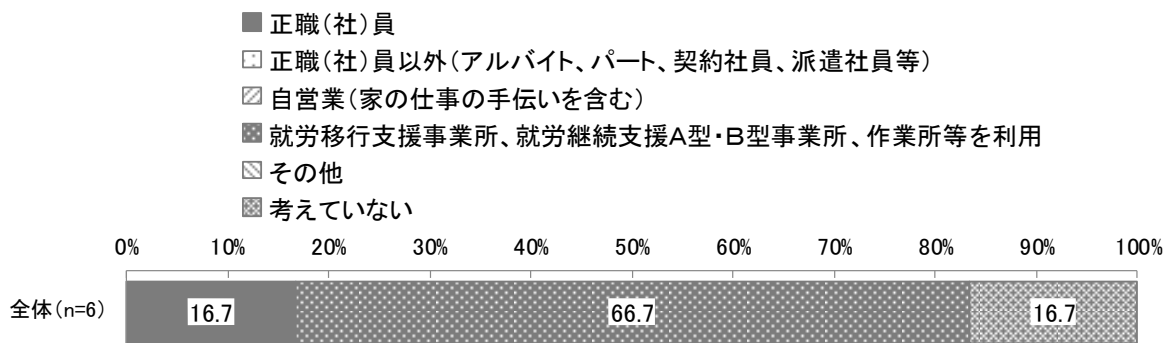
図表2-55 今後の労働意向



➤ 「働くつもりはない、または、働く必要がない」(33.9%) が最も多く、次いで「働きたい」「働きたいが自分の身体状況等を考えると難しい」(10.2%) となっています。

【問27-2で「1. 働きたい」を選択された方におたずねします。】  
 問27-3. どのような形で働きたいですか。（○は1つ）

図表2-56 希望する雇用形態

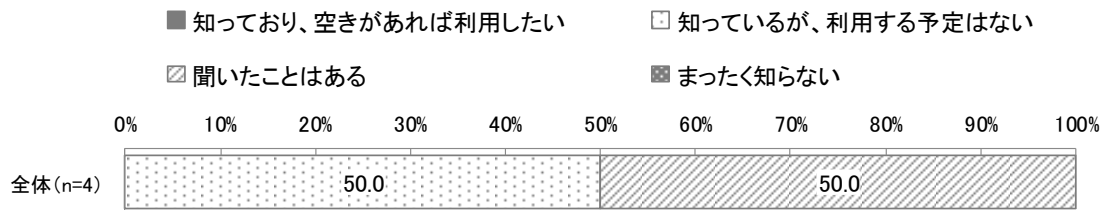


➤ 「就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、作業所等を利用」(66.7%) が最も多く、次いで「正職(社員)」「考えていない」(16.7%) となっています。

【問 27-3 で「4. 就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、作業所等を利用」を選択された方におたずねします。】

問 27-4. ふれあいの郷内にある「さくら作業所」を知っていますか。

図表2-57 「さくら作業所」の認知度

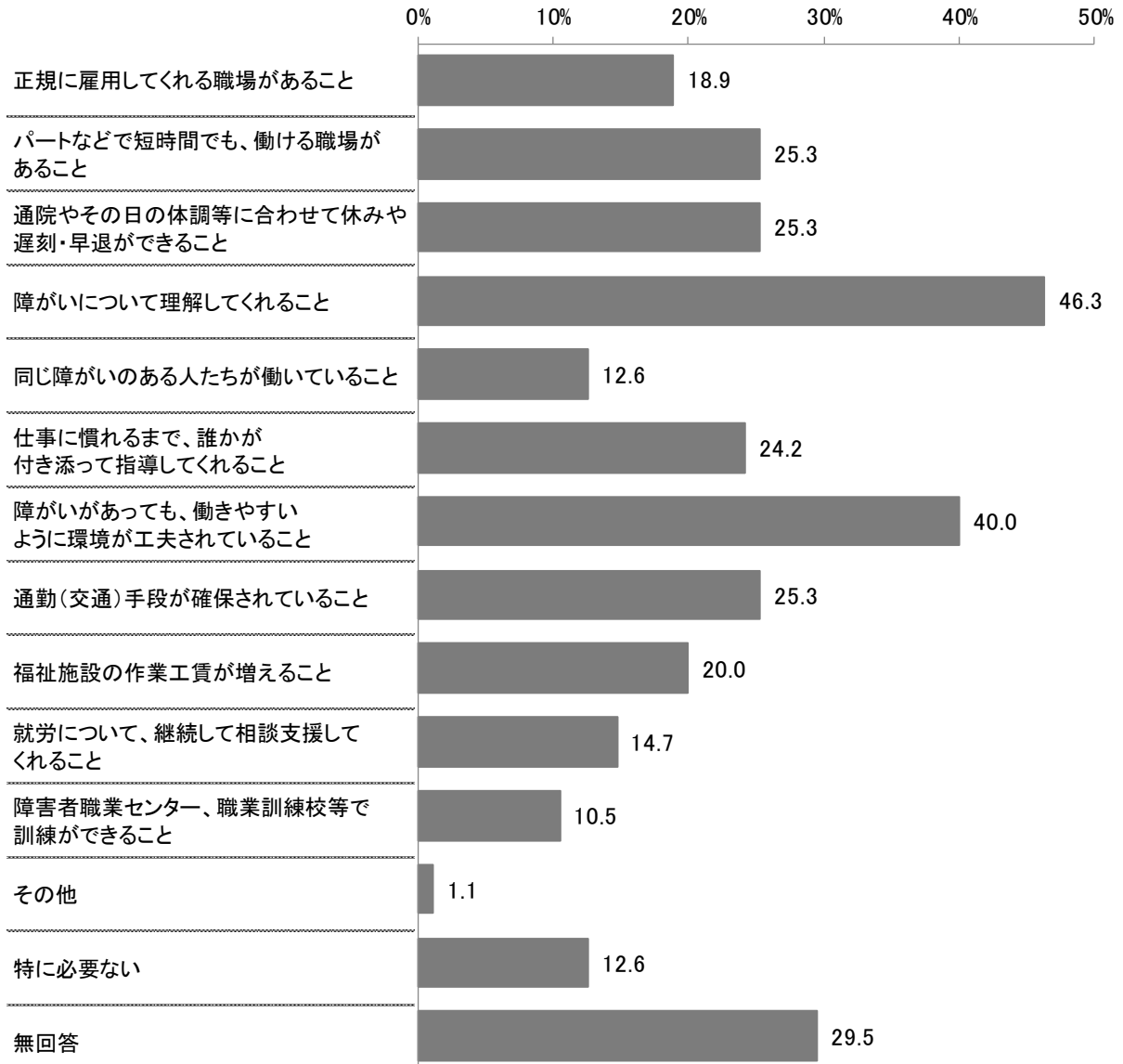


- 「知っているが、利用する予定はない」と「聞いたことはある」が共に 50.0%となっています。

問 28. 障がいのある方が働くために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。  
(〇はいくつでも)

図表2-58 障がい者が働くために必要なこと(複数回答)

n = 95



- 「障がいについて理解してくれること」(46.3%)が最も多く、次いで「障がいがあっても、働きやすいように環境が工夫されていること」(40.0%)、「パートなどで短時間でも、働ける職場があること」「通院やその日の体調等に合わせて休みや遅刻・早退ができること」「通勤(交通)手段が確保されていること」(25.3%)となっています。

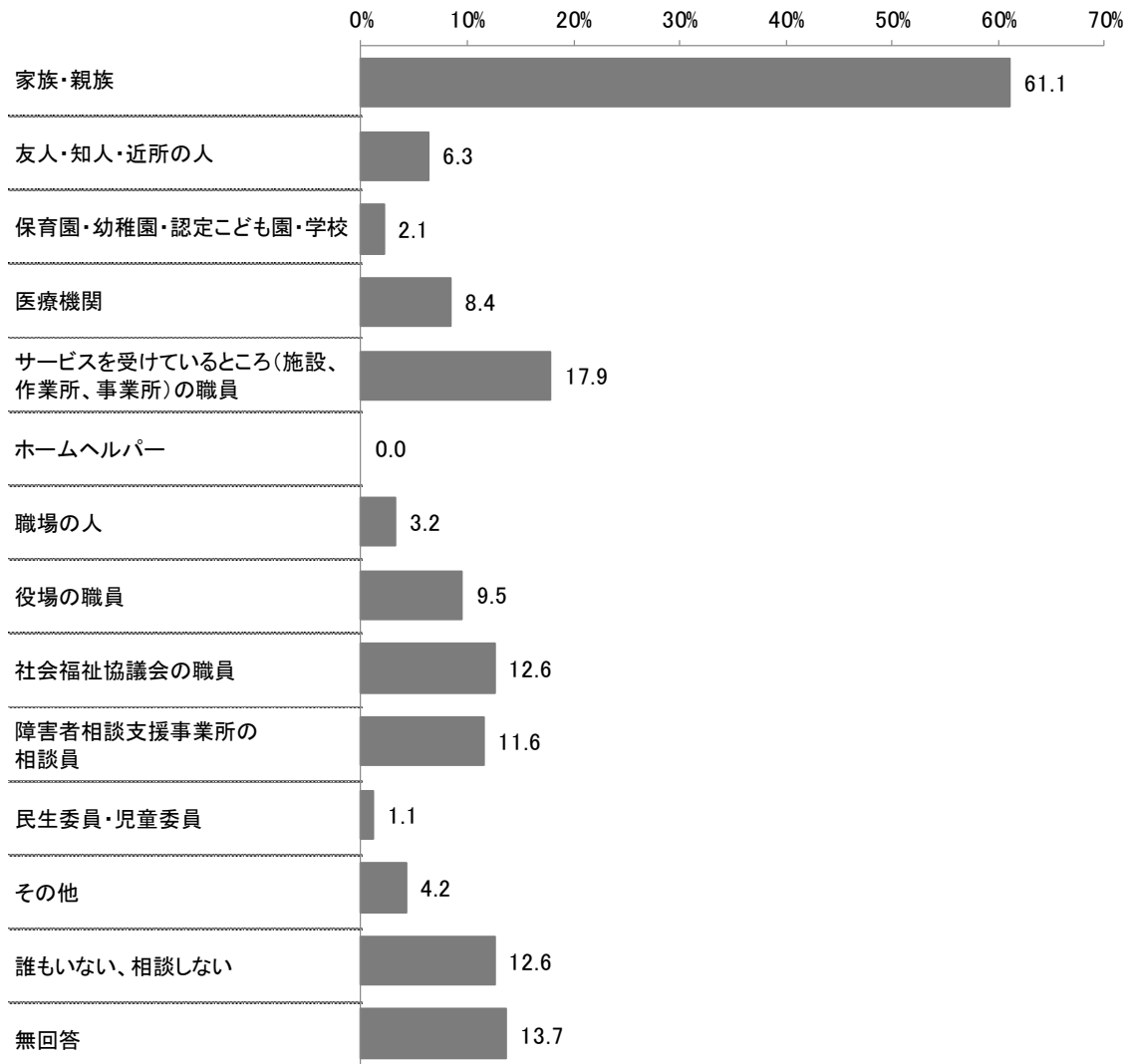
## 8

## あなたの日頃の生活や相談等のことについて

問29. 福祉サービスや就労などの障害福祉についてどこに（誰に）相談していますか。  
（〇はいくつでも）

図表2-59 障害福祉についての相談相手(複数回答)

n = 95

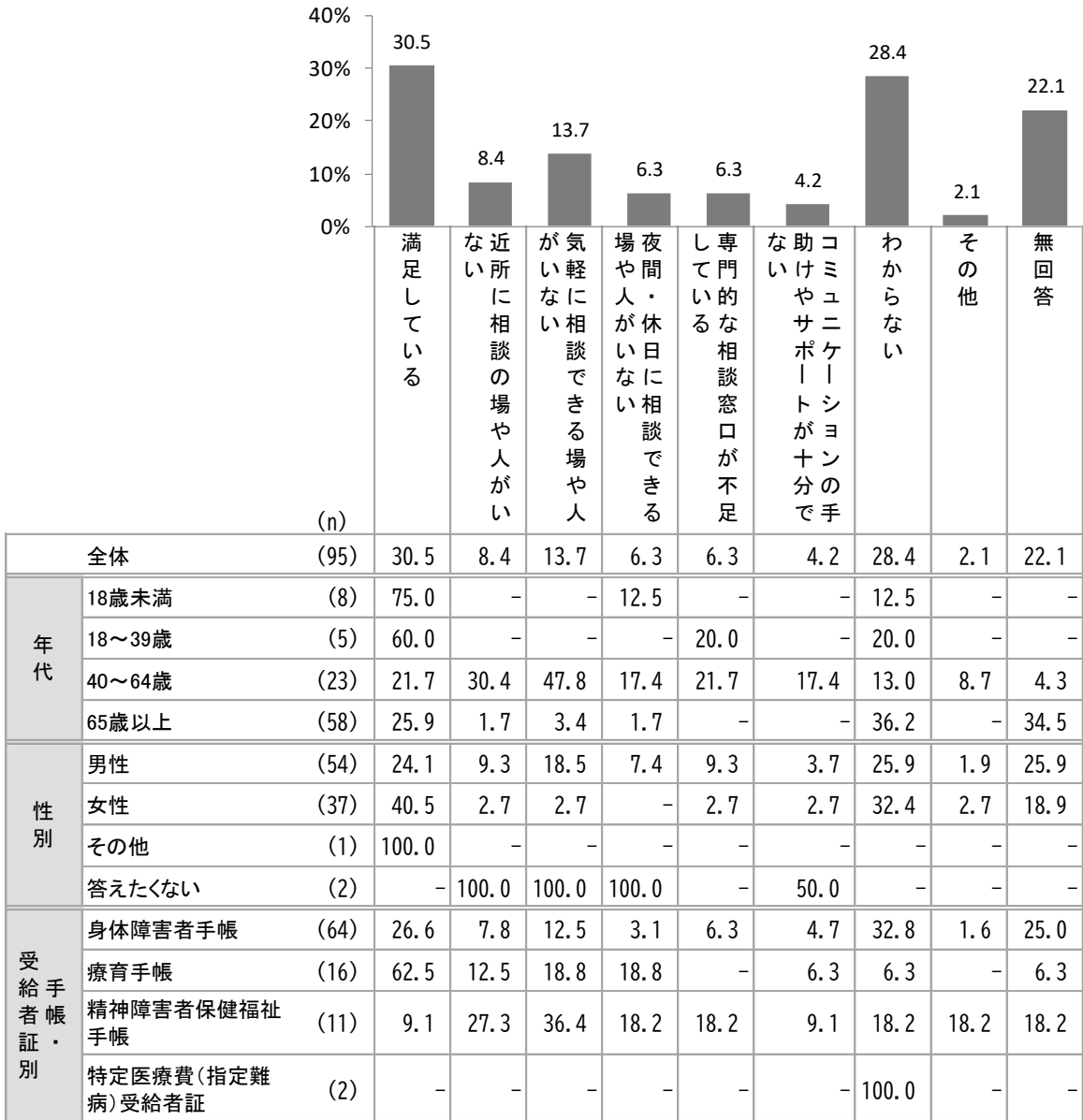


- 「家族・親族」(61.1%) が最も多く、次いで「サービスを受けているところ(施設、作業所、事業所)の職員」(17.9%)、「社会福祉協議会の職員」「誰もいない、相談しない」(12.6%) となっています。



問 30. 現在の相談体制について、どのように感じていますか。(〇はいくつでも)

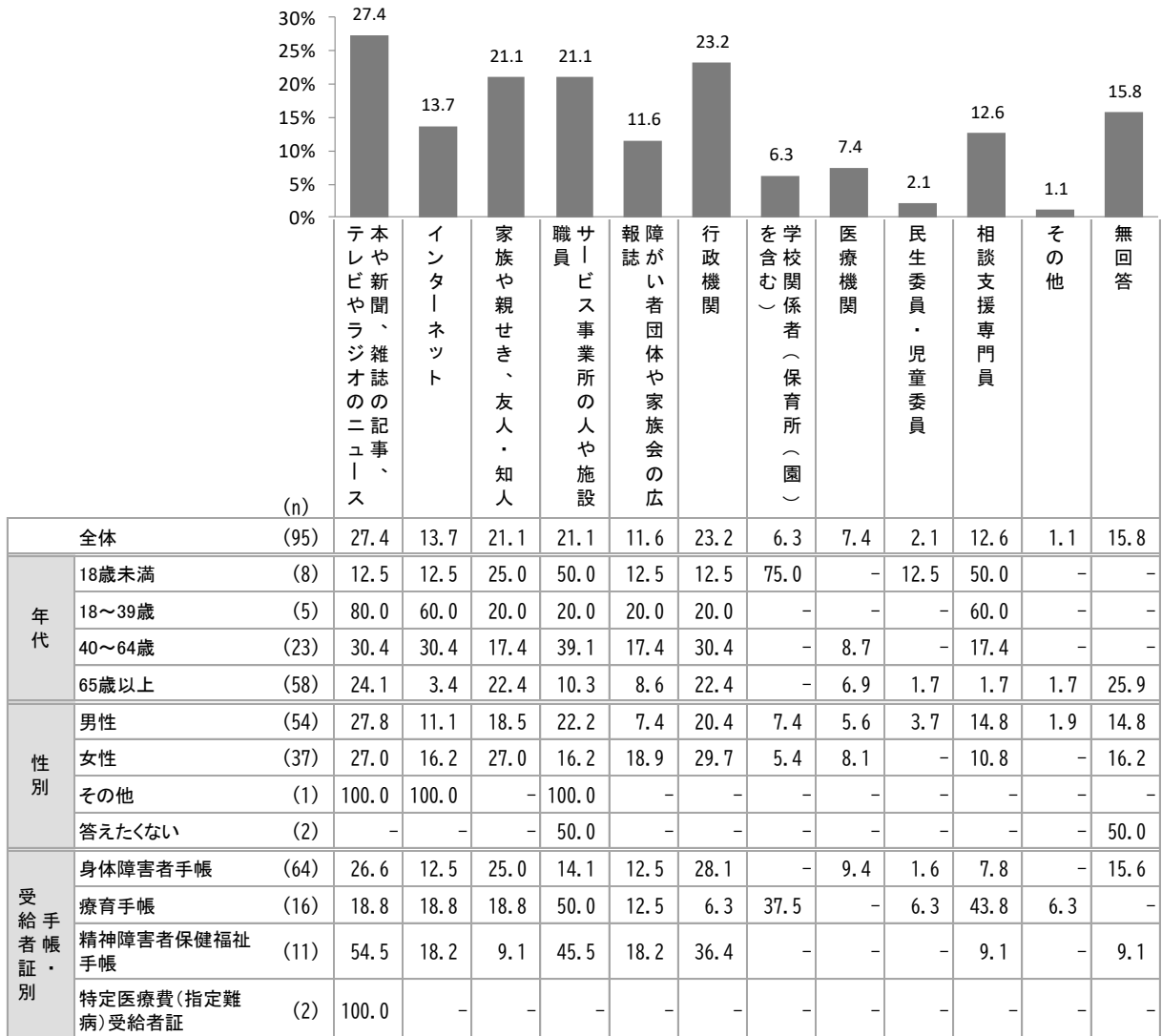
図表2-60 現在の相談体制について(複数回答)



- 全体で見ると、「満足している」(30.5%)が最も多く、次いで「わからない」(28.4%)、「気軽に相談できる場や人がいない」(13.7%)となっています。
- 性別で見ると、「満足している」は女性で割合が高くなっています。
- 手帳・受給者証別で見ると、「満足している」は療育手帳所持者で割合が高くなっていますが、回答数が少ないため参考程度とします。

問31. あなたは障がい福祉に関する情報を、どこから知ることが多いですか。(〇はいくつでも)

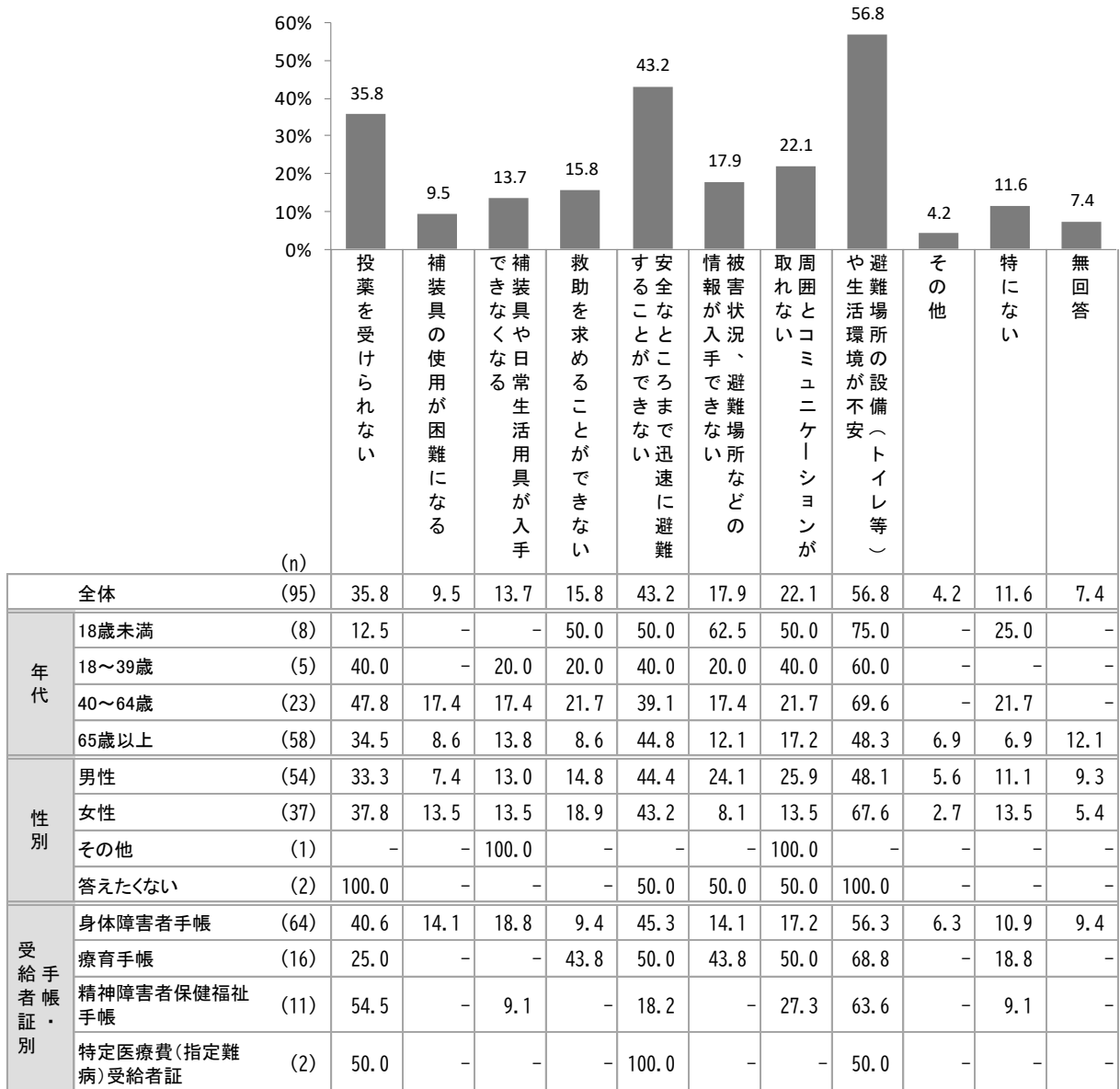
図表2-61 障害福祉に関する情報の入手先(複数回答)



- 全体で見ると、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(27.4%)が最も多く、次いで「行政機関」(23.2%)、「家族や親せき、友人・知人」「サービス事業所の人や施設職員」(21.1%)となっています。
- 手帳・受給者証別で見ると、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」は精神障害者保健福祉手帳所持者で割合が高くなっていますが、回答数が少ないため参考程度とします。

問 32. 災害が発生したとき、あなたはどのようなことが困ると思いますか。(〇はいくつでも)

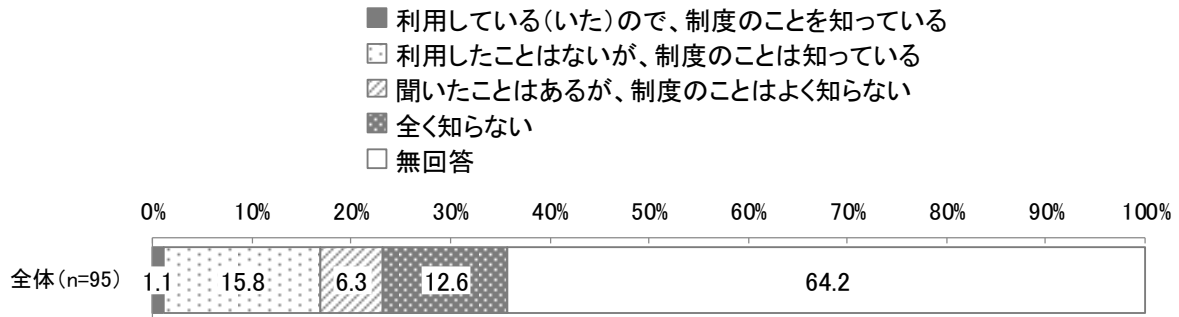
図表2-62 災害時の困りごと(複数回答)



- 全体で見ると、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」(56.8%)が最も多く、次いで「安全なところまで迅速に避難することができない」(43.2%)、「投薬を受けられない」(35.8%)となっています。
- 性別で見ると、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」は女性で割合が高くなっています。
- 手帳・受給者証別で見ると、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」は療育手帳所持者で割合が高くなっていますが、回答数が少ないため参考程度とします。

問 33. 知的、精神に障がい等のある方におたずねします。成年後見制度（判断することが困難な方などの権利を守るため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う制度）について、知っていますか。（○は1つ）

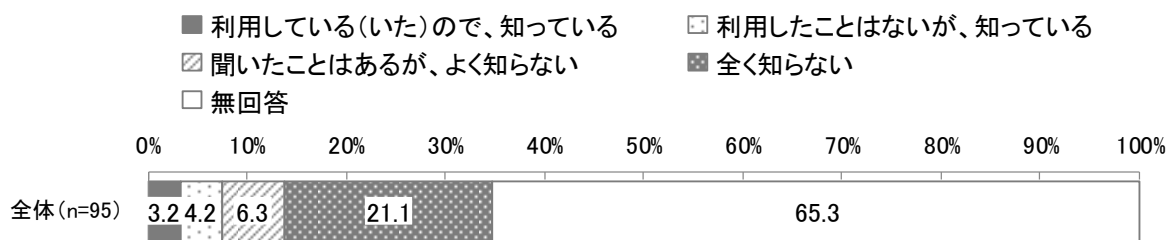
図表2-63 成年後見制度の認知度



- 「利用したことはないが、制度のことは知っている」(15.8%)が最も多く、次いで「全く知らない」(12.6%)、「聞いたことはあるが、制度のことはよく知らない」(6.3%)となっています。

問 34. 知的、精神に障がい等のある方におたずねします。海部南部権利擁護センターを知っていますか。（○は1つ）

図表2-64 海部南部権利擁護センターの認知度

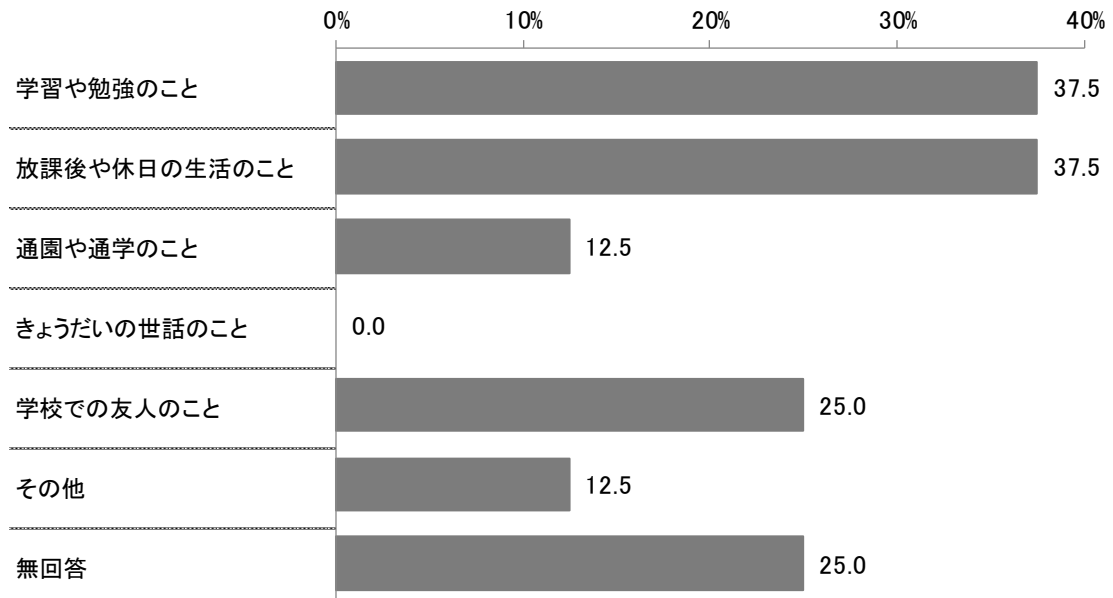


- 「全く知らない」(21.1%)が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」(6.3%)、「利用したことはないが、知っている」(4.2%)となっています。

問 35. 障がいのある 18 歳未満の方におたずねします。通園・通学、学校生活や日常生活での困りごとや悩みはありますか。(〇はいくつでも)

図表2-65 通園・通学、学校生活や日常生活での困りごと(複数回答)

n = 8

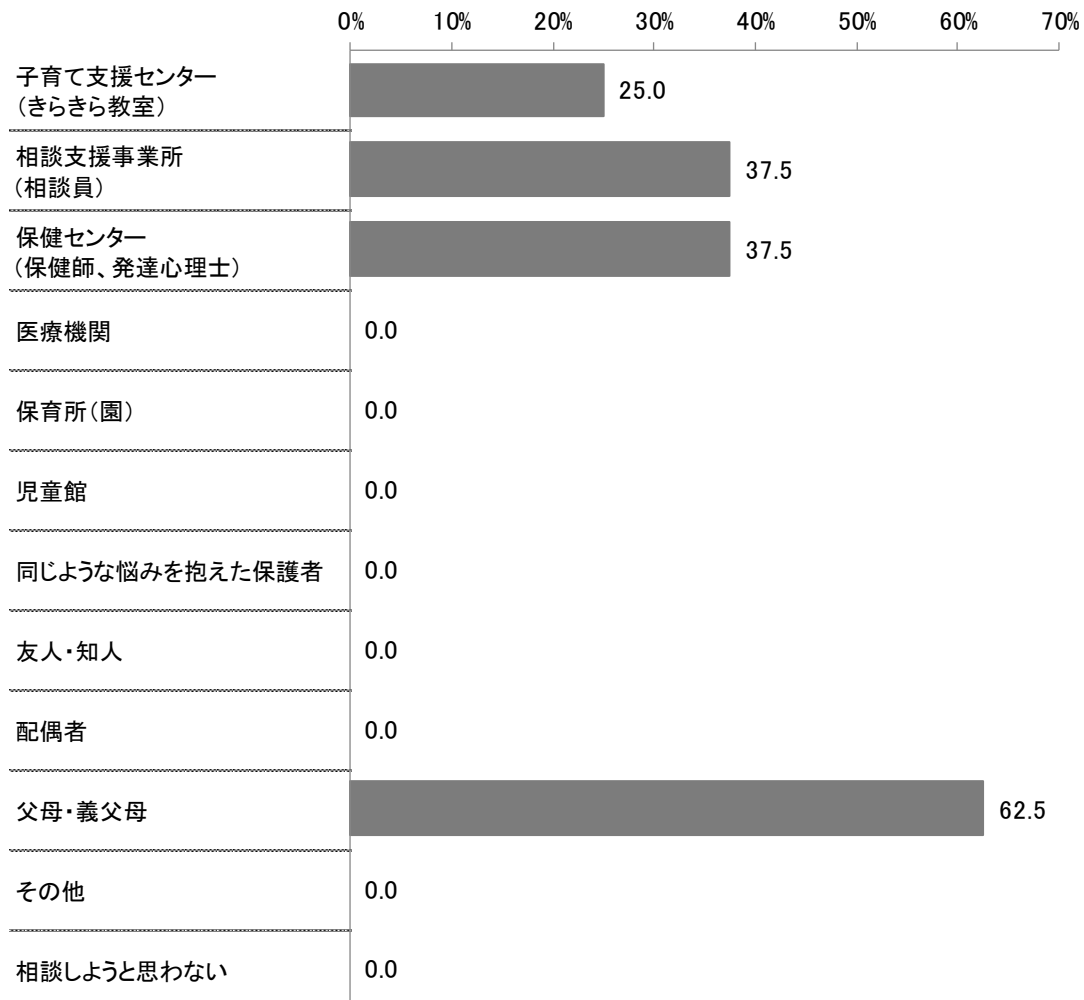


- 「学習や勉強のこと」「放課後や休日の生活のこと」(37.5%) がともに最も多く、次いで「学校での友人のこと」(25.0%) となっています。

問 36. 障がいのある 18 歳未満の方におたずねします。発達のことでも困ったとき、どこに（誰に）相談しますか。（〇はいくつでも）

図表2-66 発達のことでも困ったときの相談相手(複数回答)

n = 8

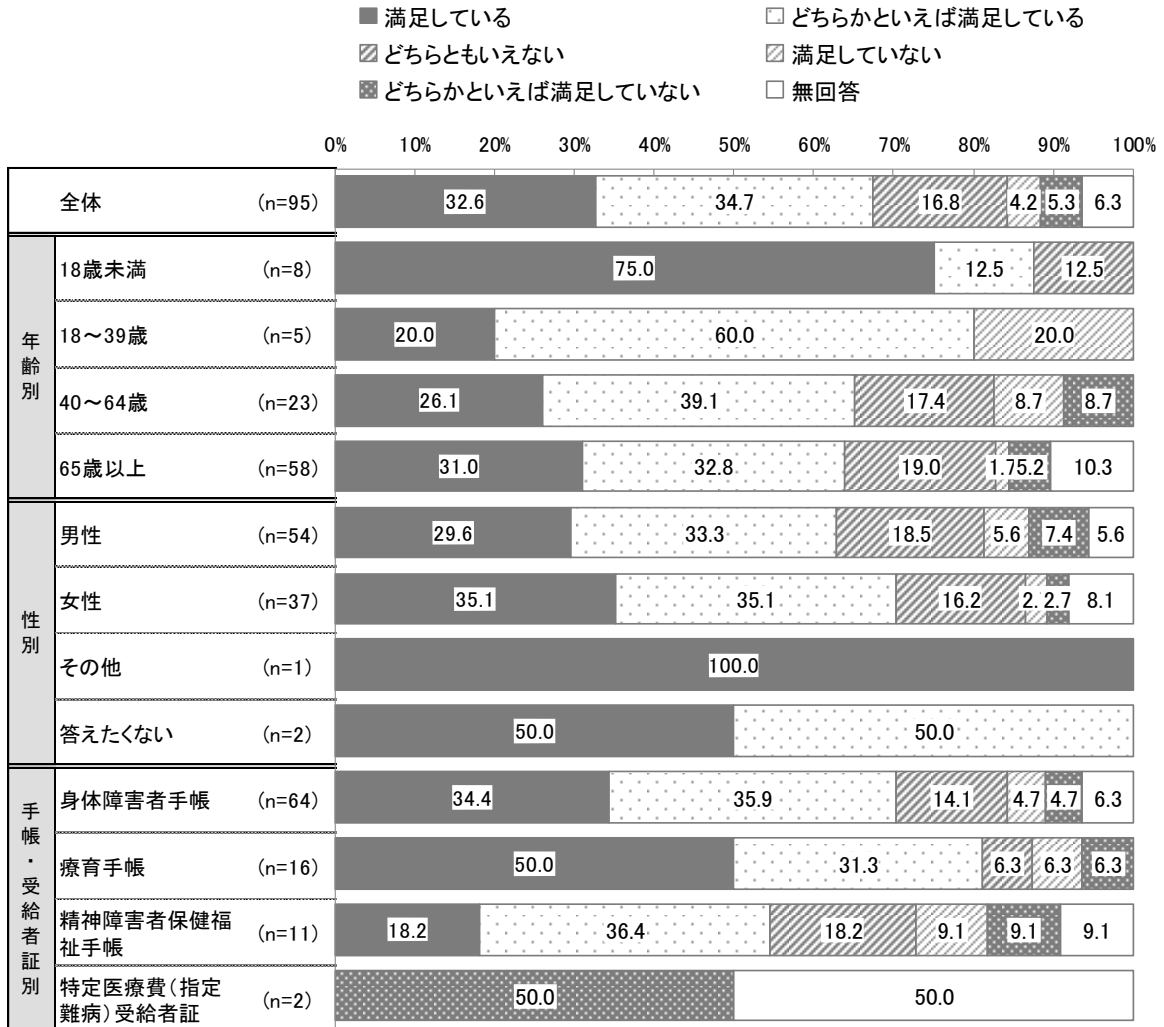


- 「父母・義父母」(62.5%) が最も多く、次いで「相談支援事業所(相談員)」「保健センター(保健師、発達心理士)」(37.5%) となっています。

9 生活全般のことについて

問 37. あなたは、現在の生活についてどのように感じていますか。(○は1つ)

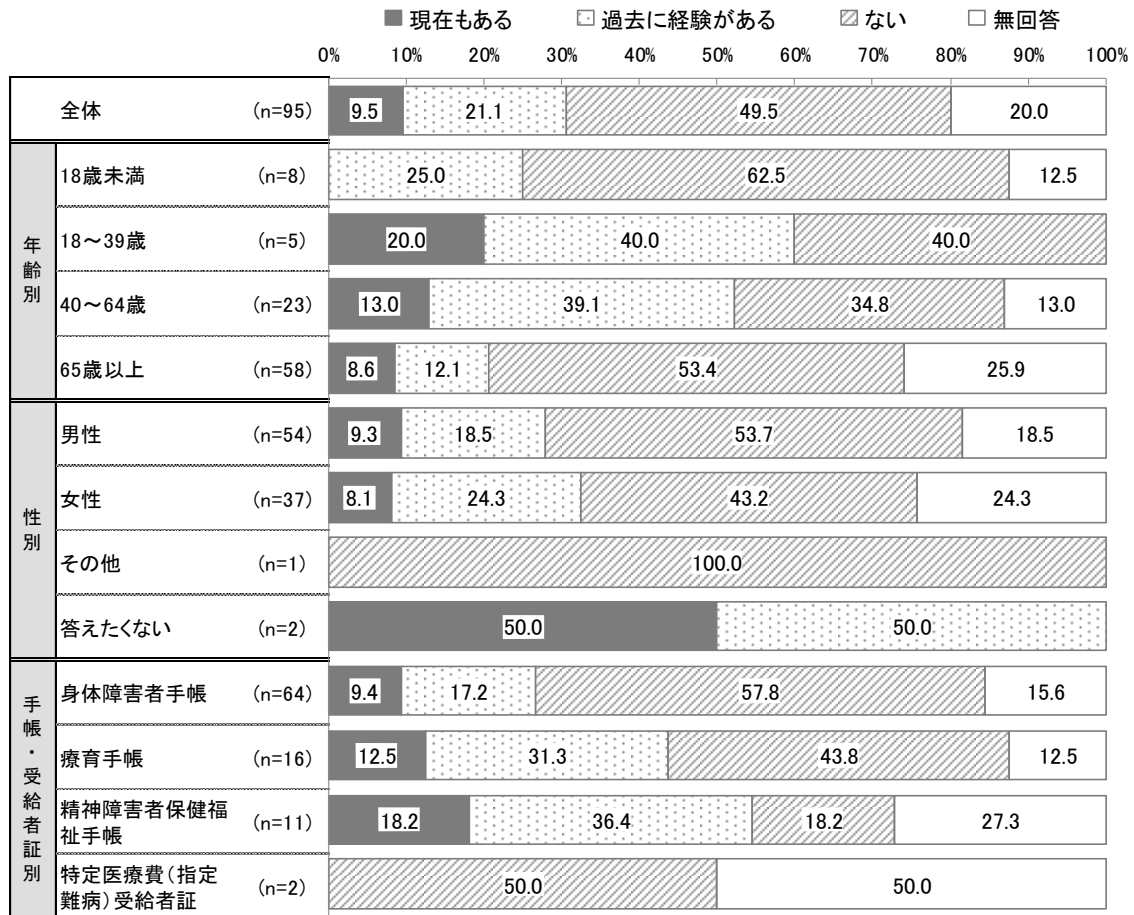
図表2-67 現在の生活について



- 全体で見ると、「どちらかといえば満足している」(34.7%) が最も多く、次いで「満足している」(32.6%)、「どちらともいえない」(16.8%) となっています。
- 手帳・受給者証別で見ると、「満足している」は療育手帳所持者で割合が高くなっていますが、回答数が少ないため参考程度とします。

問 38. あなたは、障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをした経験がありますか。  
(○は1つ)

図表2-68 障がいが原因で差別等を受けた経験の有無



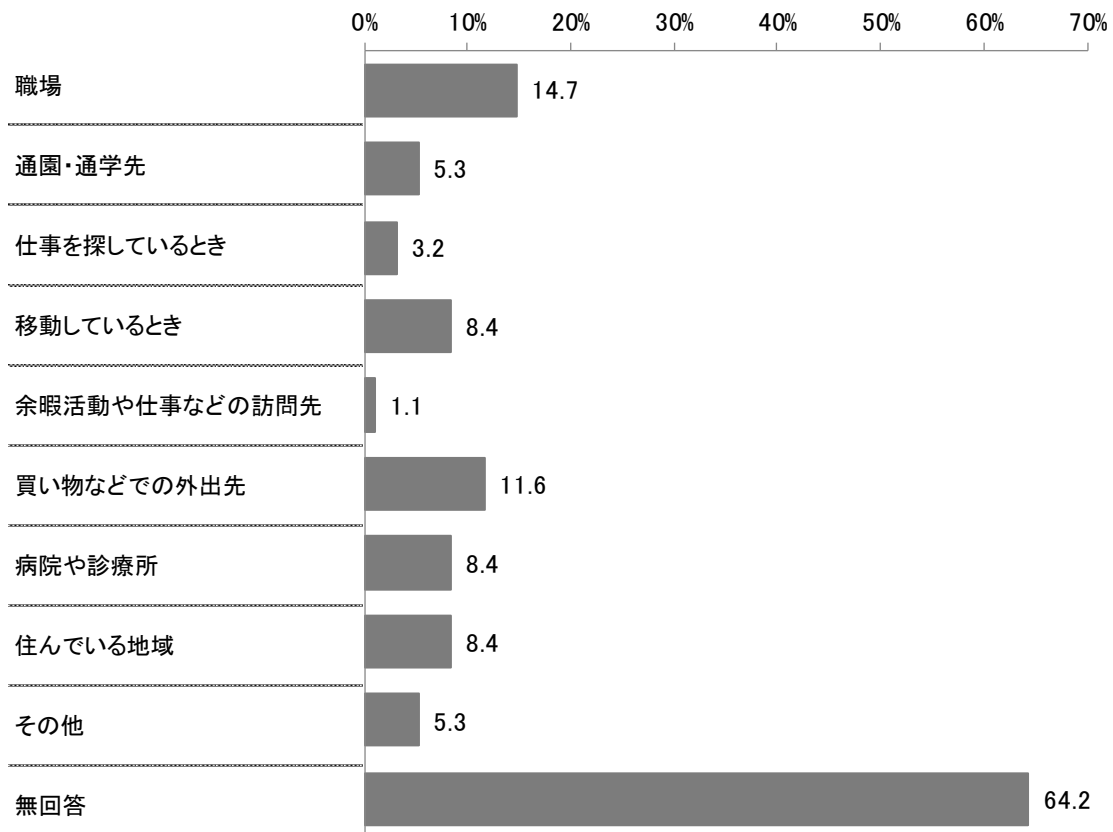
- 全体で見ると、「ない」(49.5%)が最も多く、次いで「過去に経験がある」(21.1%)、「現在もある」(9.5%)となっています。
- 手帳・受給者証別で見ると、「過去に経験がある」は療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者で割合が高くなっていますが、回答数が少ないため参考程度とします。



問39. どのような場所で、差別を受けたり、嫌な思いをしましたか。(〇はいくつでも)

図表2-69 差別等された場面(複数回答)

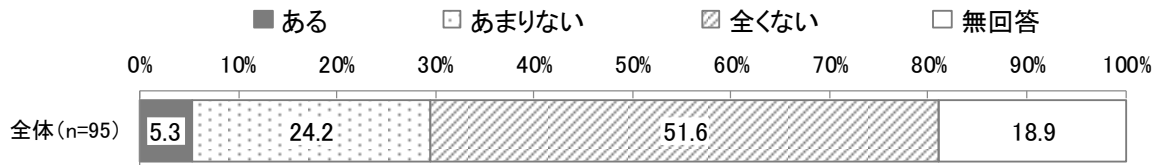
n = 95



- 「職場」(14.7%) が最も多く、次いで「買い物などでの外出先」(11.6%)、「移動しているとき」「病院や診療所」「住んでいる地域」(8.4%) となっています。

問 40. 日常生活において、障がいのある方への虐待やそれを疑うような現場を見たり、聞いたりしたことはありますか。(○は1つ)

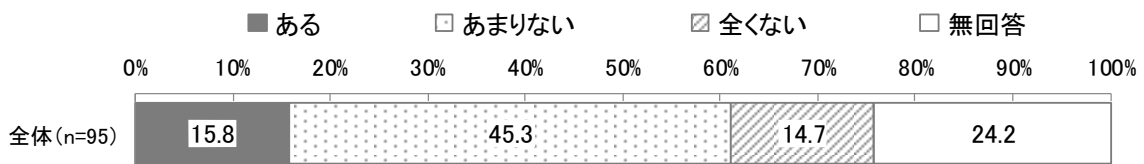
図表2-70 日常生活における障がい者への虐待等を見聞きしたことがあるか



- 「全くない」(51.6%) が最も多く、次いで「あまりない」(24.2%)、「ある」(5.3%) となっています。

問 41. 日常生活において、あなたの障がいについて理解や配慮があり、よかったと感じたことはありますか。(○は1つ)

図表2-71 日常生活における障がいについての理解や配慮で、よかったと感じたことがあるか

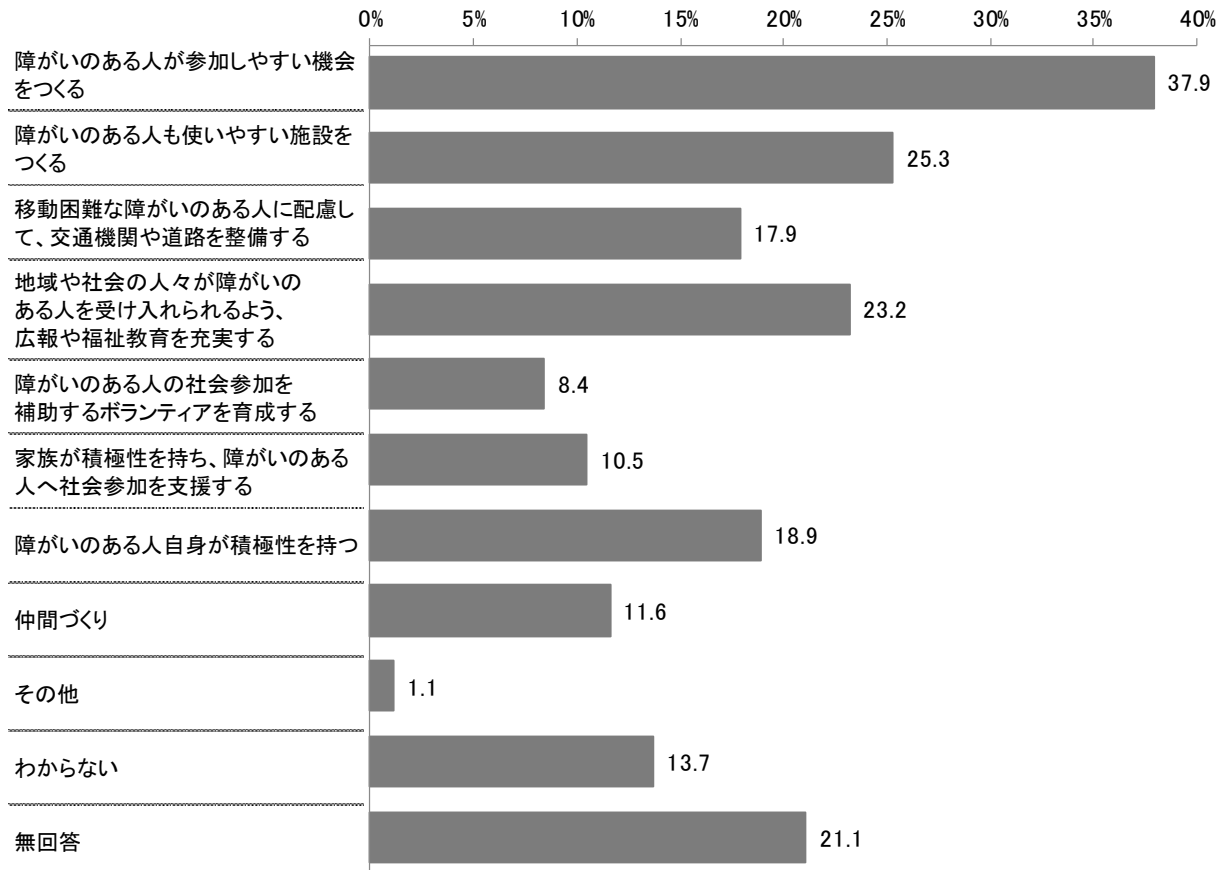


- 「あまりない」(45.3%) が最も多く、次いで「ある」(15.8%)、「全くない」(14.7%) となっています。

問 42. あなたは障がいのある人が地域や社会に積極的に参加できるようにするために、大切なことは何だとお考えですか。(〇は3つまで)

図表2-72 障がい者が地域や社会に積極的に参加するために大切なこと(複数回答)

n = 95

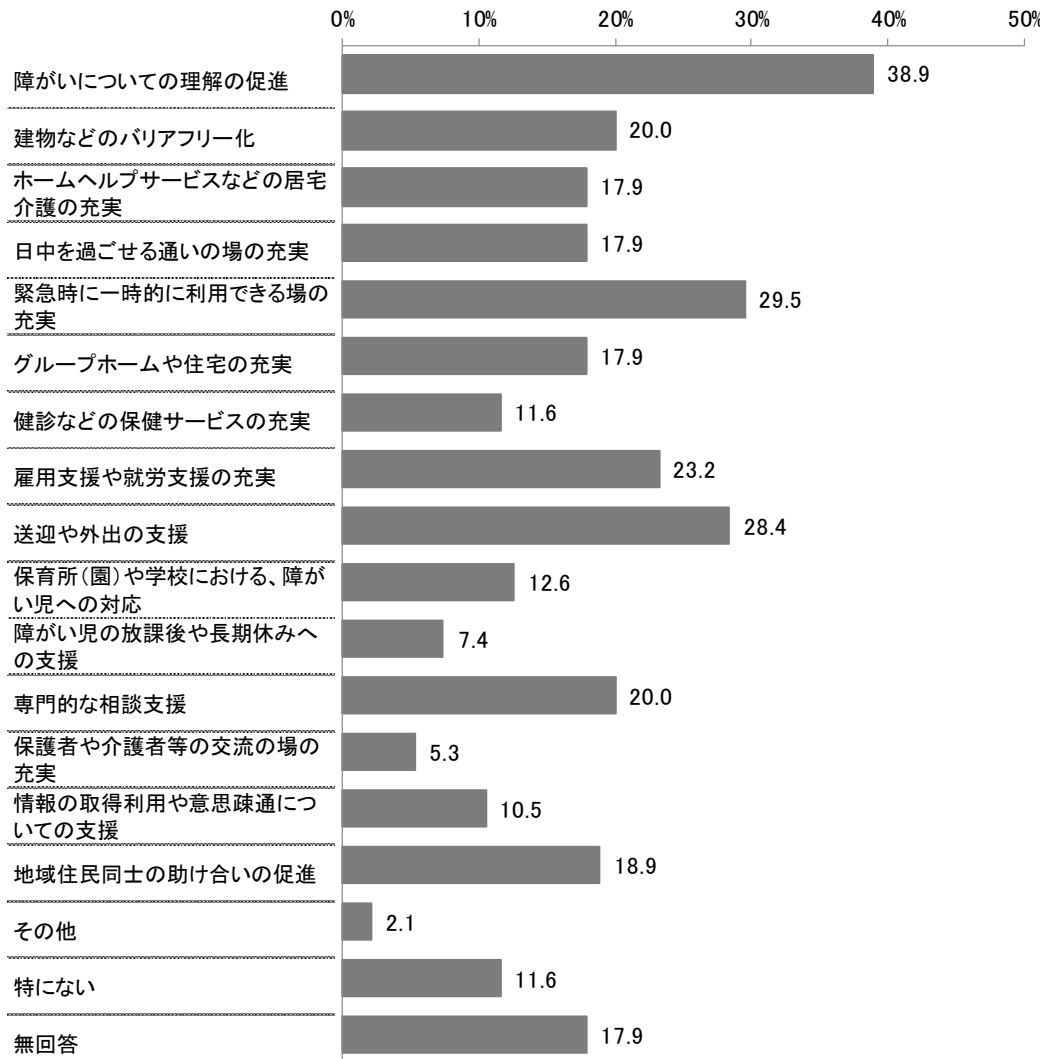


- 「障がいのある人が参加しやすい機会をつくる」(37.9%) が最も多く、次いで「障がいのある人も使いやすい施設をつくる」(25.3%)、「地域や社会の人々が障がいのある人を受け入れられるよう、広報や福祉教育を充実する」(23.2%) となっています。

問 43. 障がいのある方が安心して暮らせるため、特に村に取り組んでほしいことはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

図表2-73 障がい者が安心して暮らせるため取り組んでほしいこと(複数回答)

n = 95

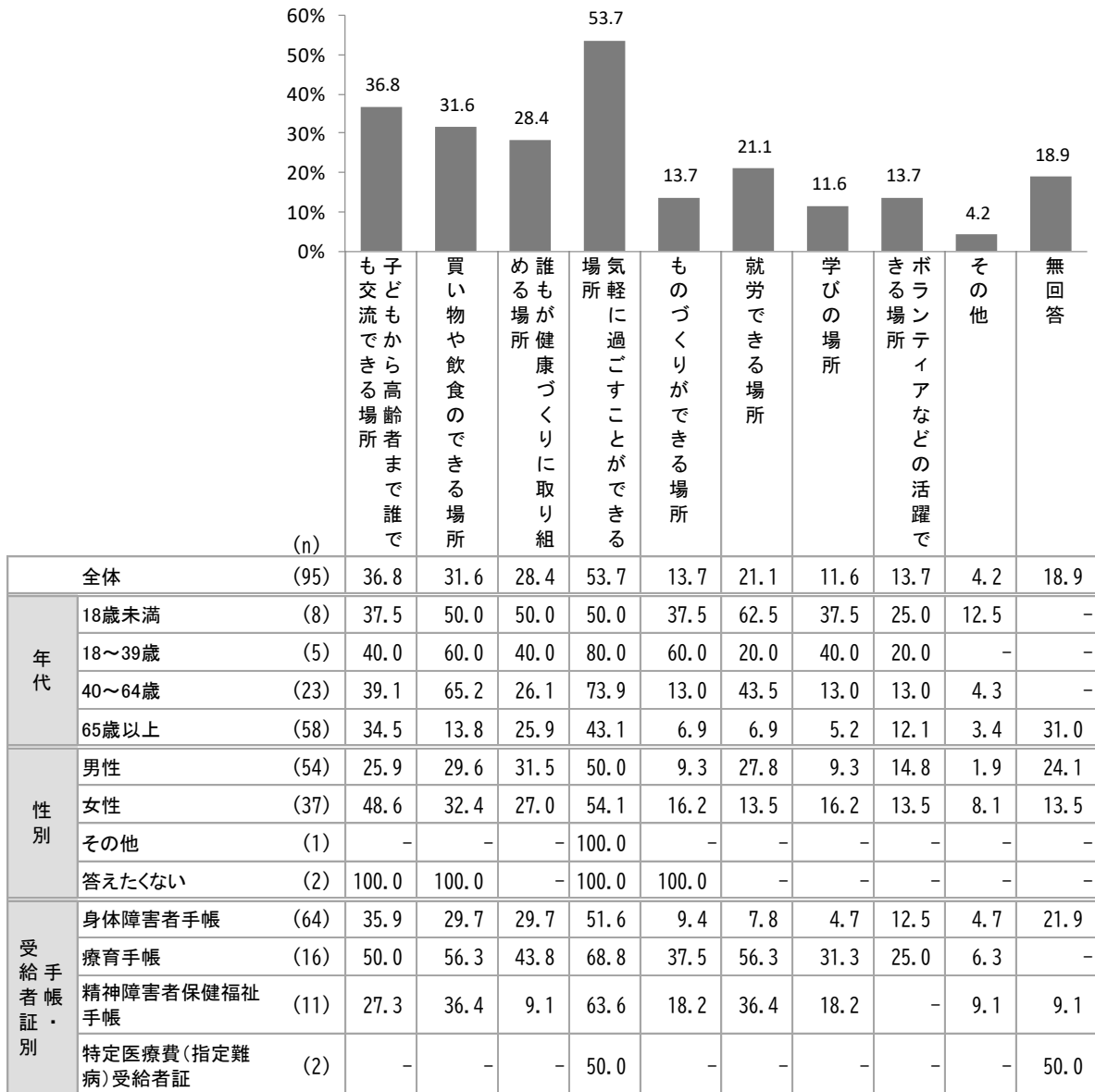


- 「障がいについての理解の促進」(38.9%)が最も多く、次いで「緊急時に一時的に利用できる場の充実」(29.5%)、「送迎や外出の支援」(28.4%)となっています。

10 村の施設の今後について

問44. 飛島村では、現在ふれあいの郷再編事業により多世代や障がいのある人が集える交流拠点としての整備を進めています。あなたは今後のふれあいの郷が交流の拠点としてどのような場所になればよいと思いますか。(〇はいくつでも)

図表2-74 今後ふれあいの郷が交流の拠点としてどのような場所になればよいと思うか(複数回答)



- 全体で見ると、「気軽に過ごすことができる場所」(53.7%)が最も多く、次いで「子どもから高齢者まで誰でも交流できる場所」(36.8%)、「買い物や飲食のできる場所」(31.6%)となっています。
- 年齢別で見ると、「気軽に過ごすことができる場所」は全体で割合が高くなっています。
- 手帳・受給者証別で見ると、「気軽に過ごすことができる場所」は療育手帳所持者で割合が高くなっていますが、回答数が少ないため参考程度とします。

### 3 フォーカスグループインタビュー及び訪問調査

計画策定に向けた住民ニーズを聴取し、挙げられた意見をグループごとに下記にまとめました。

#### 1 フォーカスグループインタビュー

団体名	調査結果
飛島村心身障害児（者） 保護者会（あゆみ会）	障がい児の家族が相談や支援を得る体制や、地域間の協力、活動を通じた自立の促進、地域のサポート制度の充実を望む意見がありました。また、幼い時から障がい児を対象に訓練を取り入れる教育システム、個別のニーズに合ったサポートが必要だと言及されていました。福祉政策に関する情報を早い段階から受け、地域の人々に対して情報を発信することが重要との意見もありました。
飛島村身体障害者福祉 協議会	身体障がい者に対する周りの理解と認識が重要であることや、日常生活で直面する問題として、特に車椅子を使用する場合外出が難しいことが述べられていました。また、地域のサポート制度の充実や柔軟な対応、身体障がい者が日常生活を送りやすい環境の整備、情報共有の重要性、特に高齢になると交通や利便性の問題が深刻化することが指摘されていました。身体障がい者の日常生活における課題や困難、そしてバリアフリーな社会環境の必要性、地域社会やサポート体制の向上に向けた意見や考えが示されていました。
障がい支援者	子どもの頃から障がいの有無にかかわらず、学校、地域のイベントを通じて交流し、育つ環境を一緒にすることが、障がい理解を促進することができるとの意見がありました。障がい者が安心して頼ったり、自ら助けを求めることができるような、障がい者と健常者が共に社会で生活していけるような環境づくりが必要との意見がありました。

## 2 訪問調査

対象者	調査結果
さくら作業所作業生 (家族を含む)	障がい者やその家族に対して、暮らしやすく周囲に頼れる環境づくりといった意見があげられました。また、さらなる相談体制の充実を求める声もありました。
さくら作業所職員	地域の作業所のあり方を見直すべきとの意見がありました。特に利用者の高齢化が進んでいることで、求められている作業ができない者が増えているため、それとは別に少しでもできることを探し、できそうな仕事を行うことが必要とのことでした。また、移動支援や、就労支援などの福祉サービスの充実も求められていました。
就労系サービス利用者	障がいがあっても自分の意見を主張することができるような暮らしやすい環境づくりや、さらなるサービスの充実を求める意見がありました。
一般就労者	職業訓練を障がいの程度に応じて設定してほしいという体制づくりに対する要望がありました。福祉サービスに関しては、既存の手帳や給付があるため助かっているとの声がありました。採用前後での仕事内容に対するイメージのギャップが生じないよう、職場や仕事内容に関して、正しい情報収集が必要との意見がありました。生活環境に関して、通勤のためバスの増便と送迎サービスを期待する声、日用品の移動販売の希望がありました。
放課後等デイサービス利用者	障がい者が自分の意見を主張することができるような暮らしやすい環境づくりや、相談できる人材の確保や充実したサービスを求める声がありました。本人の意思で仕事を決めることができるような情報提供や、好きなものを自分で買うことができるような支援、高校卒業後の進路などについての自立支援体制づくりが重要とされていました。充実した福祉サービスや、相談体制づくり、社会参加を促進するイベントを求める声がありました。また、暮らしやすい環境づくりとして、障がい者のためのサービスの選択肢を近隣の市町村と連携して増やすことや、生まれてから就学、就労までの切れ目ないサービスの提供も重要との意見がありました。

## 第3章

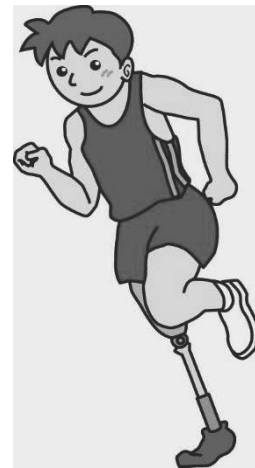
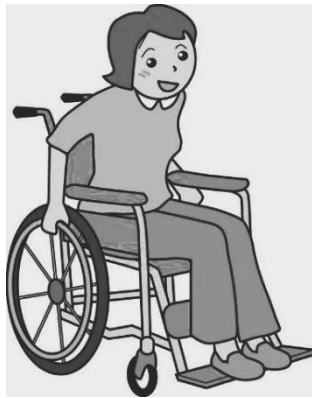
## 第4次障害者福祉計画

## 1 基本理念

本計画の基本理念は、飛鳥村第3次障害者福祉計画の理念を継承し、「ノーマライゼーション（誰もが同じように生活を送ることのできる社会）」の考え方を土台とし、障がい者が地域の中で障がいのない人と同じように、その能力を活かして、自立して生活できるむらづくりを目指すものとします。

## 基本理念

住み慣れた地域で自立した生活ができる  
持続可能なむらづくり





## 2 施策体系

障害者福祉計画は、国の第5次障害者基本計画や飛島村第3次障害者福祉計画の施策体系をもとに、下記の体系とします。

### 基本理念

## 住み慣れた地域で自立した生活ができる 持続可能なむらづくり

1

### 啓発・広報

- 既存のサービスの周知
- 障がい者虐待の防止及び差別解消の推進

2

### 福祉サービスの充実

- 村内に住む障がい児者が利用できる社会資源の確保

3

### 保健・医療の充実

- 障がいの早期発見・療育支援体制の充実
- 障がいの原因となる疾病の予防

4

### 生活環境の整備

- 移動手段の充実

5

### 生活の安定と自立支援

- 相談支援・情報提供の充実
- 就労支援の充実

6

### 保育・教育の充実

- ライフステージにおける切れ目のない支援の充実
- 障がいへの理解を深める場の確保

7

### 文化・スポーツ活動の推進

- 障がいの有無に関わらない誰もが参加しやすい環境推進
- 村有施設の利用推進

8

### 安心・安全

- 災害等における緊急時の対策

## 3 具体的施策

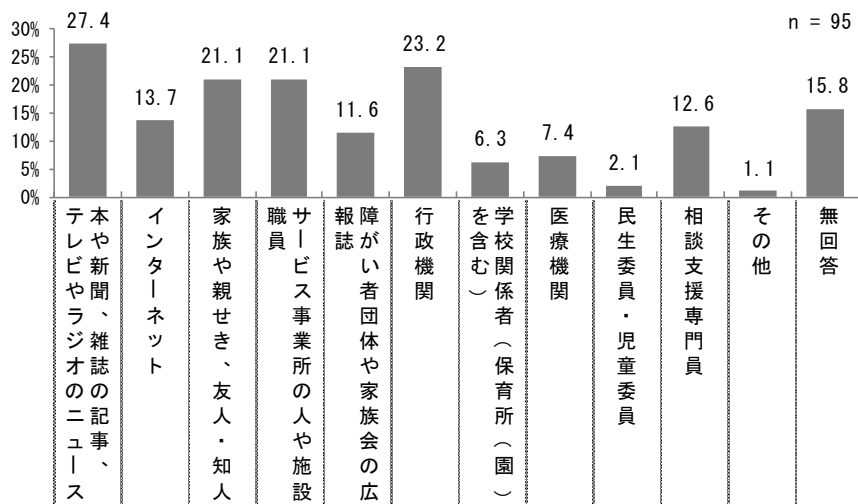
### 1 啓発・広報

#### 現状と課題

本村では、障がいのある人について理解を促進するため、学園での福祉学習や障がい児・障がい者団体の交流の支援に取り組んできました。障がいについての理解促進は住みやすい村づくりや社会参加の促進に重要であり、アンケート調査結果においても、障がいのある方が安心して暮らせるために村に取り組んでほしいこととして、「障がいについての理解促進」が最も多くなっているため、今後も啓発と広報活動に努めていく必要があります。

障がい福祉に関する情報入手方法は、行政機関やテレビやラジオのニュース、施設職員が多くなっているため、引き続き、行政機関からの情報発信に努めていく必要があります。また、成年後見制度や海部南部権利擁護センターの周知も継続して行実施します。

図表3-1 障がい福祉に関する情報の入手手段(アンケート調査結果)



#### 取組の方針

##### ▶ 既存のサービスの周知

- ・ 障がいのある人に配慮した情報アクセシビリティの向上
- ・ 障がい福祉に関するガイドブック等の配布

##### ▶ 障がい者虐待の防止及び差別解消の推進

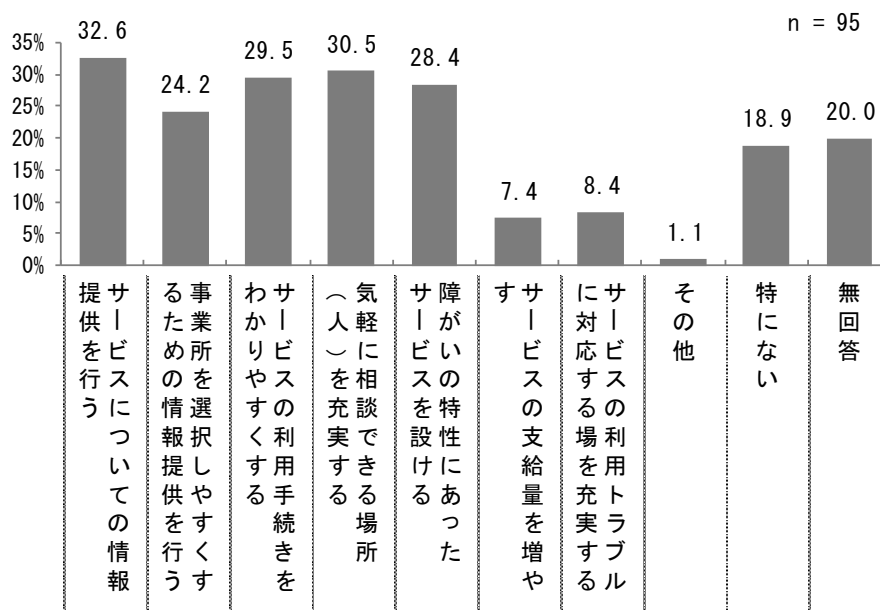
- ・ 障害者虐待防止法や障害者差別解消法、成年後見制度等の障がいのある人の人権に関する法律や制度の周知・啓発

## 2 福祉サービスの充実

### 現状と課題

本村では、障害者総合支援制度（介護給付や地域生活支援事業）における福祉サービス充実に取り組んできましたが、サービスを利用する上での課題が挙げられています。アンケート調査結果から障害福祉サービスを利用する上での困っていることとして、サービス提供事業者が少ないことや利用できる回数や日時が少ないことが多くなっており、事業所を確保することが必要となっています。フォーカスグループインタビューおよび訪問調査からは、利用できる支援機関の情報提供や相談場所や支援の確保を望む意見があります。また、福祉サービスをより利用しやすくするために必要だと思うことは、サービスについての情報提供や、気軽に相談できる場所（人）の充実などが多くなっており、サービスの提供体制を充実させる必要があります。

図表3-2 福祉サービスを利用しやすくするために必要だと思うこと(アンケート調査結果)



### 取組の方針

#### ▶ 村内に住む障がい児者が利用できる社会資源の確保

- ・ 海部南部障害者自立支援協議会や関係機関との連携による社会資源の確保
- ・ 事業者に対する本村のニーズ等の情報提供

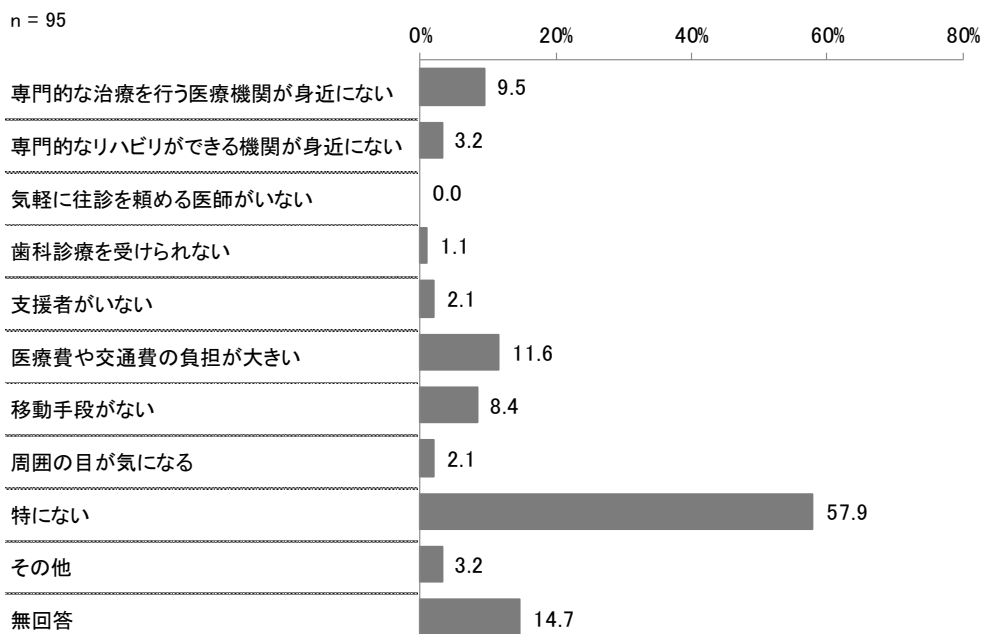
### 3 保健・医療の充実

#### 現状と課題

障がいのある人に対する保健・医療サービスは、人工透析にかかる費用補助など村独自の制度を設けています。アンケート調査結果では、毎月の頻度で通院している人が約半数となっています。また、通院する上で困ることとして「医療費や交通費の負担が大きい」が最も多くなっており、通院に関する支援が必要になっています。

療育手帳所持者は依然として多い状況になっており、きらきら教室の充実など村内の療育支援体制の充実に引き続き取り組む必要があります。

図表3-3 通院する上で困っていること(アンケート調査結果)



#### 取組の方針

##### ▶ 障がいの早期発見・療育支援体制の充実

- ・ 子育て支援センターにおけるきらきら教室の充実
- ・ 村内の療育支援体制の充実

##### ▶ 障がいの原因となる疾病の予防

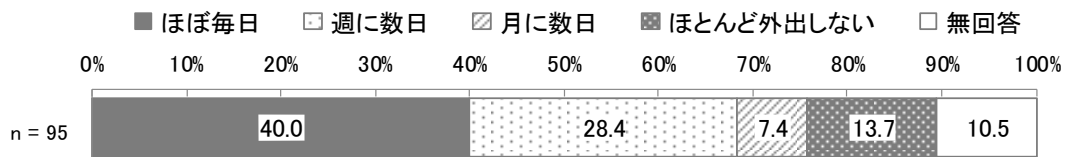
- ・ 村独自の医療費支援制度の充実
- ・ 各種健康相談・教室の実施

## 4 生活環境の整備

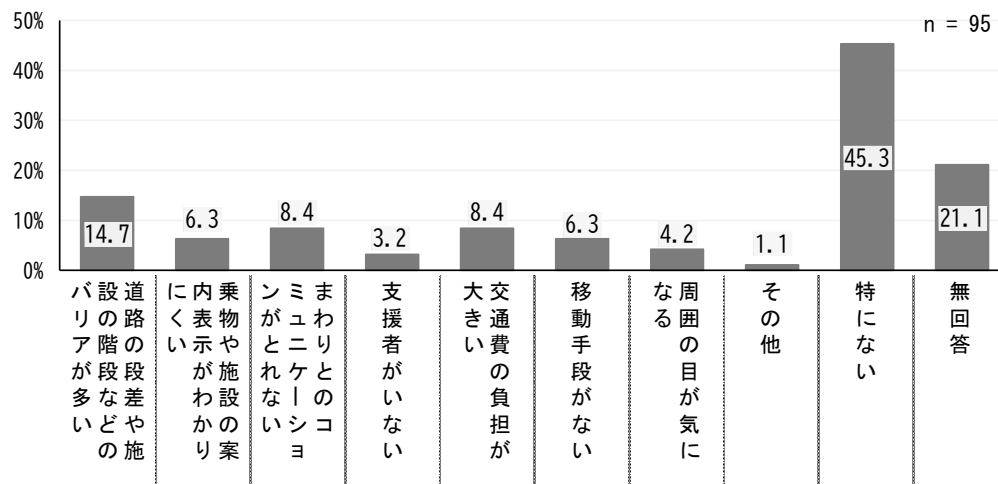
### 現状と課題

移動支援や公共施設のバリアフリー化、タクシー費用の助成など生活に関する支援の充実に取り組んできました。近年は身体障害者手帳所持者に占める65歳以上の割合が上昇しているため、生活における支援が必要になってきています。アンケート調査結果では、外出の頻度が「ほぼ毎日」、また「週に数日」の人の割合が約7割と高くなっています。外出する上で困っていることは、「道路の段差や施設の階段などのバリアが多い」が最も多くなっており、社会モデルに基づいたバリアフリー化の充実を図る必要があります。フォーカスグループインタビューからも、移動手段の確保や充実に関する意見が寄せられています。また「周りとのコミュニケーションがとれない」、「交通費の負担が大きい」、「移動手段がない」が挙げられており、交通費の助成などの支援が求められています。

図表3-4 外出の頻度(アンケート調査結果)



外出する上で困っていること (アンケート調査結果)



### 取組の方針

#### ▶ 移動手段の充実

- ・ 外出支援のための福祉タクシー料金助成の継続
- ・ 自動車改造費の助成
- ・ 合理的配慮※の推進

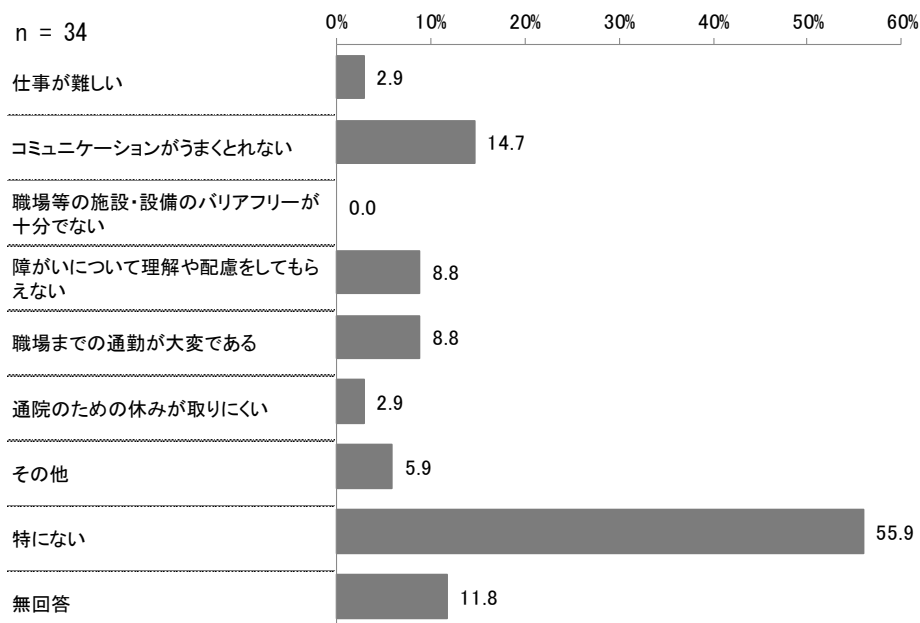
※合理的配慮：障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること

## 5 生活の安定と自立支援

### 現状と課題

本村では、ふれあいの郷に小規模授産所「さくら作業所」を設置しており、障がいのある人の自立支援に向けた取組みを行っています。また、ふれあいの郷を今後再編することで新たな就労の場所の創出を検討しています。アンケート調査結果では、仕事をしている人の悩みや困っていることとしてコミュニケーションがうまくとれないことや障がいについて理解や配慮がしてもらえないことが挙げられているため、職場での理解や合理的な配慮など働きやすい環境整備が必要になっています。

図表3-5 仕事の悩みや困っていること(アンケート調査結果)



### 取組の方針

#### ▶ 相談支援・情報提供の充実

- ・ だれもが安心して相談できる体制の構築
- ・ 意思決定支援の推進

#### ▶ 就労支援の充実

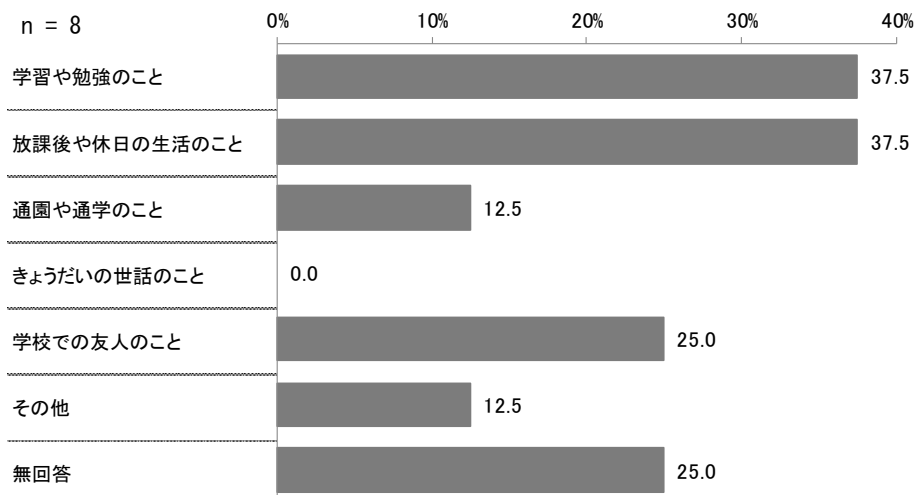
- ・ 就業・生活両面の一体的な就労支援
- ・ 村内にある作業所運営の充実
- ・ ふれあいの郷における新たな就労機会の場の確保

## 6 保育・教育の充実

### 現状と課題

障がいのある子どもの保育・教育においては、学園における特別支援学級の設置や保育所などでの障がいのある児童の受入れを行ってきました。特別支援学級の児童生徒数は横ばいで推移していますが、放課後等デイサービスおよび放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用は増加傾向にあるため、サービス提供体制の拡充を図る必要があります。アンケート調査結果では、障がいのある児童本人の学校生活や日常生活での困りごとや悩みとして、学習や勉強、放課後や休日の生活のことが多くなっており、教育や生活の充実に向けた支援が求められています。

図表3-6 通園や通学、学校生活や日常生活での困りごとや悩み(アンケート調査結果)



### 取組の方針

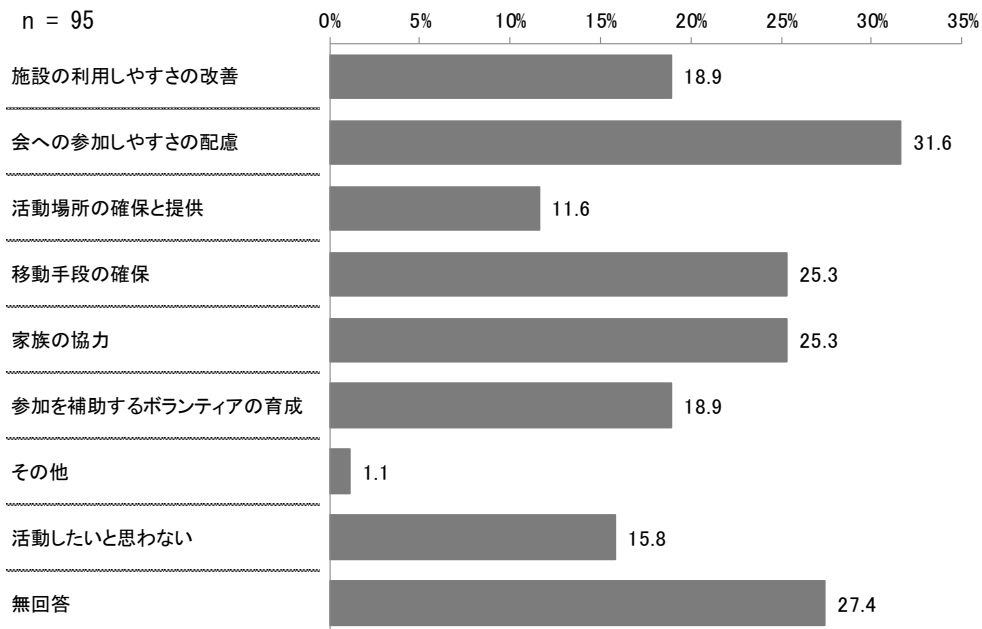
- ▶ ライフステージにおける切れ目のない支援の充実
  - ・ 関係機関とのネットワークの構築
  - ・ 障がい児の放課後や休日等の活動の場の整備の検討
- ▶ 障がいへの理解を深める場の確保
  - ・ 障がい児者についての理解を促進するための実践的な福祉教育・交流の推進

## 7 文化・スポーツ活動の推進

### 現状と課題

文化芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動は、障がいのある人の生きがいづくりや社会参加に重要な活動です。アンケート調査結果では、直近1年間に行った活動としてコンサートや映画の鑑賞や旅行、スポーツ教室・大会・レクリエーションの参加が多くなっています。また、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動などに障がいのある人が参加するために必要なことは、会への参加しやすさの配慮や移動手段の確保が多くなっており、活動に参加しやすい配慮と環境づくりが求められています。

図表3-7 スポーツ、文化芸術活動などに障がいのある人が参加するために必要なこと  
(アンケート調査結果)



### 取組の方針

#### ▶ 障がいの有無に関わらない誰もが参加しやすい環境推進

- ・ スポーツ施設や文化施設のバリアフリー化の推進
- ・ スポーツに親しめる環境を整備

#### ▶ 村有施設の利用推進

- ・ 村有施設等利用や貸出による社会福祉団体等が実施する行事の支援

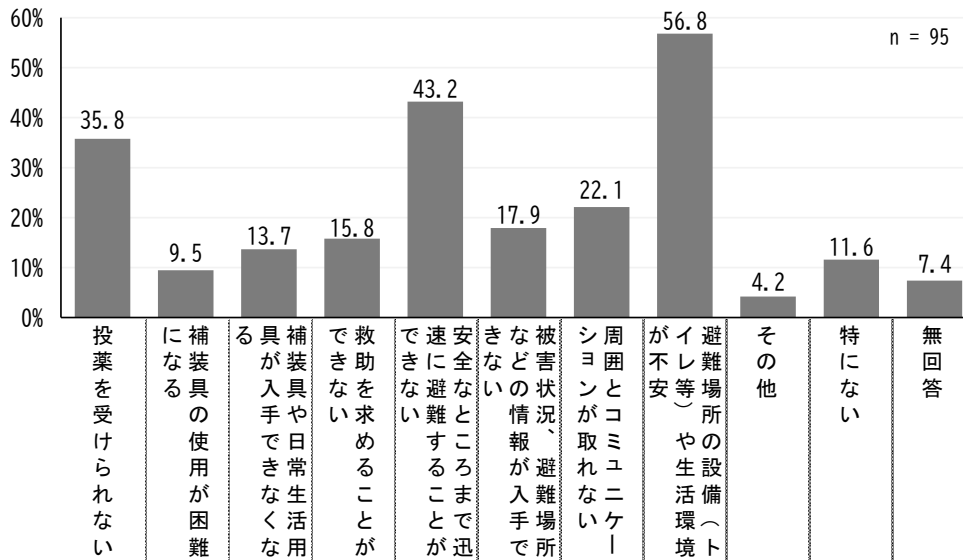


## 8 安心・安全

### 現状と課題

本村では、災害時における障がいのある人などの対策として、飛島村地域防災計画により災害時要配慮者の安全対策を行っています。また、一人暮らしの高齢者や障がいのある人に対して、緊急時にも支援が行き届くように緊急通報システムの貸出を行っています。アンケート調査結果では、災害が発生したときに困ると思うことについて避難場所の設備や迅速な避難が多くなっているため、実践的かつ効果的な避難行動の支援や訓練、福祉避難所の確保が必要になっています。また、投薬を受けられない場合等もあるため、医療的ケアが必要な人への配慮も必要です。障がいのある人などの支援が必要な人の情報を共有し、関係機関が連携して避難計画を作成し災害時に備えることが求められます。

図表3-8 災害が発生したときに困ること(アンケート調査結果)



### 取組の方針

#### ▶ 災害等における緊急時の対策

- ・ 災害時を想定した避難訓練の実施
- ・ 関係者が連携した個別避難計画等の作成
- ・ 緊急時における居場所の確保

## 第4章

## 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

## 1 サービスの提供について

## 1 障害福祉計画・障害児福祉計画について

障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとして策定するものであり、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用量のほか、目標値（数値目標）の設定をします。

## 2 国の基本指針

国が示す基本指針に記載されている基本的理念は、以下のとおりです。

図表4-1 国の基本指針

基本的理念	要旨
① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、サービス等の提供体制の整備を進める。
② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村を実施主体の基本とする。対象となる障がい者等の範囲は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とする。
③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限活用し、提供体制の整備を進める。
④ 地域共生社会の実現に向けた取組	地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築推進に取り組む。
⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援	障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で、障がい種別にかかわらず、質の高い発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図る。また、障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携し、切れ目ない支援を提供する体制の構築を図る。
⑥ 障がい福祉人材の確保・定着	提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのため、専門性を高めるための研修実施、多職種間連携の推進、業務効率化等に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。
⑦ 障がい者の社会参加を支える取組定着	文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

## 2 成果目標と活動指標の設定

### 1 施設入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。

当該目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

#### 【第6期障害福祉計画の実績】

令和元年度末の施設入所者数6人のうち、令和5年度末までの地域生活移行者数を0人と見込んでいます。

図表4-2 施設入所者の地域生活への移行の実績

項目	目標値	実績	考え方
施設入所者数	—	6人	令和元年度末までの施設入所者数
地域生活移行者数	0人	0人	令和元年度末の施設入所者数のうち、令和5年度末までにグループホーム等へ移行した人数
施設入所者減少数	現状維持	現状維持	令和5年度末までの施設入所者の減少数

#### 【第7期障害福祉計画の目標】

令和4年度末の施設入所者数6人のうち、令和8年度末までの地域生活移行者数を0人とします。

図表4-3 施設入所者の地域生活への移行の目標値

項目	目標値	実績	考え方
施設入所者数	—	6人	令和4年度末までの施設入所者数
地域生活移行者数	0人	—	令和4年度末の施設入所者数のうち、令和8年度末までにグループホーム等へ移行した人数
施設入所者減少数	現状維持	—	令和8年度末までの施設入所者の減少数

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。そのため、活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要である。こうした取組により、精神障がい者の精神病床からの退院の促進を図ることとする。

### 【第6期障害福祉計画の実績】

精神障がいのある人の地域生活の支援に向け、関係機関と連携して取り組んでいます。

### 【第7期障害福祉計画の目標】

保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催予定はありませんが、引き続き、精神障がいのある人の地域生活の支援に向け、関係機関と連携して取り組みます。

図表4-4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	0回
協議の場への参加者数	0人	0人	0人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	0回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	3人	3人	3人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	0人	0人	0人

### 3 地域生活支援の充実

#### 【国の基本指針】

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障がいをもつ者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

#### 【第6期障害福祉計画の実績】

弥富市、蟹江町と合同で地域生活支援拠点等（面的整備）を整備しました。  
令和5年度に運用状況の検証・検討を1回実施する見込みです。

図表4-5 地域生活支援拠点等の実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
地域生活支援拠点等の設置数（力所）	1	1	1	1	1	1
運用状況の検証・検討の実施回数（回／年）	1	0	1	0	1	1

#### 【第7期障害福祉計画の目標】

引き続き、地域生活支援拠点等（面的整備）の機能の充実を図り、年1回の運用状況の検証・検討を実施します。

図表4-6 地域生活支援拠点等の目標値

項目	目標値 （令和8年度末）
地域生活支援拠点等の整備	整備済み
地域生活支援拠点等の機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	実施
地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた運用状況を年1回以上検証及び検討	実施
強度行動障がいをもつ者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	実施

図表4-7 地域生活支援拠点等の目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等設置数（力所）	1	1	1
地域生活支援拠点等コーディネーターの配置人数	0	0	1
運用状況の検証・検討の実施回数（回／年）	1	1	1



## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### 【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。

- ①令和8年度中に一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上  
   うち 就労移行支援事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上  
   うち 就労継続支援A型事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.29倍以上  
   うち 就労継続支援B型事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上
- ②令和8年度中に就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ③令和8年度末までに就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とする。
- ④令和8年度末までに就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

### 【第6期障害福祉計画の実績】

令和5年度の福祉施設から一般就労移行者は、1人を目標としており、令和4年度までに1人（就労移行支援）が移行し、令和5年度にも1人（就労継続支援A型）の移行を見込んでいます。

令和5年度の一般就労への移行者における就労定着支援の利用率は、10割を目標としており、令和4年度の就労定着支援の利用者が1人のため、令和5年度も同様にとらえ、10割を見込んでいます。

### 【第7期障害福祉計画の目標】

令和8年度末の一般就労移行者数は、就労移行支援事業からの移行者数を1人とします。また、就労定着支援事業における利用者数を1人とします。

図表4-8 福祉施設から一般就労への移行等の目標値

項目	実績値 (令和3年度末)	目標値 (令和8年度末)
一般就労移行者数	0人	1人
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	0人	1人
就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	0人	0人
就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	0人	0人
一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	—	50%
就労定着支援事業における利用者数	1人	1人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	—	25%

## 5 障害児通所支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの設置

#### 【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

#### 【第2期障害児福祉計画の実績】

児童発達支援センターの機能の一部を、村内にある既存の社会資源を組み合わせて実施しています。

#### 【第3期障害児福祉計画の目標】

関係機関との連携により、地域の実情に応じた児童発達支援センターを1カ所確保します。

図表4-9 児童発達支援センター設置の目標値

項目	目標値 (令和8年度末)
児童発達支援センターの設置	1カ所

### ② 障がい児の地域社会への参加・包括を推進する体制の構築

#### 【国の基本指針】

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

#### 【第3期障害児福祉計画の目標】

関係機関との連携により、令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に取り組みます。

図表4-10 障がい児の地域社会への参加・包括を推進する体制の構築の目標値

項目	目標値 (令和8年度末)
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	実施





### ③ 主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保

#### 【国の基本指針】

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

#### 【第2期障害児福祉計画の実績】

海部圏域において関係機関と連携し、主に重症心身障がいのある児童を支援する事業所を確保しています。

図表4-11 主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保の実績

項目	実績値 (令和5年度末)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1カ所（圏域）
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1カ所（圏域）

#### 【第3期障害児福祉計画の目標】

引き続き、海部圏域において関係機関と連携し、主に重症心身障がいのある児童を支援する事業所の確保に努めます。

図表4-12 主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保の目標値

項目	目標値 (令和8年度末)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1カ所（圏域）
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1カ所（圏域）



#### ④ 医療的ケア児等の支援体制の構築

##### 【国の基本指針】

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

##### 【第2期障害児福祉計画の実績】

関係機関と連携し、医療的ケア児支援のための協議の場を年1回開催しています。医療的ケア児等コーディネーターは令和5年度に5人の配置を見込んでいます。

図表4-13 医療的ケア児等コーディネーター配置人数の実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	4	4	4	5	4	5

##### 【第3期障害児福祉計画の目標】

関係機関と連携し、医療的ケア児等コーディネーターを引き続き配置し、医療的ケア児支援のための協議の場を設けます。

図表4-14 医療的ケア児支援のための協議の場および医療的ケア児等コーディネーターの設置の目標値

項目	目標値 (令和8年度末)
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置済み
医療的ケア児等コーディネーターの配置	実施

図表4-15 医療的ケア児等コーディネーター配置人数の目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	5	5	5

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針】

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

### 【第6期障害福祉計画の実績】

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病等の障がい種別にかかわらず、これらの障がいのある人が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、総合的、専門的な相談支援を行う体制を確保するため、弥富市、蟹江町と共同で基幹相談支援センター（海部南部権利擁護センター）を設置（令和3年1月開設）しました。

### 【第7期障害福祉計画の目標】

引き続き、基幹相談支援センター（海部南部権利擁護センター）において、総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保に努めます。

図表4-16 相談支援体制の充実・強化等の目標値

項目	目標値 (令和8年度末)
基幹相談支援センターの設置	設置済み
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	実施
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組及び必要な協議会の体制の確保	実施

図表4-17 相談支援体制の充実・強化等の目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3件	3件	3件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	2回	2回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回
基幹相談支援センターによる主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
協議会における事例検討の参加事業者・機関数	5機関	5機関	5機関
協議会の専門部会の設置数	3部会	3部会	3部会
協議会の専門部会の実施回数	18回	18回	18回

## 7 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

### 【国の基本指針】

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

### 【第6期障害福祉計画の実績】

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有を年1回実施しました。

図表4-18 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築の実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（人／年）	1	1	1	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有（回／年）	1	1	1	1	1	1

### 【第7期障害福祉計画の目標】

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用及び障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有を年1回実施します。

図表4-19 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築の目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（人／年）	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果（回／年）	1	1	1

## 8 発達障がい者等に対する支援

### 【国の基本指針】

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

また、発達障がい者等に対して適切な支援を行うためには、発達障がいを早期かつ正確に判断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

### 【第7期障害福祉計画の目標】

発達障がい者等に対する支援として、以下の項目について目標数値を設定します。

図表4-20 発達障がい者等に対する支援の目標値

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者数	0人	0人	1人
	実施者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数		0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数		0人	0人	0人



### 3 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込量

#### 1 訪問系サービス

利用者のニーズに応じて、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の確保に努めます。

なお現在、本村には居宅介護、重度訪問介護、同行援護の提供事業所が1カ所あります。必要に応じて事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

図表4-21 訪問系サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護	障がいのある人に対し、居宅において、入浴、排せつ、食事、通院などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいのため、常時介護を必要とする人に対し、居宅や入院時において、長時間にわたり生活全般の介護や移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護などの援助を行うサービスです。
行動援護	自己判断力が制限されている人（重度の知的障がいのある人や重度の精神障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護や移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人で、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に行うサービスであり、緊急のニーズにも臨機応変に対応することのできるサービスです。

## ① 第6期計画と実績

居宅介護は実績が計画を概ね下回って推移しています。同行援護は計画を上回る実績がありました。行動援護の利用者数は計画どおりでしたが、利用時間は実績が計画を下回っています。

図表 4-22 訪問系サービスの第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
居宅介護	利用者数(人/月)	5	4	6	3	7	5
	利用延時間数(時間/月)	80	63	96	63	112	143
重度訪問介護	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用者数(人/月)	0	1	0	1	0	1
	利用延時間数(時間/月)	0	3	0	3	0	3
行動援護	利用者数(人/月)	2	2	2	2	2	2
	利用延時間数(時間/月)	20	18	20	12	20	17
重度障害者等 包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0

## ② 見込量

居宅介護は直近の実績を踏まえ、増加すると見込みます。同行援護および行動援護は令和3年から令和5年までの実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-23 訪問系サービスの見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数(人/月)	5	6	7
	利用延時間数(時間/月)	150	180	210
重度訪問介護	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0
同行援護	利用者数(人/月)	1	1	1
	利用延時間数(時間/月)	3	3	3
行動援護	利用者数(人/月)	2	2	3
	利用延時間数(時間/月)	18	18	30
重度障害者等 包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0

## ③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。



## 2 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、療養介護、短期入所）の確保に努めます。

なお現在、本村には日中活動系サービスの提供事業所はありませんが、近隣の提供事業所との連携により必要に応じてサービスの向上に努めます。

### ① 生活介護

常時介護を必要とする障害支援区分が一定以上の障がいのある人に対し、主として昼間に、障害者支援施設や生活介護事業所において、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。このサービスは、施設入所者も利用できます。

#### ① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、概ね計画どおりに推移しています。

図表 4-24 生活介護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	7	7	7	7	7	8
利用延日数（日／月）	150	145	150	147	150	158

#### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-25 生活介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	8	8	9
利用延日数（日／月）	160	160	180

#### ③ 見込量の確保策

現在の利用事業所より、見込量は確保できると考えます。

## ② 自立訓練（機能訓練）

病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人、また、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持、回復などのための訓練を行うサービスです。

### ① 第6期計画と実績

利用実績はありません。

図表 4-26 自立訓練(機能訓練)の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
利用延日数(日/月)	0	0	0	0	0	0

### ② 見込量

利用実績がなく、見込みはありません。

図表 4-27 自立訓練(機能訓練)の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	0
利用延日数(日/月)	0	0	0



### ③ 自立訓練（生活訓練）

病院や施設を退院、退所した人、また、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上などのための訓練を行うサービスです。

#### ① 第6期計画と実績

利用実績はありません。

図表 4-28 自立訓練(生活訓練)の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	0
利用延日数(日/月)	0	0	0	0	22	0

#### ② 見込量

利用実績がなく、見込みはありません。

図表 4-29 自立訓練(生活訓練)の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	0
利用延日数(日/月)	0	0	0

#### ④ 宿泊型自立訓練（生活訓練）

宿泊型自立訓練（生活訓練）は、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、居住の場を提供し、家事などの日常生活能力向上のための訓練や生活に関する相談、助言を行うサービスです。

##### ① 第6期計画と実績

利用実績はありません。

図表 4-30 宿泊型自立訓練(生活訓練)の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	0
利用延日数(日/月)	0	0	0	0	30	0

##### ② 見込量

利用実績がなく、見込みはありません。

図表 4-31 宿泊型自立訓練(生活訓練)の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	0
利用延日数(日/月)	0	0	0

## ⑤ 就労移行支援

一般就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動やその他の活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

### ① 第6計画と実績

利用者数、利用延日数とも、令和4年度以降は利用実績がありません。

図表 4-32 就労移行支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	1	2	1	0	1	0
利用延日数(日/月)	22	25	22	0	22	0

### ② 見込量

令和3年度から令和5年度の利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-33 就労移行支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	1	1	1
利用延日数(日/月)	22	22	22

### ③ 見込量の確保策

これまでの利用事業所より、見込量は確保できると考えます。

## ⑥ 就労継続支援（A型）

一般企業による雇用等が困難な障がいのある人に対し、雇用契約などに基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

### ① 第6期計画と実績

利用者数、利用日数とも、概ね計画を下回って推移しています。

図表 4-34 就労継続支援(A型)の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	2	1	2	3	2	1
利用延日数(日/月)	44	22	44	38	44	22

### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績、一般就労への移行を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-35 就労継続支援(A型)の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	2	3	3
利用延日数(日/月)	38	57	57

### ③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

## ⑦ 就労継続支援（B型）

一般企業による雇用等が困難な障がいのある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

### ① 第6期計画と実績

利用者数、利用日数とも、概ね計画どおりに推移しています。

図表 4-36 就労継続支援(B型)の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	14	14	15	14	16	15
利用延日数(日/月)	266	257	285	274	304	268

### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえ、やや増加すると見込みます。

図表 4-37 就労継続支援(B型)の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	15	15	15
利用延日数(日/月)	306	306	324

### ③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

## ⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般企業に雇用された障がいのある人に対し、一般就労に伴う生活の課題に対応できるよう、一般企業との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

### ① 第6期計画と実績

利用者数は、計画どおりに推移しています。

図表 4-38 就労定着支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1

### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績、一般就労への移行等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-39 就労定着支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	1	1	1

### ③ 見込量の確保策

現在の利用事業所より、見込量は確保できると考えます。



## ⑨ 就労選択支援

就労を希望する障がいのある人の適性などのアセスメントを行い、事業者と調整のうえ就労系サービスの利用や一般就労を促すためのサービスです。就労選択支援は令和7年10月1日に施行予定となっています。

### ① 第6期計画と実績

サービスの実績はありません。

### ② 見込量

一般就労への移行等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-40 就労選択支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	1

### ③ 見込量の確保策

近隣の提供事業所との連携により、見込量は確保できると考えます。

## ⑩ 療養介護

医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に対し、主として昼間に、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活の世話を医療機関で行うサービスです。

### ① 第6期計画と実績

利用者数は、計画どおり推移しています。

図表 4-41 療養介護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1

### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえ、引き続き横ばいで推移すると見込みます。

図表 4-42 療養介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	1	1	1

### ③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

## ⑪ 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、障がいのある人が施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスで、「福祉型」と「医療型」の2種類があります。なお、親なき後を見据え、自立するための訓練として定期的に利用する場合があります。

### ① 第6期計画と実績

「福祉型」は令和4年度以降利用実績がなく、「医療型」は利用実績がありません。

図表 4-43 短期入所(ショートステイ)の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
福祉型	利用者数(人/月)	2	1	2	0	2	0
	利用延日数(日/月)	14	9	14	0	14	0
医療型	利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	0
	利用延日数(日/月)	0	0	0	0	7	0

### ② 見込量

令和3年度から令和5年までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-44 短期入所(ショートステイ)の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	利用者数(人/月)	1	2	2
	利用延日数(日/月)	7	14	14
医療型	利用者数(人/月)	0	0	1
	利用延日数(日/月)	0	0	7

### ③ 見込量の確保策

「福祉型」はこれまでの利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

「医療型」は近隣の提携事業所との連携により、見込量は確保できると考えます。

### 3 居住系サービス

利用者にとって、真に必要な施設入所支援のサービスの確保を図るとともに、地域における居住の場である共同生活援助（グループホーム）やひとり暮らしを支援する自立生活援助のサービスを確保することにより、施設入所や入院からの地域生活への移行や継続を支援します。

なお現在、本村には居住系サービスの提供事業所はありませんが、近隣の提供事業所との連携により必要に応じてサービスの向上に努めます。

#### ① 自立生活援助

施設入所や入院、グループホームの利用を経て、ひとり暮らしを希望する知的・精神障がいのある人等に対し、地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など一定期間にわたり行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

##### ① 第6期計画と実績

利用実績はありません。

図表 4-45 自立生活援助の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

##### ② 見込量

利用実績がなく、見込量はありません。

図表 4-46 自立生活援助の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	0



## ② 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対し、主として夜間に共同生活を営む居宅において日常生活上の援助を行うサービスです。なお昼間は、日中活動系サービス等を利用します。

### ① 第6期計画と実績

利用者数は、計画を上回って増加しています。

図表 4-47 共同生活援助(グループホーム)の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	4	6	4	6	5	6

### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、やや増加すると見込みます。

図表 4-48 共同生活援助(グループホーム)の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	6	7	7

### ③ 見込量の確保策

これまでの利用事業所により、見込量を確保できると考えます。

### ③ 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。なお昼間は、日中活動系の一部のサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）を利用します。

#### ① 第6期計画と実績

利用者数は、計画どおり推移しています。

図表 4-49 施設入所支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	6	6	6	6	6	6

#### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえ、今後も横ばいで推移すると見込みます。

図表 4-50 施設入所支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	6	6	6

#### ③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。



## 4 相談支援等

### ① 相談支援

障がいのある人の相談支援には、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」があります。「計画相談支援」は障害福祉サービスなどを利用するためのサービス等利用計画の作成や見直し、「地域移行支援」は入所している障がいのある人や入院している精神障がいのある人が地域生活に移行するための相談、「地域定着支援」は施設・病院から退所・退院し、地域生活が不安定な障がいのある人に対して常時の連絡体制や緊急時の相談の支援等を行うサービスです。

なお現在、本村には計画相談支援の提供事業所が1カ所あります。必要に応じて事業所への指導を行いサービスの向上に努めます。

#### ① 第6期計画と実績

「計画相談支援」は、概ね増加しています。

「地域移行支援」「地域定着支援」は、実績がありません。

図表 4-51 相談支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援利用者数(人/月)	10	11	20	13	12	15
地域移行支援利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
地域定着支援利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

#### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-52 相談支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援利用者数(人/月)	15	15	15
地域移行支援利用者数(人/月)	0	0	0
地域定着支援利用者数(人/月)	0	0	0

#### ③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

## ② 長期入院の精神障がいのある人の地域移行に伴う基盤整備

精神障がいのある人が、地域社会の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、福祉、住まい、社会参加（就労を含む）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制整備に都道府県が主体となり取り組んでいます。

その1つの取り組みとして、精神病床における1年以上の長期入院患者数の地域移行に伴う基盤整備量について、都道府県が統一の推計式により利用者数を設定しています。本村としても、引き続き、長期入院の精神障がいのある人の地域生活に移行するための支援に努めます。

### ① 第6期計画と実績

利用実績はありません。

図表 4-53 長期入院の精神障がいのある人の地域以降に伴う基盤整備の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

### ② 見込量

本村における利用者数の見込みはありません。

図表 4-54 長期入院の精神障がいのある人の地域以降に伴う基盤整備の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	0



## 4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するものです。地域生活支援事業には、「必須事業」と市町村の判断により実施する「任意事業」があります。

地域生活支援事業を実施するにあたっては、効率性、効果性の観点から、真に必要なサービスの見直しなどを図るとともに、サービス利用に際しては、利用者負担など、公平性の確保に努めます。

### 1 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対し、幅広く障がいや障がいのある人への理解を深めるため、イベントや広報活動等を行う事業です。

引き続き、イベントや作品展を通じた啓発活動、広報活動、学園における福祉学習の実施等に努めます。

#### ② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域の住民などによる交流活動などの自発的な取り組みを支援する事業です。

引き続き、障がい者団体やボランティアの活動の支援に努めます。

#### ③ 相談支援事業

障がいのある人やその介助者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護を行うとともに、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などの住宅入居等に関する支援を行う事業です。

## ① 第6期計画と実績

障害者相談支援事業は、3カ所の事業所に委託して実施しています。なお、海部南部権利擁護センター（基幹相談支援センターとしての機能を持つ）は、令和3年1月に弥富市、蟹江町と共同で設置しました。

図表 4-55 相談支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害者相談支援事業 実施力所数（カ所）	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター 設置力所数（カ所）	1	1	1	1	1	1

## ② 見込量

引き続き、障害者相談支援事業を実施するとともに、海部南部権利擁護センターを通じて関係機関等との連携を図り、障がいのある人を支えるネットワークの構築に努めます。なお、基幹相談支援センター等機能強化事業等の実施については、令和5年度より実施しており、今後も関係機関と調整・連携します。

図表 4-56 相談支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業 実施力所数（カ所）	3	3	3
基幹相談支援センター 設置力所数（カ所）	1	1	1

## ④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいや精神障がいのある人に対し、申立てに要する費用など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成する事業です。

### ① 第6期計画と実績

利用実績はありません。

図表 4-57 成年後見制度利用支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/年)	0	0	1	0	1	0

### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績はありませんが、海部南部権利擁護センターをはじめとする関係機関と連携し、成年後見制度の利用を促進することにより、今後は次のとおり見込みます。

図表 4-58 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/年)	1	1	1

## ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見などの業務を適正に行う法人を確保するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の支援を行う事業です。

今後、必要に応じて支援のあり方を検討します。

## ⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、手話通訳者を設置する事業です。

### ① 第6期計画と実績

利用実績はありません。

図表 4-59 意思疎通支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣件数(件/年)	1	0	1	0	1	0
要約筆記者派遣件数(件/年)	1	0	1	0	1	0
設置手話通訳者数(人)	0	0	0	0	0	0

### ② 見込量

利用者数の見込みはありません。

図表 4-60 意思疎通支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣件数(件/年)	0	0	0
要約筆記者派遣件数(件/年)	0	0	0
設置手話通訳者数(人)	0	0	0

## ⑦ 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。近隣自治体と連携し、研修を実施しています。

### ① 第6期計画と実績

修了者数は、概ね計画どおりに推移しています。

図表 4-61 手話奉仕員養成研修事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
修了者数(人/年)	1	0	1	1	1	1

### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-62 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
修了者数(人/年)	1	1	1

## ⑧ 日常生活用具給付等事業

「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類の日常生活用具を給付する事業です。

### ① 第6期計画と実績

排泄管理支援用具は計画を下回って推移しています。

図表 4-63 日常生活用具給付等事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具（件／年）	0	0	0	1	1	0
自立生活支援用具（件／年）	0	2	1	0	0	0
在宅療養等支援用具（件／年）	1	1	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具（件／年）	0	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具（件／年）	90	72	90	81	90	82
居宅生活動作補助用具（件／年）	0	1	1	0	0	0

### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-64 日常生活用具給付等事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具（件／年）	1	1	1
自立生活支援用具（件／年）	0	0	0
在宅療養等支援用具（件／年）	0	0	0
情報・意思疎通支援用具（件／年）	1	2	2
排泄管理支援用具（件／年）	81	82	82
居宅生活動作補助用具（件／年）	0	0	0

## ⑨ 移動支援事業

屋外における移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などに参加するため、外出時の移動を支援する事業です。

### ① 第6期計画と実績

利用者数は計画どおりの推移となりましたが、利用時間数は計画を上回る推移となりました。

図表 4-65 移動支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/年)	3	3	3	3	3	4
利用延時間数(時間/年)	245	623	245	532	245	540

### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-66 移動支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/年)	4	4	4
利用延時間数(時間/年)	540	540	540

### ③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。



## ⑩ 地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、地域の実情に応じた創作的活動や生活活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

### ① 第6期計画と実績

計画どおりで推移しています。

図表 4-67 地域活動支援センター事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業所数（力所）	2	2	2	2	2	4
利用者数（人／年）	2	2	2	2	2	4

### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえ、引き続き横ばいで推移すると見込めます。

図表 4-68 地域活動支援センター事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数（力所）	4	4	4
利用者数（人／年）	4	4	4

### ③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。



## 2 任意事業

### ① 訪問入浴サービス事業

身体に重度の障がいのある人の居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業です。

#### ① 第6期計画と実績

利用実績はありません。

図表 4-69 訪問入浴サービス事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/年)	0	0	0	0	1	0
利用延日数(日/年)	0	0	0	0	30	0

#### ② 見込量

利用実績はありませんが、今後は次のとおり見込みます。

図表 4-70 訪問入浴サービス事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/年)	0	0	1
利用延日数(日/年)	0	0	30

#### ③ 見込量の確保策

近隣の提供事業所との連携により、見込量は確保できると考えます。

## ② 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供する事業です。

### ① 第6期計画と実績

利用者数は計画どおりに推移していますが、利用日数は計画を上回って推移しています。

図表 4-71 日中一時支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/年)	3	2	3	2	3	2
利用延日数(回/年)	345	500	345	431	345	384

### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-72 日中一時支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/年)	2	2	2
利用延日数(回/年)	384	384	384

### ③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

### ③ 社会参加支援

障がいのある人の社会参加を促進するため、身体障がいのある人が、就労などのため、自らが所有する自動車を運転しやすいように改造するために必要な費用の一部を助成する自動車改造費助成事業を実施します。

#### ① 第6期計画と実績

利用者数は、概ね計画どおり推移しています。

図表 4-73 自動車改造費助成事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/年)	0	1	0	0	1	1

#### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-74 自動車改造費助成事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/年)	1	1	1

## 5 障害児通所支援等の見込量

### 1 障害児通所支援

利用者のニーズに応じて、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）の確保に努めます。

なお現在、本村には障害児通所支援の提供事業所はありませんが、近隣の提供事業所との連携により必要に応じてサービスの向上に努めます。

#### ① 児童発達支援

集団療育や個別療育を行う必要がある主に未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

##### ① 第2期計画と実績

利用実績はありません。

図表 4-75 児童発達支援の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	0
利用延日数(日/月)	0	0	0	0	7	0

##### ② 見込量

利用実績はありませんが、早期療育の観点から次のとおり見込みます。

図表 4-76 児童発達支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	1
利用延日数(日/月)	0	0	7

##### ③ 見込量の確保策

近隣の提供事業所との連携により、見込量は確保できると考えます。

## ② 医療型児童発達支援

肢体不自由の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援や治療を行うサービスです。

### ① 第2期計画と実績

利用実績はありません。

図表 4-77 医療型児童発達支援の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	0
利用延日数(日/月)	0	0	0	0	7	0

### ② 見込量

利用実績はありませんが、重症心身障がい児の支援の観点から、次のとおり見込みます。

図表 4-78 医療型児童発達支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	1
利用延日数(日/月)	0	0	7

### ③ 見込量の確保策

近隣の提供事業所との連携により、見込量は確保できると考えます。

### ③ 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

#### ① 第2期計画と実績

利用者数、利用時間数とも、計画を概ね上回って推移しています。

図表 4-79 放課後等デイサービスの第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	10	15	11	15	12	14
利用延時間数(日/月)	180	214	198	225	216	194

#### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえ、今後も増加すると見込みます。

図表 4-80 放課後等デイサービスの見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	15	15	16
利用延時間数(日/月)	230	230	250

#### ③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

## ④ 保育所等訪問支援

訪問支援員が障がいのある児童の通う保育所や幼稚園などを訪問し、集団生活において、他の児童と適応するための専門的な支援を行うサービスです。

### ① 第2期計画と実績

利用実績はありません。

図表 4-81 保育所等訪問支援の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	0
利用延日数(日/月)	0	0	0	0	1	0

### ② 見込量

利用実績はありませんが、早期支援の観点から、次のとおり見込みます。

図表 4-82 保育所等訪問支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	1
利用延日数(日/月)	0	0	1

### ③ 見込量の確保策

近隣の提供事業所との連携により、見込量は確保できると考えます。

## ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどのために外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

### ① 第2期計画と実績

利用実績はありません。

図表 4-83 居宅訪問型児童発達支援の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	0
利用延日数(日/月)	0	0	0	0	1	0

### ② 見込量

利用実績はありませんが、重症心身障がい児の支援の観点から、次のとおり見込みます。

図表 4-84 居宅訪問型児童発達支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	1
利用延日数(日/月)	0	0	1

### ③ 見込量の確保策

近隣の提供事業所との連携により、見込量は確保できると考えます。



## 2 障害児相談支援等

### ① 障害児相談支援

障がいのある児童が障害児通所支援を利用する際に利用計画を作成し、利用開始以降、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うサービスです。

なお現在、本村には提供事業所が1カ所あります。事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成や個別事例における専門的な助言、指導を行い、相談支援の質の向上に努めます。

#### ① 第2期計画と実績

計画をやや上回って推移しています。

図表 4-85 障害児相談支援の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数(人/月)	1	4	1	1	3	6

#### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-86 障害児相談支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数(人/月)	5	5	5

#### ③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

### 3 障がいのある児童の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援事業等の利用を希望する障がいのある児童が、適切な支援等を受けられるよう、保育所・認定こども園、放課後児童健全育成事業における体制の整備に努めます。

#### ① 保育所・認定こども園

保育所は、施設により異なりますが、0歳から5歳までの児童のうち、保護者が就労等のために家庭で保育できない児童を、保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園は、施設により異なりますが、保育が必要な0歳から2歳までの児童と、保護者の就労等の有無にかかわらず3歳から5歳までの児童が利用できる、保育と教育を一体的に行う施設です。

#### ① 第2期計画と実績

いずれの利用も計画を下回って推移しています。

図表 4-87 保育所・認定こども園の障がいのある児童の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
保 育 所 (人/月)	12	3	12	4	12	1
認定こども園 (人/月)	2	1	2	2	2	3

#### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-88 保育所・認定こども園の障がいのある児童の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保 育 所 (人/月)	3	3	3
認定こども園 (人/月)	2	2	2

#### ③ 見込量の確保策

現在利用のある保育所・認定こども園により、見込量は確保できると考えます。

## ② 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の居場所を確保するため、主に小学校の余裕教室を活用して実施し、障がいのある児童の支援を行っています。

### ① 第2期計画と実績

利用者は増加しており、計画を上回って推移しています。

図表 4-89 放課後児童健全育成事業の障がいのある児童の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
放課後児童健全育成事業 (人/月)	4	8	4	8	4	6

### ② 見込量

令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表 4-90 放課後児童健全育成事業の障がいのある児童の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後児童健全育成事業 (人/月)	7	7	7

### ③ 見込量の確保策

現在利用中の放課後児童健全育成事業の実施により、見込量は確保できると考えます。

## 第5章

## 計画の推進に向けて

### 1 推進体制

#### 1 総合的な推進体制

障がいのある人の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関・団体、障害福祉サービス事業者や医療、教育、雇用を含めた関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。

これを担う自立支援協議会が障害者総合支援法により位置付けられ、サービス等利用計画の質の向上、地域移行のネットワークや資源開発、地域における障がい者虐待防止等のためのネットワークの役割の強化等が必要なことから、さらなる運営の活性化を図っていくことが求められています。

本村は、弥富市、蟹江町との共同により海部南部障害者自立支援協議会を設置し、計画の推進のため、その進捗状況、実施事業等に対する評価を行い、効果的かつ適切な事業の推進に努めるとともに、地域が抱える様々な課題に対して自立支援協議会が中心となって取り組んでいきます。

また、計画の推進にあたっては、関係部局との連携や村民との協働に努めます。

#### 2 関係機関等との連携支援体制

関係機関等との緊密な連携を図るため、本村は、弥富市、蟹江町との共同により海部南部障害者自立支援協議会を設置しています。自立支援協議会は、福祉、医療、保健、教育、就労などの分野の支援者や有識者、障がい者関係団体等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、連携の緊密化を図り、障がいのある人の支援やその体制の整備について協議することとしています。

引き続き、自立支援協議会を通じて、関係機関等と緊密に連携し、障がいのある人の支援やその体制の整備を図ります。

### 2 進捗管理

#### 1 進捗の把握と分析・評価

計画に示す成果目標については、毎年、進捗を把握し、分析・評価を行います。なお、活動指標（障害福祉サービス等と障害児通所支援等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。

#### 2 計画や方策の見直し

計画の成果目標の分析・評価の結果、さらには、経済や社会の情勢の変化、共生型サービスの進展など、国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行います。

## 第6章 資料

### 1 計画策定の経緯

計画の策定に先立って、障がいのある人のニーズ等を把握するために、アンケートのほか、障がい者団体及び支援者を対象としたフォーカスグループインタビューや当事者を対象とした訪問調査を実施しました。これらを通して把握した障がいのある人を取り巻く現状と課題を踏まえて、計画づくりに取り組みました。計画案の作成にあたっては、飛島村障害者福祉計画策定委員会及び海部南部障害者自立援協議会よりご意見をいただきました。

年 月 日	内 容
令和5年6月17日(土)～ 6月30日(金)	障がい福祉に関するアンケート
令和5年7月18日(火)、 7月19日(水)	フォーカスグループインタビュー
令和5年7月13日(木)～ 7月20日(木)	訪問調査
令和5年10月26日(木)	第1回飛島村障害者福祉計画策定委員会 (1) 障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画について (2) 各種調査結果の報告について ・障がい者を取り巻く現状と課題 ・障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書 ・令和5年度各種計画策定に向けた報告書 (3) 本村の計画素案について ・障害者福祉計画の基本指針について ・障害福祉計画・障害児福祉計画の基本指針及びサービス見込量について
令和5年11月29日(水)	海部南部障害者自立支援協議会(全体会)
令和6年1月4日(木)～ 2月2日(金)	パブリックコメント → 0件(参考意見1件)
令和6年1月24日(水)	第2回飛島村障害者福祉計画策定委員会 (1) パブリックコメント等の意見について (2) 飛島村第4次障害者福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)について
令和6年1月30日(火)～ 2月8日(木)	愛知県への意見聴取
令和6年3月6日(水)	「飛島村第4次障害者福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の決定

## 2 飛島村障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する飛島村障害者福祉計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する飛島村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する飛島村障害児福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、広く村民及び関係者の参画の下に諸課題の検討を行うため、飛島村障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 社会福祉協議会等福祉団体関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 障害者
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (6) 村の職員
- (7) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- (飛島村障害者福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 飛島村障害者福祉計画策定委員会設置要綱（平成17年）は、廃止する。

附 則（平成25年訓令第14号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第2号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第7号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

## 3 飛島村障害者福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

職名	氏名	所属等
委員長	渡辺 良和	社会福祉協議会長
副委員長	佐野 徹	副村長
委員	荒川 直之	医師代表
委員	松久 勝彦	歯科医師代表
委員	多田 一	薬剤師代表
委員	橋本 涉	議会文教厚生委員長
委員	平野 宗治	民生委員協議会長
委員	鈴木 幸広	区長代表
委員	山口 博文	身体障害者福祉協議会長 身体障害者相談員
委員	浅井 晴美	心身障害児(者)保護者会長 知的障害者相談員
委員	森 章人	特別養護老人ホーム やすらぎの里施設長
委員	田村 結美	海部南部権利擁護センター 相談員
委員	山本 剛史	飛島村障害者相談支援事業所 希望 相談支援専門員
委員	児玉 正康	飛島学園校長
委員	福谷 晶	民生部長
事務局	伊藤 澄雄	民生部福祉課長
	栗本 聡江	民生部福祉課課長補佐 (地域包括支援センター)
	岡田 充央	民生部福祉課主事

スーパーバイザー：飛島村日本一健康長寿村研究会 安梅勅江（筑波大学教授）



## 4 アンケート調査票

「誰もが住み続けられる障がい者にやさしいむらづくり」をめざして

福祉に関するアンケートにご協力をお願いします

日頃より、飛島村の福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。  
本村では、障がい者施策全般と障がいのある方への福祉サービスの向上を図る「第4次  
障害者福祉計画および第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の策定に向けた取り組みを  
進めております。そのため、村内にお住まいの障がい者手帳等をお持ちの村民の皆様は福祉サ  
ービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため  
のアンケート調査を実施いたします。

この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答  
内容が明らかにされたりすることはありません。

また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎  
資料としてのみ使用し、その他の目的で使われることはありません。調査の趣旨をご理解いた  
だき、ご協力をお願いします。

令和5年6月

飛島村長 加藤 光彦

<ご回答にあたって>

- 1 令和5年6月1日時点の内容をご記入をお願いします。
- 2 何らかの事情で、ご本人が記入できない場合は、ご家族の方などがご本人の意思を尊重して  
ご記入をお願いします。
- 3 質問に選択肢があるものは、あてはまる番号に○をつけてください。お答えが選択肢の中の「そ  
の他」にあてはまる場合は、( ) 内に具体的に記入をお願いします。
- 4 答えたくない質問は、無回答のまま、次の質問にお進みください。
- 5 記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、

6月30日(金)までに、郵便ポストに投函してください。

●アンケートについてのお問合せ

飛島村役場 民生部 福祉課

住所：〒490-1434 飛島村大字松之郷三丁目4番地の1（すこやかセンター）

電話：0567-52-1001

○ご記入者についておたずねします。

問1 このアンケートにご記入いただくのはどなたですか。(○は1つ)

1. 本人      2. 家族      3. その他 ( )

※これ以降、この調査票が郵送された宛名の方を「あなた」と呼びますので、ご本人(この調査票の対象者)の状況などについて、お答えください。

○あなた(封筒の宛名の方)についておたずねします。

問2 あなたの年齢は満何歳ですか(令和5年6月1日現在)

満 ( ) 歳

問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つ)

1. 男性      2. 女性      3. その他      4. 答えたくない

問4 あなたは、現在誰と暮らしていますか。(○は1つ)

1. ひとり暮らし      2. 家族と同居      3. 仲間と同居      4. その他 ( )

問4-1 問4で「2. 家族と同居」を選択された方におたずねします。

いっしょに住んでいる家族は、あなたを含めて何人ですか。

( ) 人家族

問5 あなたの障がいは、どのような障がいですか。(○はいくつでも)

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| 1. 視覚障がい           | 6. 知的障がい    |
| 2. 聴覚・平衡機能障がい      | 7. 精神障がい    |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障がい | 8. 発達障がい    |
| 4. 肢体不自由           | 9. 指定難病     |
| 5. 内部障がい           | 10. その他 ( ) |

問6 あなたがお持ちの手帳や受給者証はどれですか。該当するものに○つけて、括弧に数字かアルファベットを記入してください。(○はいくつでも)

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 1. 身体障害者手帳 ( ) 級 | 3. 精神障害者保健福祉手帳 ( ) 級 |
| 2. 療育手帳 ( )      | 4. 特定医療費(指定難病)受給者証   |

問7 あなたは現在医療的ケアを受けていますか。(〇はいくつでも)

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1. 気管切開    | 5. 鼻腔経管栄養  | 9. その他 ( ) |
| 2. 人工呼吸器   | 6. 中心静脈栄養  | 10. 受けていない |
| 3. 吸入・吸引   | 7. 透析      | 11. わからない  |
| 4. 胃ろう・腸ろう | 8. カテーテル留置 |            |

〇あなたの日常生活上の支援および支援者についておたずねします。

問8 あなたは、日常生活(お住まい等での普段の生活)で支援を必要とすることがありますか。(〇は1つ)

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 1. 支援を必要とすることがある | → 問9へ  |
| 2. 支援を必要とすることはない | → 問12へ |

問9 問8で「1. 支援を必要とすることがある」を選択された方におたずねします。  
あなたをいつも支援してくれる方は、次のうちどなたですか。(〇は1つ)

- |            |          |                |
|------------|----------|----------------|
| 1. 配偶者     | 5. きょうだい | 9. ヘルパー        |
| 2. 父母・義父母  | 6. 祖父母   | 10. その他 ( )    |
| 3. 子ども     | 7. 孫     | 11. いない → 問11へ |
| 4. 子どもの配偶者 | 8. 親戚    |                |

問10 いつも支援してくれる方の年齢は、次のどれにあてはまりますか。(〇は1つ)

- |         |         |         |          |
|---------|---------|---------|----------|
| 1. 10歳代 | 3. 30歳代 | 5. 50歳代 | 7. 70歳代  |
| 2. 20歳代 | 4. 40歳代 | 6. 60歳代 | 8. 80歳以上 |

問11 いつも支援してくれる方が病気などで、将来支援してもらえなくなった場合、あなたはどのようにしたいと思いますか。(〇は1つ)

- |                         |
|-------------------------|
| 1. 家族の中の他の人に支援されたい      |
| 2. ヘルパーなどの支援により自宅で暮らしたい |
| 3. グループホームで暮らしたい        |
| 4. 施設に入所したい             |
| 5. その他 ( )              |

○あなたの福祉サービスなどの利用についておたずねします。

問12 あなたは、どの区分の福祉サービス受給者証を持っていますか。(○は1つ)

- |        |        |        |           |          |
|--------|--------|--------|-----------|----------|
| 1. 区分1 | 3. 区分3 | 5. 区分5 | 7. 区分なし   | 9. わからない |
| 2. 区分2 | 4. 区分4 | 6. 区分6 | 8. 持っていない | → 問14へ   |

問13 あなたは、現在、障害福祉サービス(介護保険制度での利用は除きます。)などを利用していますか。(○は1つ)

- |       |        |          |
|-------|--------|----------|
| 1. はい | 2. いいえ | → 問13-3へ |
|-------|--------|----------|

問13-1 問13で「1. はい」を選択された方におたずねします。

次のうちどのサービスを利用していますか。(○はいくつでも)

- |               |                |            |
|---------------|----------------|------------|
| 1. 居宅介護       | 9. 療養介護        | 17. 日中一時支援 |
| 2. 生活介護       | 10. 共同生活援助     | 18. 日常生活用具 |
| 3. 就労移行支援     | 11. 施設入所支援     | 19. その他    |
| 4. 就労継続支援(A型) | 12. 計画相談支援     | ( )        |
| 5. 就労継続支援(B型) | 13. 児童発達支援     |            |
| 6. 就労定着支援     | 14. 放課後等デイサービス |            |
| 7. 短期入所(福祉型)  | 15. 障害児相談支援    |            |
| 8. 短期入所(医療型)  | 16. 移動支援       |            |

問13-2 障害福祉サービスなどを利用する上で困っていることはありますか。

(○はいくつでも)

- |                        |
|------------------------|
| 1. サービス提供や内容に関する情報が少ない |
| 2. サービス事業者が少ない         |
| 3. サービス利用の手続きが大変       |
| 4. 事業者との日時などの調整が大変     |
| 5. 利用できる回数や日時が少ない      |
| 6. サービスの質に不満がある        |
| 7. ほかの利用者との人間関係        |
| 8. 利用者負担が大きい           |
| 9. その他 ( )             |
| 10. とくに困っていることはない      |

問13-3 問13で「2. いいえ」を選択された方におたずねします。

障害福祉サービスなどを利用していない理由は何ですか。(〇は1つ)

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| 1. 利用方法がわからない       | 5. サービスの利用料が高い |
| 2. 利用しなくても生活に支障はない  | 6. その他 ( )     |
| 3. 利用しても効果がない       | 7. 特にない        |
| 4. サービスがあることを知らなかった |                |

問14 福祉サービスをより利用しやすくするために、あなたは何が必要だと思えますか。  
(〇はいくつでも)

- |                           |
|---------------------------|
| 1. サービスについての情報提供を行う       |
| 2. 事業所を選択しやすくするための情報提供を行う |
| 3. サービスの利用手続きをわかりやすくする    |
| 4. 気軽に相談できる場所(人)を充実する     |
| 5. 障がいの特性にあったサービスを設ける     |
| 6. サービスの支給量を増やす           |
| 7. サービスの利用トラブルに対応する場を充実する |
| 8. その他 ( )                |
| 9. 特にない                   |

問15 40歳以上の方におたずねします。あなたは、介護保険の要介護認定を受けていますか。(〇は1つ)

- |         |         |           |           |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 1. 要支援1 | 4. 要介護2 | 7. 要介護5   | 10. わからない |
| 2. 要支援2 | 5. 要介護3 | 8. 事業対象者  |           |
| 3. 要介護1 | 6. 要介護4 | 9. 受けていない |           |

問16 障害福祉サービスや介護保険サービス以外に、あなたは次のうちのどのサービスを利用していますか。(〇はいくつでも)

- |          |                       |             |
|----------|-----------------------|-------------|
| 1. 配食    | 6. 外出同行               | 11. その他 ( ) |
| 2. 調理    | 8. 見守り・声かけ            | 12. 利用していない |
| 3. 掃除・洗濯 | 7. 移送サービス(介護・福祉タクシー等) |             |
| 4. 買い物   | 9. サロンなど定期的な通いの場      |             |
| 5. ごみ出し  | 10. 敬老センター運動教室(60歳以上) |             |

○あなたの住まいのことについておたずねします。

問17 あなたの現在の住まいは、次のうちどれですか。(○は1つ)

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1. 持ち家         | 4. 福祉施設 (障害者支援施設) |
| 2. 借家 (アパート含む) | 5. 福祉施設 (高齢者施設)   |
| 3. グループホーム     | 6. その他 ( )        |

問18 あなたは、これからの生活をどこで送りたいですか。(○は1つ)

- |                |            |
|----------------|------------|
| 1. 自宅 (家族等と同居) | 4. 入所施設    |
| 2. 自宅 (ひとり暮らし) | 5. その他 ( ) |
| 3. グループホーム     | 6. わからない   |

問18-1 問17で「1. 持ち家」または「2. 借家 (アパート含む)」を選択された方におたずねします。

これからの生活をどのように送りたいですか。(○は1つ)

- |                      |
|----------------------|
| 1. 誰の支援も受けなくて暮らしたい   |
| 2. 家族の支援で暮らしたい       |
| 3. ヘルパーなどの支援により暮らしたい |
| 4. その他 ( )           |

○あなたの外出のことについておたずねします。

問19 あなたは、どの程度外出していますか。また、移動手段は何ですか。

- |              |
|--------------|
| 外出の程度 (○は1つ) |
| 1. ほぼ毎日      |
| 2. 週に数日      |
| 3. 月に数日      |
| 4. ほとんど外出しない |

- |                                       |                       |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 「1」～「3」と答えた方<br>外出するときの移動手段 (○はいくつでも) |                       |
| 1. 徒歩 (車いす含む)                         | 5. タクシー<br>(福祉タクシー含む) |
| 2. 自転車                                | 6. バス                 |
| 3. 自家用車 (自分で運転)                       | 7. 電車                 |
| 4. 自家用車 (家族が運転)                       | 8. その他 ( )            |

問20 外出する上で困っていることはありますか。(〇はいくつでも)

1. 道路の段差や施設の階段などのバリアが多い
2. 乗物や施設の案内表示がわかりにくい
3. まわりとのコミュニケーションがとれない
4. 支援者がいない
5. 交通費の負担が大きい
6. 移動手段がない
7. 周囲の目が気になる
8. その他 ( )
9. 特にない

問21 あなたは、この1年間にどのような活動をしましたか。また、今後どのような活動をしたいですか。あてはまるものすべての欄に〇をつけてください。

区分	1年間に したこと	今後したい こと
1. コンサートや映画の鑑賞、スポーツ等の観戦		
2. スポーツ教室・大会・レクリエーションへの参加		
3. 旅行、キャンプ等		
4. 趣味の同好会活動		
5. 文化芸術活動（絵画、作品制作等）		
6. ボランティア等の社会活動		
7. 自治会・地域活動		
8. 障がいのある仲間とのふれあい		
9. その他 ( )		
10. 特にない		

問22 スポーツやレクリエーション、文化芸術活動、社会活動などに障がいのある方が参加するために、あなたはどのようなことが必要だと思えますか。(〇はいくつでも)

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 1. 施設の利用しやすさの改善 | 5. 家族の協力            |
| 2. 会への参加しやすさの配慮 | 6. 参加を補助するボランティアの育成 |
| 3. 活動場所の確保と提供   | 7. その他 ( )          |
| 4. 移動手段の確保      | 8. 活動したいと思わない       |

○あなたの通院のことについておたずねします。

問23 あなたは、どのくらいの頻度で通院していますか。(○は1つ)

1. ほぼ毎日      2. 週に数日      3. 月に数日      4. ほとんど通院しない

問24 通院する上で困っていることはありますか。(○はいくつでも)

1. 専門的な治療を行う医療機関が身近にない      6. 医療費や交通費の負担が大きい  
 2. 専門的なりハビリができる機関が身近にない      7. 移動手段がない  
 3. 気軽に往診を頼める医師がいない      8. 周囲の目が気になる  
 4. 歯科診療を受けられない      9. 特にな  
 5. 支援者がいない      10. その他 ( )

○あなたの就労のことについておたずねします。

問25 あなたの就労や就学の状況は、次のうちどれにあたりますか。(○は1つ)

1. 仕事をしている → 問26へ  
 ※仕事には、就労移行支援・就労継続支援事業所や作業所等での作業を含みます。  
 2. 仕事はしていない → 問27へ  
 3. 通学中、職業訓練中 → 問27-2へ

問26 仕事をしている方(問25で「1. 仕事をしている」を選択された方)におたずねします。

問26-1 どのような形で働いていますか。(○は1つ)

1. 正職(社)員  
 2. 正職(社)員以外(アルバイト、パート、契約社員、派遣社員等)  
 3. 自営業(家の仕事の手伝いを含む)  
 4. 就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、作業所等を利用  
 5. その他 ( )



問26-2 仕事の悩みや困っていることはありますか。(〇はいくつでも)

1. 仕事が難しい
2. コミュニケーションがうまくとれない
3. 職場等の施設・設備のバリアフリーが十分でない
4. 障がいについて理解や配慮をしてもらえない
5. 職場までの通勤が大変である
6. 通院のための休みが取りにくい
7. その他 ( )
8. 特にない

※問28へ進んでください。

問27 仕事をしていない方(問25で「2. 仕事はしていない」を選択された方)におたずねします。

問27-1 働いていない理由は、次のうちどれにあたりますか。(〇はいくつでも)

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 1. 働くところがないため    | 5. 病気のため       |
| 2. 通勤が困難なため      | 6. 重度の障がいがあるため |
| 3. 自分に合った仕事がないため | 7. 家事に専念しているため |
| 4. 高齢のため         | 8. その他 ( )     |

問25で「2. 仕事はしていない」「3. 通学中、職業訓練中」を選択された方におたずねします。

問27-2 今後(学校等卒業後を含む)、働きたいと思いますか。(〇は1つ)

- |                          |   |        |
|--------------------------|---|--------|
| 1. 働きたい                  | → | 問27-3へ |
| 2. 働きたいが自分の身体状況等を考えると難しい | → | 問28へ   |
| 3. 働くつもりはない、または、働く必要がない  | → | 問28へ   |

問27-3 問27-2で「1. 働きたい」を選択された方におたずねします。

どのような形で働きたいですか。(○は1つ)

1. 正職(社員)
2. 正職(社員)以外(アルバイト、パート、契約社員、派遣社員等)
3. 自営業(家の仕事の手伝いを含む)
4. 就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、作業所等を利用
5. その他( )
6. 考えていない

問27-4 問27-3で「4. 就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、作業所等を利用」を選択された方におたずねします。

ふれあいの郷内にある「さくら作業所」を知っていますか。

1. 知っており、空きがあれば利用したい
2. 知っているが、利用する予定はない
3. 聞いたことはある
4. まったく知らない

問28 障がいのある方が働くために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。

(○はいくつでも)

1. 正規に雇用してくれる職場があること
2. パートなどで短時間でも働ける職場があること
3. 通院やその日の体調等に合わせて休みや遅刻・早退ができること
4. 障がいについて理解してくれること
5. 同じ障がいのある人たちが働いていること
6. 仕事に慣れるまで、誰かが付き添って指導してくれること
7. 障がいがあっても働きやすいように環境が工夫されていること
8. 通勤(交通)手段が確保されていること
9. 福祉施設の作業工賃が増えること
10. 就労について、継続して相談支援してくれること
11. 障害者職業センター、職業訓練校等で訓練ができること
12. その他( )
13. 特に必要ない

○あなたの日頃の生活や相談等のことについておたずねします。

問29 福祉サービスや就労などの障がい福祉についてどこに(誰に)相談していますか。  
(○はいくつでも)

- |                                 |                    |
|---------------------------------|--------------------|
| 1. 家族・親族                        |                    |
| 2. 友人・知人・近所の人                   |                    |
| 3. 保育園・幼稚園・認定こども園・学校            |                    |
| 4. 医療機関                         |                    |
| 5. サービスを受けているところ(施設、作業所、事業所)の職員 |                    |
| 6. ホームヘルパー                      | 10. 障害者相談支援事業所の相談員 |
| 7. 職場の人                         | 11. 民生委員・児童委員      |
| 8. 役場の職員                        | 12. その他( )         |
| 9. 社会福祉協議会の職員                   | 13. 誰もいない、相談しない    |

問30 現在の相談体制について、どのように感じていますか。(○はいくつでも)

1. 満足している
2. 近所に相談の場や人がいない
3. 気軽に相談できる場や人がいない
4. 夜間・休日に相談できる場や人がいない
5. 専門的な相談窓口が不足している
6. コミュニケーションの手助けやサポートが十分でない
7. わからない
8. その他( )

問31 あなたは障がい福祉に関する情報を、どこから知ることが多いですか。  
(○はいくつでも)

- |                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| 1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース |                     |
| 2. インターネット                 | 7. 学校関係者(保育所(園)を含む) |
| 3. 家族や親せき、友人・知人            | 8. 医療機関             |
| 4. サービス事業所の人や施設職員          | 9. 民生委員・児童委員        |
| 5. 障がい者団体や家族会の広報誌          | 10. 相談支援専門員         |
| 6. 行政機関                    | 11. その他( )          |



問35 障がいのある18歳未満の方におたずねします。

通園・通学、学校生活や日常生活での困りごとや悩みはありますか。(〇はいくつでも)

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| 1. 学習や勉強のこと     | 4. きょうだいの世話のこと |
| 2. 放課後や休日の生活のこと | 5. 学校での友人のこと   |
| 3. 通園や通学のこと     | 6. その他 ( )     |

問36 障がいのある18歳未満の方におたずねします。

発達の中で困ったとき、どこに(誰に)相談しますか。(〇はいくつでも)

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 1. 子育て支援センター(きらきら教室) | 7. 同じような悩みを抱えた保護者 |
| 2. 相談支援事業所(相談員)      | 8. 友人・知人          |
| 3. 保健センター(保健師、発達心理士) | 9. 配偶者            |
| 4. 医療機関              | 10. 父母・義父母        |
| 5. 保育所(園)            | 11. その他 ( )       |
| 6. 児童館               | 12. 相談しようと思わない    |

〇あなたの生活全般のことについておたずねします。

問37 あなたは、現在の生活についてどのように感じていますか。(〇は1つ)

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1. 満足している         | 4. 満足していない         |
| 2. どちらかといえば満足している | 5. どちらかといえば満足していない |
| 3. どちらともいえない      |                    |

問38 あなたは、障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをした経験がありますか。(〇は1つ)

- |          |             |       |
|----------|-------------|-------|
| 1. 現在もある | 2. 過去に経験がある | 3. ない |
|----------|-------------|-------|

問39 どのような場所で、差別を受けたり、嫌な思いをしましたか。(〇はいくつでも)

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| 1. 職場            | 6. 買い物などでの外出先 |
| 2. 通園・通学先        | 7. 病院や診療所     |
| 3. 仕事を探しているとき    | 8. 住んでいる地域    |
| 4. 移動しているとき      | 9. その他 ( )    |
| 5. 余暇活動や仕事などの訪問先 |               |

問40 日常生活において、障がいのある方への虐待やそれを疑うような現場を見たり、聞いたりしたことはありますか。(〇は1つ)

1. ある

→さしつかえなければ、それはどのようなことかご記入ください。

2. あまりない

3. 全くない

問41 日常生活において、あなたの障がいについて理解や配慮があり、よかったと感じたことはありますか。(〇は1つ)

1. ある

→さしつかえなければ、それはどのようなことかご記入ください。

2. あまりない

3. 全くない

問42 あなたは障がいのある人が地域や社会に積極的に参加できるようにするために、大切なことは何だとお考えですか。(〇は3つまで)

1. 障がいのある人が参加しやすい機会をつくる

2. 障がいのある人も使いやすい施設をつくる

3. 移動困難な障がいのある人に配慮して、交通機関や道路を整備する

4. 地域や社会の人々が障がいのある人を受け入れられるよう、広報や福祉教育を充実する

5. 障がいのある人の社会参加を補助するボランティアを育成する

6. 家族が積極性を持ち、障がいのある人へ社会参加を支援する

7. 障がいのある人自身が積極性を持つ

8. 仲間づくり

9. その他 ( )

10. わからない

問43 障がいのある方が安心して暮らせるため、特に村に取り組んでほしいことはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

1. 障がいについての理解の促進
2. 建物などのバリアフリー化
3. ホームヘルプサービスなどの居宅介護の充実
4. 日中を過ごせる通いの場の充実
5. 緊急時に一時的に利用できる場の充実
6. グループホームや住宅の充実
7. 健診などの保健サービスの充実
8. 雇用支援や就労支援の充実
9. 送迎や外出の支援
10. 保育所(園)や学校における障がい児への対応
11. 障がい児の放課後や長期休みへの支援
12. 専門的な相談支援
13. 保護者や介護者等の交流の場の充実
14. 情報の取得利用や意思疎通についての支援
15. 地域住民同士の助け合いの促進
16. その他 ( )
17. 特にない

〇村の施設の今後についておたずねします。

問44 飛島村では、現在ふれあいの郷再編事業により多世代や障がいのある人が集える交流拠点としての整備を進めています。あなたは今後のふれあいの郷が交流の拠点としてどのような場所になればよいと思いますか。(〇はいくつでも)

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 子どもから高齢者まで誰でも交流できる場所 | 6. 就労できる場所          |
| 2. 買い物や飲食のできる場所         | 7. 学びの場所            |
| 3. 誰もが健康づくりに取り組める場所     | 8. ボランティアなどの活躍できる場所 |
| 4. 気軽に過ごすことができる場所       | 9. その他 ( )          |
| 5. ものづくりができる場所          |                     |

問45 今後、あなたがもし、ふれあいの郷で働くとしたら、どのような仕事をしてみたいですか。(〇はいくつでも)

1. 飲食 (注文を聞く、料理を作る、運んだりする など)
2. 農業・園芸 (野菜や果物を作る、草むしりをする、花の手入れをする など)
3. 清掃 (館内の汚れを落としたり、ゴミを拾いきれいにする など)
4. その他 ( )

・ご意見がありましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

記入していただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、6月30日(金)までに、郵便ポストへ投函してください。





飛島村第4次障害者福祉計画  
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月

発行：飛島村 編集：民生部福祉課

〒490-1434

愛知県海部郡飛島村大字松之郷三丁目46番地の1

TEL 0567-52-1001

FAX 0567-52-1009

URL <https://www.vill.tobishima.aichi.jp>